

第4編 地震災害応急対策計画

第1章 住民避難

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|----------------------|----|----|----|-----------------------------------|
| 第1節 組織体制 | ● | | | 各部、関係機関 |
| 第2節 動員体制 | ● | | | 各部、関係機関 |
| 第3節 情報の収集・伝達 | ● | ● | | 総務部総務班、総務部情報班、総務部調査班、関係各部班、関係機関 |
| 第4節 災害広報・広聴対策 | ● | ● | | 総務部総務班、住民福祉部救助物資班、関係各部班、関係機関 |
| 第5節 応援の要請・受入れ | ● | | | 総務部総務班、総務部情報班、関係各部班、関係機関 |
| 第6節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ | ● | ● | | 総務部総務班、総務部情報班、関係機関 |
| 第7節 交通規制・緊急輸送活動 | ● | | | 総務部総務班、住民福祉部救助物資班、建設環境部建設産業班、関係機関 |
| 第8節 災害救助法の適用 | ● | | | 総務部総務班、住民福祉部救護厚生班、関係機関 |

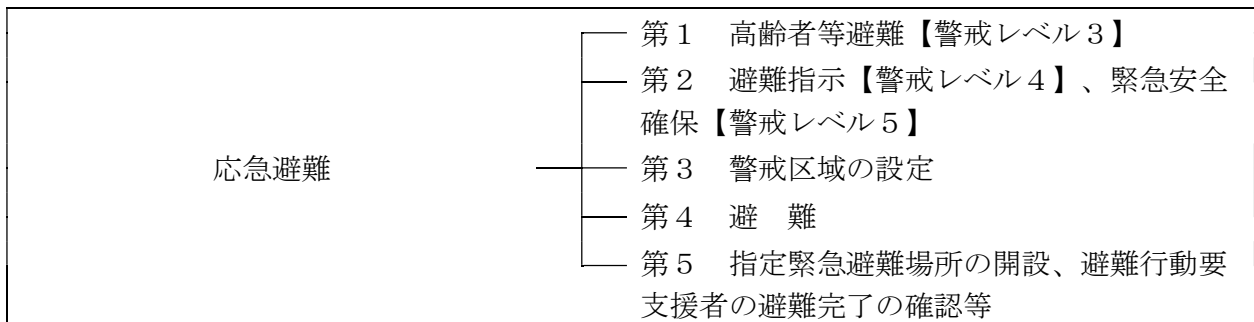
第1節 応急避難

地震発生後の二次的災害危険から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定、避難誘導、並びに避難行動要支援者の避難完了確認等必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・建設環境部建設産業班・消防団・関係機関

《対策の体系》



■三段階の避難指示等一覧

| | 実施責任者 | 要件 | 措置 | 災害の種類 |
|--------------------|---------------------|--|--------------------------------------|-------|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | 町長 | 人的被害の発生する可能性の高まった場合において、避難行動に要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき | ・住民に対する避難準備 ・避難行動要支援者等に対する避難行動の開始 | 災害全般 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | 町長 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき | ・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) | 災害全般 |
| | 知事 | 災害の発生により、町がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | ・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) | 災害全般 |
| | 警察官 | 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、町長から要求があったとき | ・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) | 災害全般 |
| | | 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき | ・避難等の措置 | 災害全般 |
| | 自衛隊 | 災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき | ・避難等の措置 | 災害全般 |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき | ・立退きの指示 | 地すべり |
| | 知事、その命を受けた職員又は水防管理者 | 洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき | ・立退きの指示 | 洪水 |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | 町長 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき | ・緊急安全確保の指示 | 災害全般 |
| | 県知事 | 災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | ・緊急安全確保の指示 | 災害全般 |
| | 警察官等 | 市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市町村長 | ・緊急安全確保の指示 | 災害全般 |

| | 実施責任者 | 要件 | 措置 | 災害の種類 |
|--|-------|------------|----|-------|
| | | から要求があったとき | | |

第1 高齢者等避難【警戒レベル3】

事態の推移によっては当該地域等に避難指示等を実施することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、避難の準備を周知する。

1 高齢者等避難の発令

- (1) 高齢者等避難の発令は、本部長（町長）が関係機関と協議し、地区の住民の生命又は身体を地震災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発表する。本町域内において、地震発生時における高齢者等避難の発令のめやすは以下のとおりである。
- ア 倒壊のおそれのある建物や延焼火災発生等で、気象予警報等に基づき、風向如何によっては危険が及ぶおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難指示等を発令することが予想されるとき
- イ 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき
- ウ 市街地火災が延焼拡大するおそれがあるとき
- (2) 住民福祉部救護厚生班は、高齢者等避難が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通報し、所定の計画に基づき入所者・利用者の安全避難の確保を図るよう指示する。
- (3) 各部各班は、高齢者等避難が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に避難行動要支援者の迅速な避難が必要となるため、避難行動要支援者台帳等を活用して、速やかに、かつ安全な避難に配慮するよう要請する。

2 高齢者等避難の周知の実施要領

高齢者等避難を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、高齢者等避難の発令は、町ホームページ掲載を行うとともに、防災行政無線により町内全区長に対し、その旨通報する。

■高齢者等避難の実施要領

| 区分 | 基準及び方法 |
|------|--|
| 条件 | 地震災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想される場合 |
| 伝達内容 | 発表者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法 |
| 伝達方法 | 防災行政無線、大淀あらかしテレビ、町ホームページ、広報車による伝達、奈良県防災行政通信ネットワークシステム、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送(NHK奈良放送局等報道機関に要請)を併用する。 |

第2 避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】

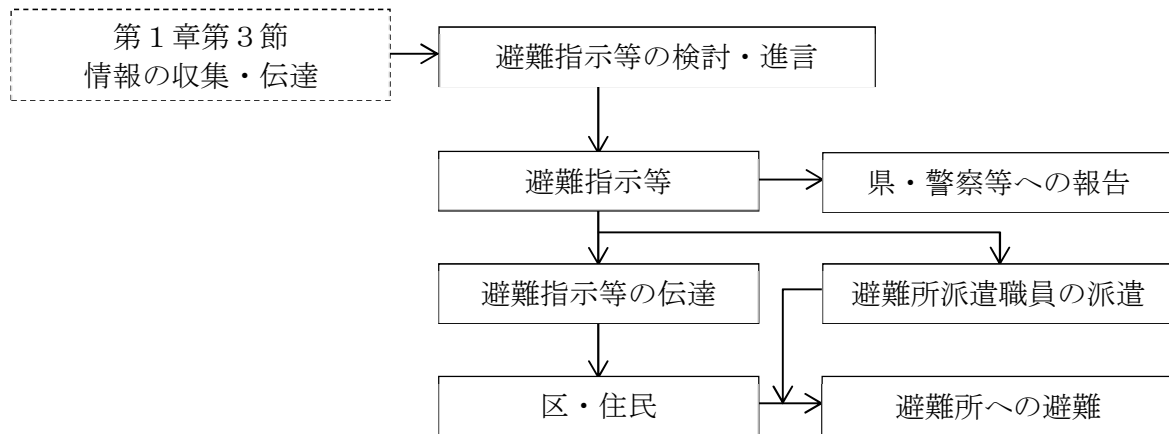
住民の生命又は身体を地震災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

実施責任者は、指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、町長は、必要な場合には、気象台、河川管理者（県、国）等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができる。

■ 応急対策の流れ



1 指示者

避難指示等を行う者は、次のとおりとする。

■ 避難指示等の指示者

| 災害の種類 | 内容(要件) | 指示者 |
|-------|--|-----------------------|
| 災害全般 | 住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。または事態に照らし緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。(災害対策基本法) | 町長 |
| | 町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法) | 知事 |
| | 町長が避難の指示をできないと認められる場合又は町長から要求があった場合は、避難のための立退き又は緊急安全確保を指示する。(災害対策基本法) | 警察官 |
| | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を講じる。(警察官職務執行法) | 警察官 |
| | 警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講じる。(自衛隊法) | 災害派遣を命じられた部隊の自衛官 |
| 洪水 | 洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。(水防法) | 知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者 |
| 地すべり | 地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。(地すべり等防止法) | 知事又はその命を受けた職員 |

2 避難指示の発令

(1) 町長、知事若しくはその命を受けた職員又はその他の実施責任者

避難指示等は、本部長(町長)、知事又はその他の実施責任者が当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。

本町域内において、地震発生時における指示のめやすは以下のとおりである。

- ア 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき
- イ 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき
- ウ 市街地火災が延焼拡大するおそれがあるとき

(2) 住民福祉部救護厚生班

避難指示等が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通報し、入所者・利用者の安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

(3) 各部各班

避難指示等が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に避難行動要支援者の安全避難に配慮するよう要請する。

3 避難指示等の周知の実施要領

避難指示等を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、避難指示等発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、防災行政無線により町内全区長に対し、その旨通報する。

| 区分 | 基準及び方法 |
|------|---|
| 条件 | 災害のおそれが高い場合 |
| 伝達内容 | 避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等 |
| 伝達方法 | 広報車による伝達、奈良県防災情報システム、防災行政無線、大淀あらかしテレビ、テレビ放送、ラジオ放送(NHK奈良放送局等報道機関に要請)、電話による口頭伝達、サイレン(水防第4号信号)を併用する。 |

(1) 緊急安全確保

町長等は、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、避難を要する地区の住民に対し、緊急安全確保措置の指示を行う。

緊急安全確保とは、高所への移動、近傍の牽固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置である。

4 避難指示等の連絡

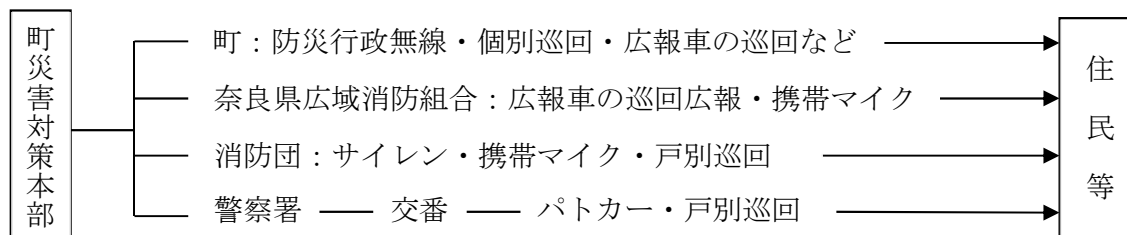
(1) 町長が避難指示等を行った場合

町長は、避難指示等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 町長以外が避難指示等を行った場合

町長以外が避難指示等を行った場合は、直ちに総務部総務班に報告し、町長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

■避難指示等の伝達系統



(3) 報告事項

報告に際しては、可能な限り次の事項について報告する。

- ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の種類
- イ 発令時刻
- ウ 対象地域
- エ 対象世帯数及び人員
- オ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

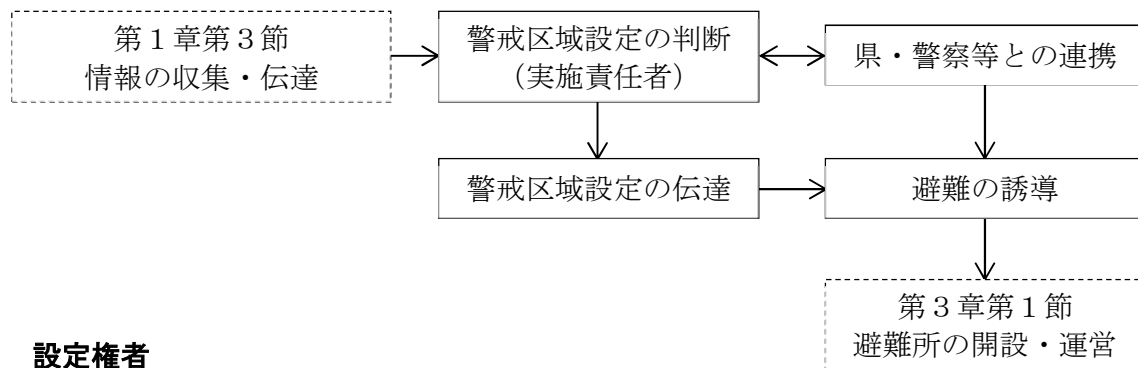
5 避難路の確保

建設環境部建設産業班は、県、県警察（吉野警察署）、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

■応急対策の流れ



1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

■警戒区域の設定権者

| 設定権者 | 要件 | 措置 | 根拠規定 | 災害の種類 |
|------------------------------|--|---|--------------|---------------|
| 町長 又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき | 災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる | 災害対策基本法第63条 | 災害全般 |
| 知事 | 災害の発生により、町がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | | 災害対策基本法第63条 | 災害全般 |
| 警察官 | 町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | 災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる | 災害対策基本法第63条 | 災害全般 |
| | 消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | 消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限 | 消防法第28条、第36条 | 水害を除く 災害全般 |

| 設定権者 | 要件 | 措置 | 根拠規定 | 災害の種類 |
|------------------------|---|---|--------------------------|---------------|
| | 水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | 水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限 | 水防法 第 21 条 | 水害 |
| 自衛官 | 町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき | 災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる | 災害対策 基本法 第 63 条 | 災害全般 |
| 消防職員又は 消防団員 | 円滑な消火活動等の確保のため | 消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限 | 消防法 第 28 条、 第 36 条 | 水害を除く 災害全般 |
| 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者 | 円滑な水防活動等の確保のため | 水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限 | 水防法 第 21 条 | 水害 |

2 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、総務部総務班が町におけるとりまとめにあたる。

- (1) 本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から住民の退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 本部長（町長）は、県警察（吉野警察署）、消防団、区・自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、町と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第4 避難

地震発生後の二次的災害危険から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、避難行動要支援者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 事業所は、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (3) 避難者は、食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要な身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。
- (4) 避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌にもたせ携行すること。
- (5) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。
- (6) 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し品（マスク等を含む）として平時から準備しておくこと。
- (8) その他避難準備情報による自主的避難呼びかけ、避難指示等が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

2 避難誘導

町長が避難指示等を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 避難所への住民の避難誘導

消防団は、県警察（吉野警察署）の協力を得るとともに、区・自主防災組織、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。

なお、要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等に基づき、区・自主防災組織を中心に地域団体と連携しながら、速やかに在宅要援護高齢者、障がい者等の安否確認を行うとともに、住民福祉部で把握している要援護者情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。

また、被災により援護の必要な避難行動要支援者の迅速な発見、保護に努める。

(2) 学校、病院等公共施設における誘導

学校、病院、社会福祉施設等公共施設においては、原則として施設の管理責任者及び防火管理者が、避難誘導を実施する。

(3) 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

資料編：10-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

3 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

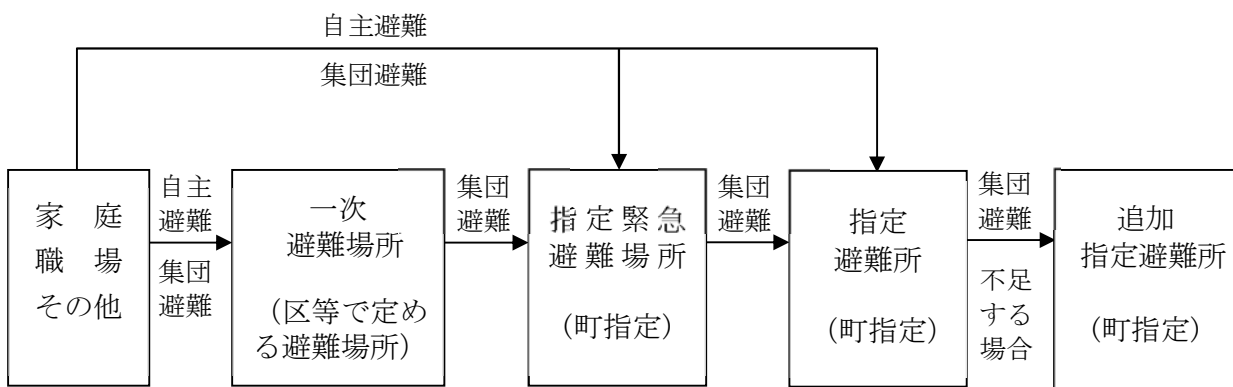
- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、老人、幼児、傷病者、障がい者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 特に、火災等の発生や、家屋・石垣・歩道橋の倒壊などによる道路遮断もあるため、避難の誘導には注意を払い安全かつ迅速に行う。
- (4) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。
- (6) 火災、爆発、有毒ガス漏洩、浸水等で最初の避難所が危険と判断された場合は、住民福祉部救護厚生班の指示に基づき、近くの他の避難所へ移動する。

4 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、保育所、社会福祉施設、病院等集団避難を必要とする施設にあつては、日頃から町、消防組合、警察署等関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、地震災害時に安全な避難ができるよう関係機関と連絡を密にする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難の順位
- エ 避難誘導責任者。補助者
- オ 避難誘導の要領。措置
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡し方法
- ク 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- ケ 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

■避難のパターン



第5 指定緊急避難場所の開設、避難行動要支援者の避難完了の確認等

1 指定緊急避難場所の開設及び避難収容状況のとりまとめ

- (1) 町長は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、住民の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行った場合、又は避難を求める住民（自主避難）がいる場合は、その状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、住民にその旨周知する。
- (2) 選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに避難所を開設する。だし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。
- (3) 住民福祉部救護厚生班は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。
- (4) 指定避難所が開設された場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

2 避難行動要支援者の避難完了確認

避難行動要支援者の避難完了確認は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階ごとに住民福祉部救護厚生班が、以下のとおり関係各部、各施設管理者、区・自主防災組織、団体・事業所、並びに奈良県広域消防組合・消防団の協力を得て行う。

- (1) 在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難については、原則として高齢者等避難発令段階において、完了させる。
- (2) 要配慮者利用施設の入所者・利用者については、各施設管理者が住民福祉部に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階ごとに避難完了を速やかに報告する。その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。
- (3) 避難指示等が発令された場合、高齢者等避難発令段階において、避難完了が確認されない在宅の要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難については、所定の避難行動要支援者避難支援プランに基づき、最寄りの高所・緊急避難ビル等へ緊急避難するよう措置する。
- (4) 住民福祉部は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画に基づき、住民福祉部で把握している避難行動要支援者情報と指定緊急避難場所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

3 避難の解除

総務部総務班は、地震災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

資料編：8-1 指定緊急避難場所および指定避難所一覧表

資料編：8-2 福祉避難所一覧表

資料編：8-3 指定緊急避難場所・指定避難所位置図

資料編：18-6 避難所開設・運営に関する様式

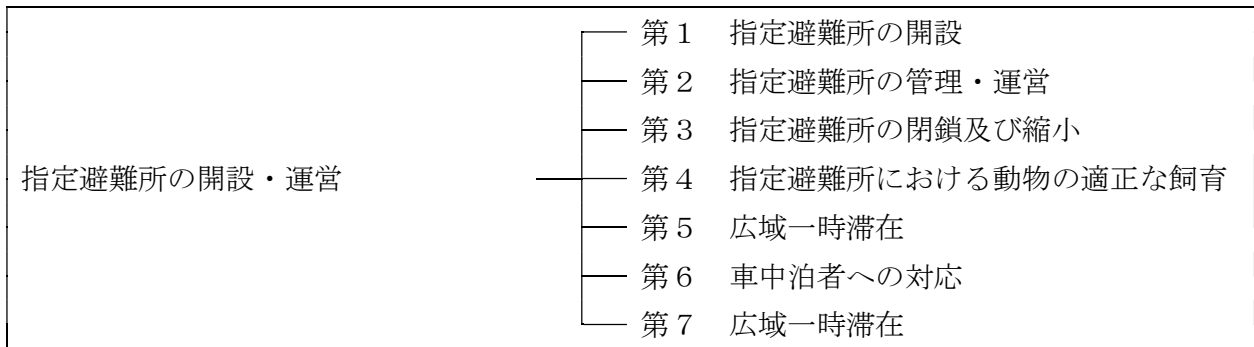
第2節 指定避難所の開設・運営

本部長（町長）は、地震による家屋の損壊、滅失等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する指定避難所を開設する。

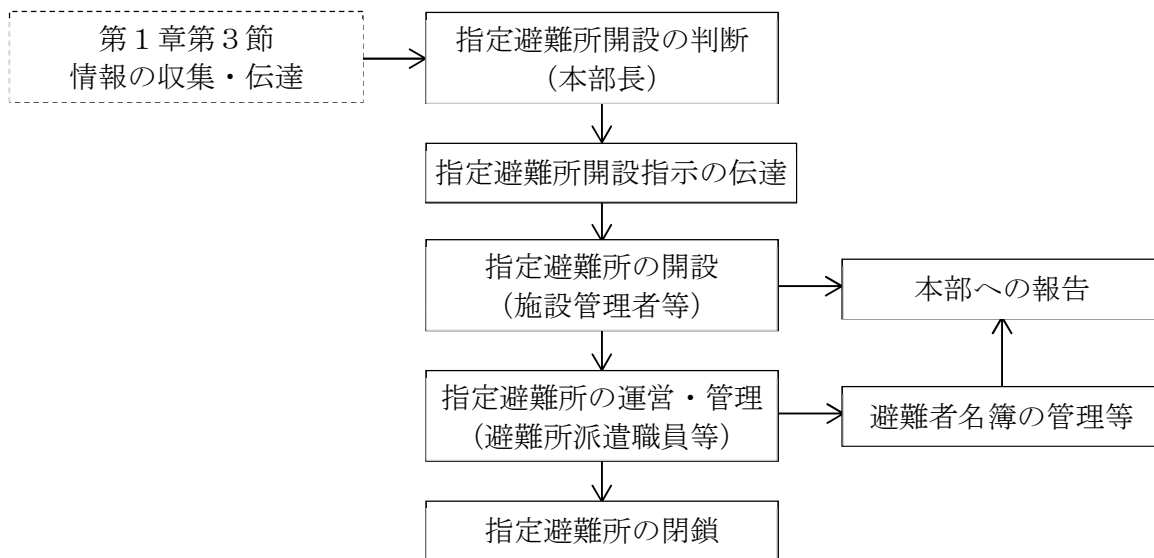
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、住民福祉部救護厚生班がとりまとめを行う。

1 指定避難所の開設基準

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しない。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合、施設管理者等は、あらかじめ選定した指定避難所の安全を確認したうえで、その全てを開設する。

(2) 震度5弱又は5強の場合は、指定避難所の安全を確認したうえで、避難状況に応じて、開設する。

(3) 震度4以下の場合は、必要に応じて開設する。

なお、事前に指定した避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

それでも不足するときは、県等への要請などにより、必要な施設の確保を図る。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づける。

追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

2 避難収容の対象者

(1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等により緊急避難の必要がある者

(3) その他、町長が必要と認める者

3 指定避難所の開設方法

施設管理者は、各指定避難所を開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、住民福祉部救護厚生班の指示伝達により、所定の避難所派遣職員が指定避難所に参集し、施設の警備担当者等と協力して指定避難所を開設する。

また、町内の指定避難所に被災者を収容できないときは、県又は県内他市町村に対し被災者の移送及び収容について要請する。

町長は、他地域への移送を要請したときは、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

指定避難所における主な感染症対策については以下のとおりで、町避難所運営マニュアル感染症対策バージョンに基づき実施する。

ア 避難者を受け入れる前に、一般避難者と感染可能性者がわかれて避難できるよう事前に避難スペースの確認を行う。

イ 受付時に避難者に検温を行い、手指のアルコール消毒とマスク着用を呼びかける。

ウ 入館時には必ず手指の消毒を徹底してもらう。

エ 感染症対策チラシを掲示し、手洗い、咳エチケット、定期的な換気を徹底するよう呼びかける。

オ 避難者が密集しないようできるだけ多くの部屋を開放する。

4 福祉避難所の開設

住民福祉部救護厚生班は、自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設のうち必要分を福祉避難所として開設する。

また、避難所での滞在が困難な要配慮者や、滞在中に介護等が必要となった避難者については、必要に応じて福祉避難所の開設又は開設した施設へ移動を行う。

5 県への通知

総務部総務班は、住民福祉部救護厚生班の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

報告内容は、次のとおりとする。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 避難所名、避難世帯数、避難者数

第2 指定避難所の管理・運営

住民福祉部救護厚生班は、町避難所運営マニュアル等に基づき、施設管理者の協力を得て、指定避難所を運営・管理するが、区・自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって、指定避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

2 指定避難所の運営

(1) 運営主体

指定避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。避難所生活が長期にわたると予想される場合は、区等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

避難所運営にあたり留意する事項としては、次に示すとおりである。

- ア 避難者による自主的な運営
- イ 避難所の運営における男女共同参画
- ウ 男女ニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮
- エ 要配慮者等で配慮を必要とする者のニーズ
- オ 性別によらない役割分担

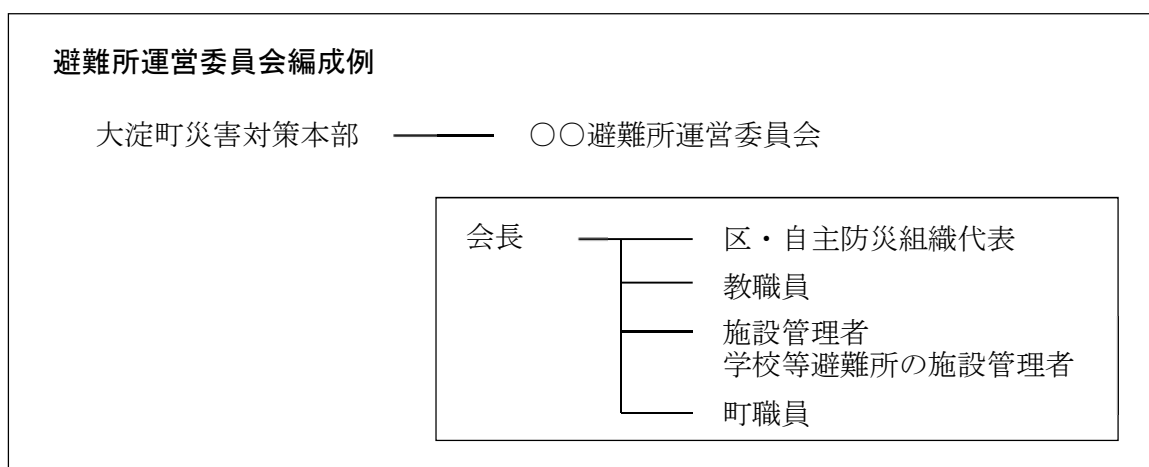
(2) 避難所運営委員会の編成

避難所管理責任者は、被災住民を早期に収容するため、指定避難所ごとに区・自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会（仮称）を設置して、対応するよう努める。

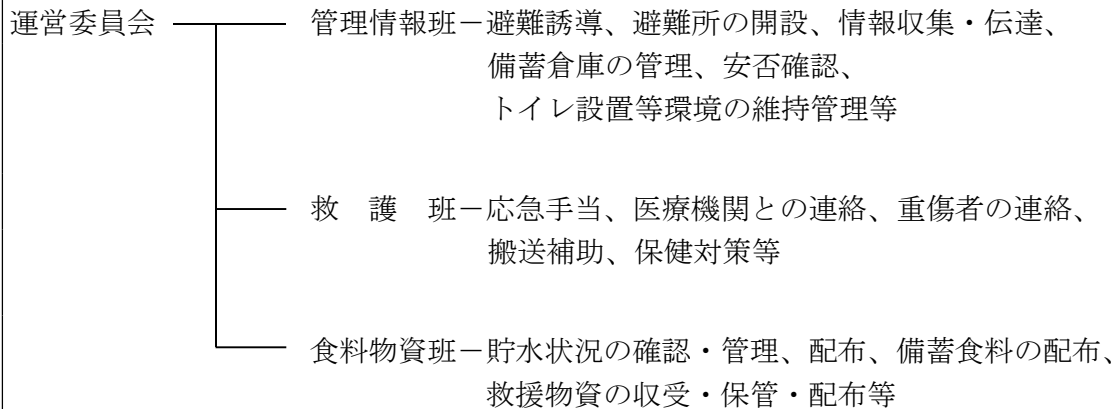
この場合、学校などの指定避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求める。

なお、避難所運営委員会の編成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた体制とするよう助言する。

■避難所運営委員会の編成例



避難所運営委員会の班構成編成例



3 ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

4 指定避難所の管理

(1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿を作成し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者収容記録簿を作成する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握に努める。

資料編：18－9 被災者に関する様式

(2) 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について住民福祉部救護厚生班を通じて住民福祉部救助物資班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館内放送等により応急対策の実施状況・予定等の情報の提供を行うとともに、避難者心得等を掲示し、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

(4) 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の心のケアやプライバシーの確保、老若男女のニーズの違い等を踏まえるとともに、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施など生活環境の整備に努める。

(5) 要配慮者等への配慮

避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。

また、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所

の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について住民福祉部救護厚生班を通じて住民福祉部救助物資班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

ウ スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

エ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について住民福祉部救護厚生班と協議する。

オ 必要に応じて老人福祉施設、障がい者福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう住民福祉部救護厚生班と協議する。

(6) 臨時教育及び保育施設の開設

管理責任者は、必要に応じて臨時教育及び保育施設の開設について、教育委員会教育班あるいは住民福祉部救護厚生班と協議する。

資料編：8-1 「指定緊急避難場所」および「指定避難所」一覧表

資料編：8-2 福祉避難所一覧表

資料編：8-3 指定緊急避難場所・指定避難所位置図

資料編：18-6 避難所開設・運営に関する様式

5 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

① 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

② 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

③ 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、男女共同参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

② 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 要配慮者に関すること

(ア)避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ)視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

④ 衛生に関する事

(ア)仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ)食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ)保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(エ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

⑤ その他

(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ)男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

(ウ)暑さ寒さ対策に努める。

(エ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(3) 安定期

安定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料、物資に関する事

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 要配慮者に関する事

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関する事

(ア)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ)保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

第3 指定避難所の閉鎖及び縮小

県及び町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、指定避難所の早期解消に努める。

また、施設の本来機能を回復するため、災害地の状況が落ち着き、避難者が帰宅できる状態になった場合は、指定避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、指定避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- (1) 住民福祉部救護厚生班は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- (2) 管理責任者は、指定避難所を閉鎖した場合、その旨を、住民福祉部救護厚生班を通じて総務部総務班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- (3) 指定避難所を閉鎖した場合、総務部総務班はその都度知事に報告する。

第4 指定避難所における動物の適正な飼育

飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。
- (2) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し、その他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

第5 在宅被災者等への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第6 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第7 広域一時滞在

本部長（町長）は、地震災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等をかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域一時滞在に関する支援を要請する。

第3節 要配慮者の支援

住民福祉部救護厚生班は、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、関係機関・団体・事業所等と連携し継続した支援活動に努める。

《担当部・機関》

住民福祉部救護厚生班・総務部情報班

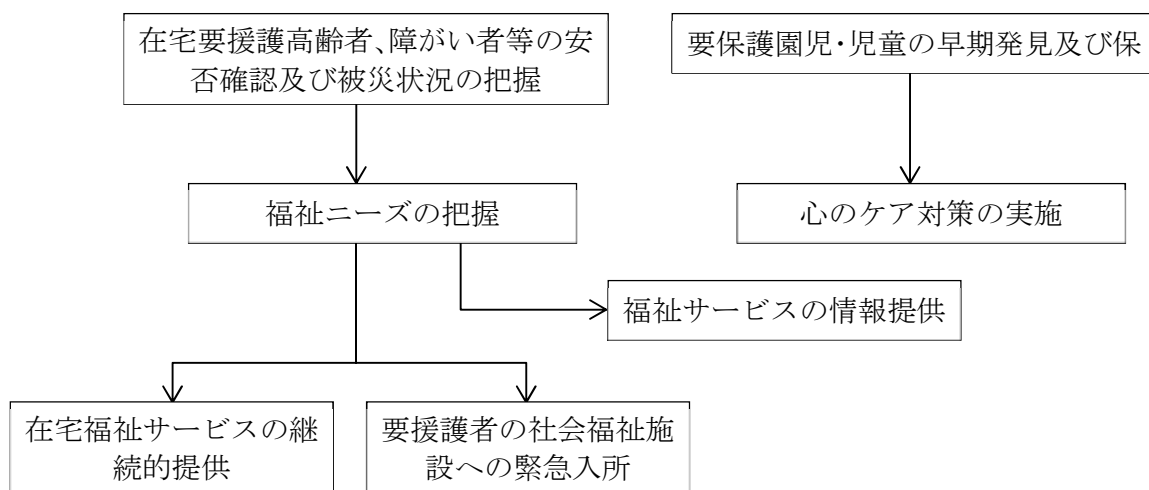
《対策の体系》

要配慮者の支援

第1 安否の確認・被災状況の把握

第2 被災した要配慮者への支援活動

■応急対策の流れ



第1 安否の確認・被災状況の把握

住民福祉部救護厚生班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要援護者の福祉ニーズの把握に努める。

1 安否確認及び被災状況の把握

- (1) 奈良県災害時要援護者支援ガイドライン等に基づき、民生委員・児童委員、区、地域住民、大淀町社会福祉協議会、団体・事業所、並びに奈良県広域消防組合・消防団の協力を得て、速やかに在宅の要配慮者の安否確認、情報伝達を行うとともに、被災状況の把握に努める。
また、保護の必要な園児・児童の早期発見、保護に努める。
- (2) 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 避難誘導

避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情

報伝達手段を活用した情報提供を行う。外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

3 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

資料編：8-1 指定緊急避難場所および指定避難所一覧表

資料編：8-2 福祉避難所一覧表

資料編：8-3 指定緊急避難場所・指定避難所位置図

資料編：11-1 要配慮者利用施設一覧表

第2 被災した要配慮者への支援活動

住民福祉部救護厚生班は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

その際、男女のニーズの違いなど、多様な視点に十分配慮するよう努める。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 大淀町社会福祉協議会と連携して、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。

(2) 特に、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 社会福祉施設への緊急入所等

住民福祉部救護厚生班は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

町内にある社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 医療等の体制

町は県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

4 食料及び生活必需品の供給

(1) 乳幼児や高齢者等で、そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやおむつ（大人用・男女別を含む）、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

(2) 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。

(3) 県から配送された生活必需品を各避難所に配布する際には、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。

(4) 生活必需品の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。

5 情報提供

住民福祉部救護厚生班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、住民福祉部救助物資班が開設する災害相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

6 広域支援体制の確立

住民福祉部救護厚生班は、総務部総務班を通じて、要配慮者に対する被災状況等の情報を県に連絡する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

7 その他の支援活動

住民福祉部救護厚生班及び総務部情報班は、地震災害時に、地理に不案内な外国人や観光客、交通機関等が途絶したため町域に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに迅速に安否確認を行う。

(1) 情報提供

帰宅困難者に対して、交通事業者と協力して、駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供する。

(2) 観光客の安否確認及び避難誘導

宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員は、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの指定緊急避難場所、指定避難所に誘導する。

その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

(3) 応急食料・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握し、必要量の応急食料、飲料水、毛布等を提供する。

第4節 建築物・住宅応急対策

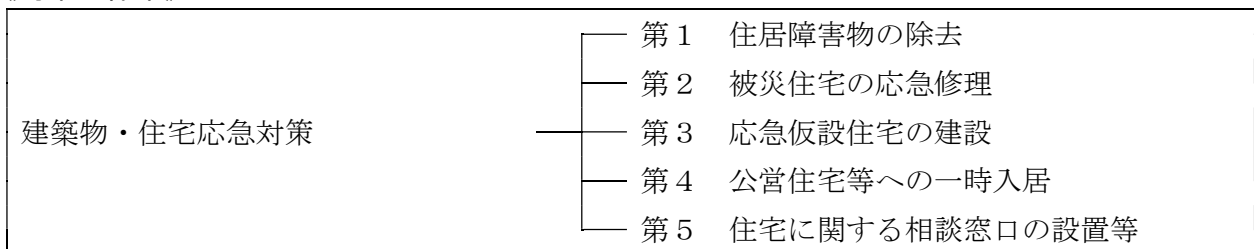
被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

あわせて、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

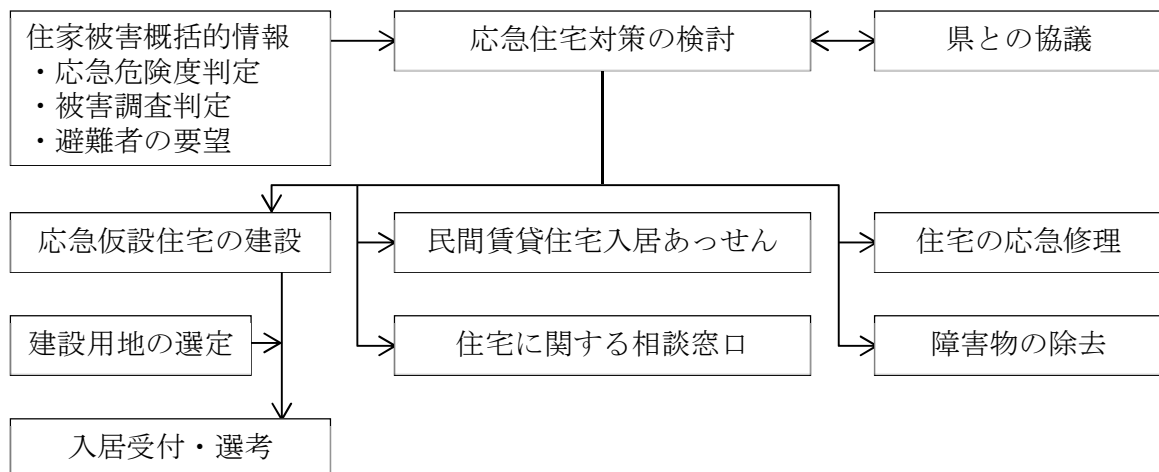
《担当部・機関》

建設環境部建設産業班

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 住居障害物の除去

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施する。

ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

1 除去の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、地震災害によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者とする。

2 除去作業

建設環境部建設産業班は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。除去作業は、緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきた

さない範囲とする。

3 応援要請

必要に応じて、総務部総務班を通じて、県へ要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

4 その他

仮置場への運搬、処理その他必要な事項については、「第2章発災時の対応」の「第19節廃棄物の処理等」の「第3がれき処理」による。

第2 被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施する。

ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼した者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理できない者とする。

2 修理作業

(1) 災害救助法が適用された場合、知事が建設業者に請け負わせて応急修理を実施することを原則とするが、本部長（町長）が知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が建設業者に請け負わせてこれを実施する。災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。建設環境部建設産業班は、これに協力する。

(2) 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために必要な部分とする。

3 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として地震災害発生の日から1か月以内とする。

第3 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、本部長（町長）はこれに協力する。

ただし、知事から委任された場合は、本部長（町長）がこれを実施する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が応急仮設住宅を設置するが、必要に応じて、県に支援を要請する。

1 入居対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

建設環境部建設産業班は、総務部総務班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し建設用地を選定する。

なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 県は、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について、(社)プレハブ建築協会と調整し、応急仮設住宅を建設する。
- (2) 建設環境部建設産業班は、県に対し、地震災害の状況に応じて、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅について、その必要量を建設するよう要請する。
- (3) 建設環境部建設産業班は、県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (4) 災害救助法適用による応急仮設住宅の着工時期は地震災害発生より20日以内とし、供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

4 入居者の選定

- (1) 入居者の選定は、県の委任により、建設環境部建設産業班が行う。
- (2) 選定に当たっては、高齢者や障がい者等を優先するとともに、地域コミュニティとしての一体性を維持し、高齢者や障がい者が孤立することのないよう配慮する。

5 応急仮設住宅の管理

建設環境部建設産業班は、県の委任により、応急仮設住宅の管理を実施する。

なお、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、男女共同参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮する。

資料編：12-1 応急仮設住宅建設予定地一覧表

第4 公営住宅等への一時入居

建設環境部建設産業班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、公営住宅等の一時使用を要請する。

第5 住宅に関する相談窓口の設置等

建設環境部建設産業班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブル防止のため、県・国・協力団体等と連携し、建築・補修業者の広域的確保と費用の適正化確保に努めるとともに、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第2章 発災時の対応

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|--------------------------------|----|----|----|--|
| 第1節 組織体制 | ● | ● | | 各部、関係機関 |
| 第2節 動員体制 | ● | ● | | 各部、関係機関 |
| 第3節 情報の収集・伝達 | ● | ● | | 総務部総務班、総務部情報班、総務部調査班、関係各部班、関係機関 |
| 第4節 通信手段の確保 | ● | ● | | 総務部総務班、総務部情報班、関係機関 |
| 第5節 災害広報・広聴対策 | ● | ● | | 総務部総務班、住民福祉部救助物資班、関係各部班、関係機関 |
| 第6節 応援の要請・受入れ | ● | | | 総務部総務班、総務部情報班、関係各部班、関係機関 |
| 第7節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ | ● | ● | | 総務部総務班、総務部情報班、関係機関 |
| 第8節 公共土木施設等・建築物 応急対策 | ● | ● | | 総務部総務班、建設環境部建設産業班、 関係機関 |
| 第9節 ライフライン等の確保 | ● | ● | | 上下水道部水道班、関係機関 |
| 第10節 危険物等災害応急対策 | ● | ● | | 総務部総務班、奈良県広域消防組合 |
| 第11節 地盤災害応急対策 | ● | ● | | 総務部総務班、建設環境部建設産業班 |
| 第12節 大規模火災対策 | ● | ● | | 総務部総務班、奈良県広域消防組合、 消防団 |
| 第13節 救助・救急活動 | ● | ● | | 総務部総務班、住民福祉部救助物資班、 消防団、関係機関 |
| 第14節 医療救護活動 | ● | ● | | 総務部総務班、住民福祉部救護厚生班、 南奈良総合医療センター、奈良県広域消 防組合、関係機関 |
| 第15節 交通規制・緊急輸送活動 | ● | | | 総務部総務班、住民福祉部救助物資班、 建設環境部建設産業班、関係機関 |
| 第16節 緊急物資の供給 | ● | | | 総務部総務班、総務部情報班、住民福祉 部救助物資班、上下水道部水道班 |
| 第17節 防疫・保健衛生活動 | ● | | | 住民福祉部救護厚生班、建設環境部環境 整備班、関係機関 |
| 第18節 遺体の収容・処理及び火 葬等 | ● | ● | | 住民福祉部救助物資班、関係機関 |
| 第19節 廃棄物の処理等 | | ● | ● | 建設環境部建設産業班、建設環境部環境 整備班、関係機関 |
| 第20節 ボランティア等自発的支 援の受入れ | ● | ● | | 総務部総務班、総務部情報班、住民福祉 部救護厚生班、住民福祉部救助物資班、 関係機関 |
| 第21節 災害救助法の適用 | ● | | | 総務部総務班、住民福祉部救護厚生班、 関係機関 |
| 第22節 応急教育等 | | ● | | 教育委員会教育班 |
| 第23節 文化財応急対策 | | ● | | 教育委員会教育班 |
| 第24節 農林関係応急対策 | | ● | ● | 建設環境部建設産業班、関係機関 |
| 第25節 社会秩序の維持 | | ● | ● | 総務部、関係機関 |
| 第26節 災害緊急事態の布告及び 特定大規模災害の指定 | ● | ● | | 総務部総務班 |

第1節 組織体制

町は、町域内に地震が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織体制をとる。

《担当部・機関》

| |
|---------|
| 各部・関係機関 |
|---------|

《対策の体系》

| | |
|------|---|
| 組織体制 | <ul style="list-style-type: none"> — 第1 大淀町防災会議 — 第2 活動体制の確立 — 第3 休日・夜間等地震初動体制 — 第4 災害対策本部の設置 — 第5 現地災害対策本部の設置 — 第6 本部の組織及び事務分掌 |
|------|---|

第1 大淀町防災会議

防災会議は、大淀町防災会議条例（昭和37年9月27日条例第11号、改正昭和58年8月23日条例第11号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

町域において、地震災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

資料編：1-1 大淀町防災会議条例
資料編：1-2 大淀町防災会議委員名簿

第2 活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

■配備基準

| 体制 | 動員区分 | 設置基準・状況 | 配備内容 |
|----------|------------|--|---|
| 地震災害警戒体制 | 警戒配備 | 1 県域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき(自動発令) 2 その他町長が必要と認めたとき | あらかじめ指定する各部の所要人員をもって情報連絡及び地震災害に対処すべく企画を行い、状況に応じてすみやかに1号動員発令に対処できる得る態勢を整える。 |
| | 休日・夜間等地震配備 | 1 県域に震度5弱以上の地震が発生したとき(自動発令) | あらかじめ指名する職員をもって、主に地震発生直後の情報の収集、施設等の点検、避難・救護等を行う。警戒、1号、2号の各動員指定職員が参集次第任務を引き継ぐ。 |
| 災害対策本部 | 1号動員 | 1 町域に震度5強の地震が発生したとき(自動発令) 2 その他町長が必要と認めたとき | あらかじめ指定する各部の所要人員をもって情報連絡及び地震災害に対処すべく企画を行い、状況に応じてすみやかに2号動員発令に対処できる得る態勢を整える。 |
| | 2号動員 | 1 町域に震度6弱以上の地震が発生したとき(自動発令) 2 その他町長が必要と認めたとき | 各部職員全員をもって情報連絡及び相当規模以上の地震災害が発生した場合、直ちに完全な活動を行うことができる態勢とする。 |

第3 休日・夜間等地震初動体制

休日・夜間等勤務時間外に県域に震度5弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部設置以前の初動体制として、休日・夜間等地震初動体制をもって、あらかじめ指定された職員は指定の拠点避難所に参集し、情報収集、施設・設備の被害状況の把握及び点検、避難所開設、救護活動等に万全を期する。

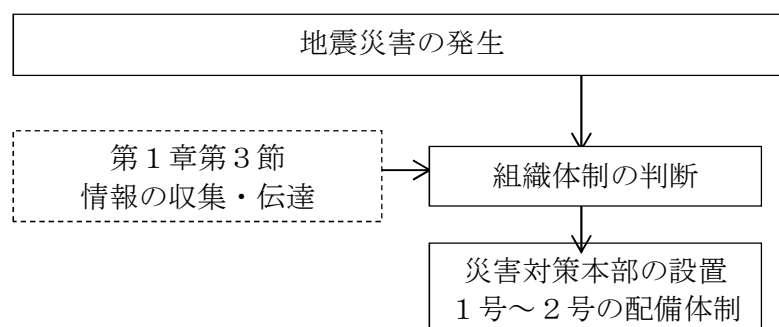
また、休日・夜間等地震初動体制は、上記表に示す設置基準により設置し、警戒、1号、2号の各動員指定職員が参集次第任務を引き継ぎ、警戒体制もしくは災害対策本部体制へ移行する。

なお、災害対策本部の自動設置基準に該当しない場合において、調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合は、災害対策本部体制に切り替える。

第4 災害対策本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

■応急対策の流れ



1 設置基準

- (1) 町域で震度5強以上の地震が発生した場合、地震の発生と同時に町災害対策本部を自動設置する。
- (2) その他本部を設置してその対策を必要とすると町長が認めたとき。

2 廃止基準

- (1) 災害対策を終了したとき。
- (2) 災害発生のおそれなくなり、本部の閉鎖を適当と認めたとき。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部に部及び班を設ける。その他災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌による。

(2) 本部会議

地震災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部員が出席できないときは、副本部長又は班長等が代理出席する。

ア 構成員

本部会議の構成員は、次のとおりである。

なお、大淀消防署長、消防団長は、あらかじめ併任手続をとっておく。

■本部会議の構成員

| 職名 | 構成員 |
|------|---|
| 本部長 | 町長 |
| 副本部長 | 副町長、教育長、消防団長 |
| 本部員 | 総務部長、住民福祉部長、建設環境部長、 <u>上下</u> 水道部長、教育委員会教育 <u>部</u> 長、議会事務局長、病院事務局長、消防団副団長、大淀消防署長 |

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (エ) 各部間調整事項に関すること。
- (オ) 住民への避難指示等発令及び警戒区域の設定に関すること。
- (カ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧・復興に関すること。
- (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部総務班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長は各部相互間の連絡調整を迅速に行う。

4 設置及び廃止の通知

町長が災害対策本部を設置又は廃止した場合、総務部総務班は各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関に連絡するとともに、各区長及び消防団各分団に対し電話で連絡し、防災行政無線による放送連絡、並びに要配慮者への周知徹底協力を要請する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場 201 会議室に設置する。

ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は地震災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、総務部総務班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識等

- (1) 災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「大淀町災害対策本部」の標識を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、部長、班長、その他本部の職員は、地震災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、所定の規格による腕章を着用する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長又は班長、副班長その他の班員が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 県との連携

県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

資料編：1－3 大淀町災害対策本部条例

第5 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的かつ臨機応変に実施する必要がある場合、災害現地に近い町施設その他適当と認める施設に現地災害対策本部を設置する。

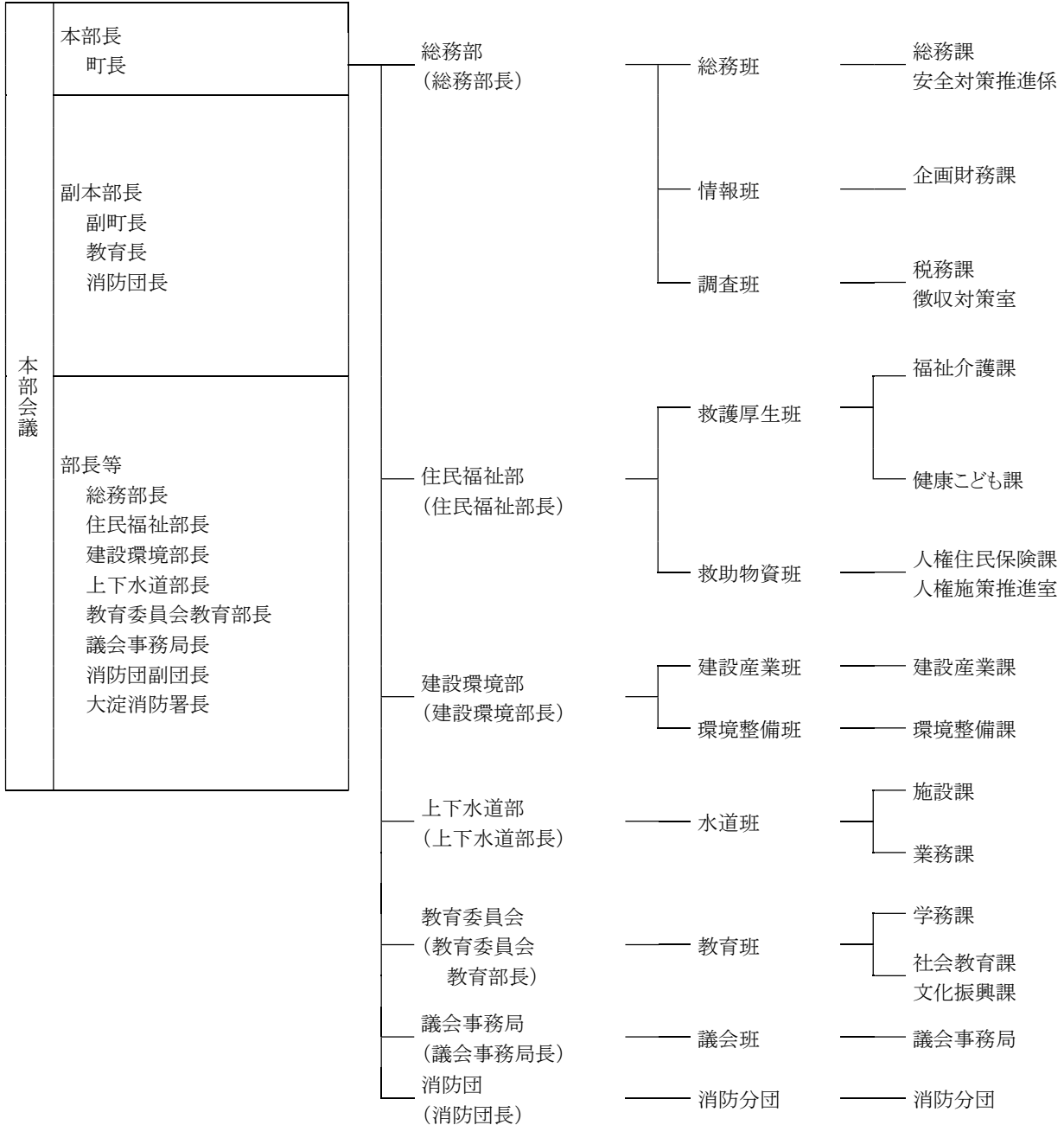
現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて、災害対策副本部長、災害対策本部員、及びその他の職員の中から必要な人員を指名確保し、必要な権限を委譲するなど弾力的に構成する。

第6 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

1 本部の組織

■災害対策本部組織図



2 本部各部・班の事務分掌

| 部 | 班 | 事務分掌 |
|-------------------------------------|--|--|
| 総務部 部長 総務部長 | 総務班 受援班 班長 総務課長 班員 総務課 | 1 災害警戒期、発災直後の初動対応に関すること 2 本部の設置及び閉鎖に関すること 3 防災会議、本部会議及び関係部長会議に関すること 4 現地災害対策本部に関すること 5 活動拠点の配置に関すること 6 災害対策に関する職員の動員計画に関すること 7 配備体制、応急対策その他の本部長命令の伝達に関すること 8 避難指示等発令、警戒区域設定に関すること 9 災害救助法適用の要請及び激甚災害指定の申請に関すること 10 災害救助法に基づき救助に関する各部間の総合調整に関する こと 11 防災行政無線(防災放送)に関する統括に関すること 12 被災地内の防犯対策に関すること 13 罹災証明書発行に関すること 14 県・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること 15 自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整 16 消防団との調整に関すること 17 隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること 18 視察、見舞い等来町者の接遇に関すること 19 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること 20 人的支援、物的支援に係る全体調整に関すること 21 受援対応マニュアルに関すること 22 国、地方自治体、各種団体等への派遣要請、受入れに関する こと 23 物的支援の要請、受入れに関すること 24 その他災害応急対策全般の調整に関すること |
| | 情報班 班長 企画財務課長 班員 企画財務課 | 1 通信の確保に関すること 2 気象情報の收受、被害情報及び防災情報の処理、会議記録、庁 内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること 3 情報システムに関すること 4 災害関係費の予算措置及び支出に関すること 5 災害弔慰金等支給、災害援護資金貸付に関すること 6 義援金、救援物資の配分に関すること 7 各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、 仮眠、健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること 8 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること 9 町内滞在中観光客の安全確保に関すること 10 総務班への応援に関すること 11 バス等公共交通確保対策に関すること 12 広報資料の作成等災害時広報活動に関すること 13 町ホームページへの災害専用サイト開設・運営管理に関すること 14 CATVへの災害時放送の要請に関すること 15 報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務 |

| 部 | 班 | 事務分掌 |
|---|---|---|
| | 調査班 班長 税務課長 班員 税務課 | 1 発災直後の人的被害状況の調査、建物及び宅地被害状況の調査その他の特命調査に関する事 2 罹災世帯調査台帳の作成及び発行に関する事 3 被災者等への国保、租税等減免に関する事 |
| 住民福祉部 部長 住民福祉部長 | 救護厚生班 班長 福祉介護課長 健康こども課長 人権住民保険課長 班員 福祉介護課 健康こども課 人権住民保険課 | 1 指定避難所の開設、運営に関する事 2 要配慮者等の救援に関する事 3 災害ボランティアに関する事 4 社会福祉施設の被害調査の協力に関する事 5 介護保険料免除及び各種給付金の支払いに関する事 6 医療、助産救護対策に関する事 7 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保に関する事 8 吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会、吉野郡薬剤士会、医療機関との連絡調整に関する事 9 被災者向け保健、こころのケア対策に関する事 10 感染症予防等被災者の保健衛生に関する事 11 防疫対策に関する事 12 園児の保護及び応急保育に関する事 13 災害救助法関係資料等災害救助実施状況のとりまとめ及び県への報告に関する事 14 その他被災者生活救援対策に関する事(災害救助法関係事務含む。) 15 医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付に関する事 16 医療救護班の編成及び運営に関する事 17 その他医療に関する事 |
| | 救助物資班 班長 人権住民保険課長 班員 人権住民保険課 | 1 食料その他救助救援物資の調達、受入れ、配付に関する事 2 救助救援物資の輸送に関する事 3 遺体の捜索、収容、埋葬に関する事 4 要捜索者名簿の作成に関する事 5 罹災世帯調査台帳の作成の協力に関する事 6 外国人の救援救護対策に関する事 7 災害相談窓口の開設、運営に関する事 |
| 建設環境部 部長 建設環境部長 | 建設産業班 班長 建設産業課長 班員 建設産業課 | 1 道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関する事 2 河川・水路・ため池・砂防施設、土砂災害関係等の人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関する事 3 国交省、県土木事務所との連絡調整に関する事 4 応急対策用資機材の調達、配分に関する事 5 被災建築物応急危険度判定実施に関する事 6 住宅の確保に関する事 7 被災地内の交通規制対策に関する事 8 災害救助法に基づく障害物の除去に関する事 9 商工業、観光施設における被害調査、応急対策、復興支援対策に関する事 10 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関する事 |

| 部 | 班 | 事務分掌 |
|--|---|---|
| | | 11 農畜林作物、治山林道及び課所管町有施設の被害調査、応急対策に関すること 12 農林関係建物等の災害調査に関すること 13 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること 14 被災宅地応急危険度判定実施に関すること 15 臨時ヘリポート開設に関すること 16 被災地内駐車場・駐輪場確保対策に関すること 17 災害復旧、復興対策に関すること 18 宅地造成等開発行為箇所の被害調査及び復旧工事指導に関すること 19 公園施設等の被害調査及び応急復旧に関すること |
| | 環境整備班 班長 環境整備課長 班員 環境整備課 | 1 廃棄物、環境対策に関すること 2 災害時環境保全対策に関すること 3 ペットの保護対策に関すること |
| 上下水道部 部長 上下水道部長 | 水道班 班長 施設課長 業務課長 班員 施設課 業務課 | 1 上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること 2 緊急時活動用水、飲料水の確保に関すること 3 病院等防災拠点施設及び住民への応急給水に関すること 4 下水道施設等を活用したし尿処理協力に関すること 5 他上下水道事業者及び上下水道関係業者団体等との連絡に関すること |
| 教育委員会 部長 教育委員会教育部長 | 教育班 班長 学務課長 社会教育課長 文化振興課長 班員 学務課 社会教育課 文化振興課 | 1 園児、児童、生徒の避難、救護対策に関すること 2 学校教育施設における指定避難所の開設・運営協力に関すること 3 応急教育の実施に関すること 4 学用品等の調達、支給に関すること 5 学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること 6 所管施設利用者の避難、安全確保に関すること 7 所管施設における活動拠点施設開設・運営協力に関すること 8 所管施設被害調査及び応急対策、復旧に関すること 9 学校教育施設に併設した給食室による被災者向け炊き出しの実施 10 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること 11 県教育委員会及び県立高校等との連絡、調整に関すること 12 部が使用する物資、機材等の調達、配分に関すること |
| 議会事務局 部長 議会事務局長 | 議会班 班長 議会事務局 班員 議会事務局 | 1 議会との連絡調整に関すること 2 各班への協力に関すること |

| 部 | 班 | 事務分掌 |
|-----------------------|--|--|
| 消防団 部長 消防団長 | 消防分団 班長 消防団分団長 班員 消防団員 | 1 初期消火及び出火防止活動に関する事 2 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関する事 3 住民向け避難命令の伝達、広報の協力に関する事 4 緊急避難時の誘導、安全確保に関する事 5 負傷者の救護に関する事 6 水防活動に関する事 7 災害による行方不明者の救助・捜索活動に関する事 8 火災、水災等の被災状況調査の協力に関する事 9 河川・水路、ため池、土砂災害等危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関する事 10 被災地における防犯対策への協力に関する事 |

第2節 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、地震災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

《担当部・機関》

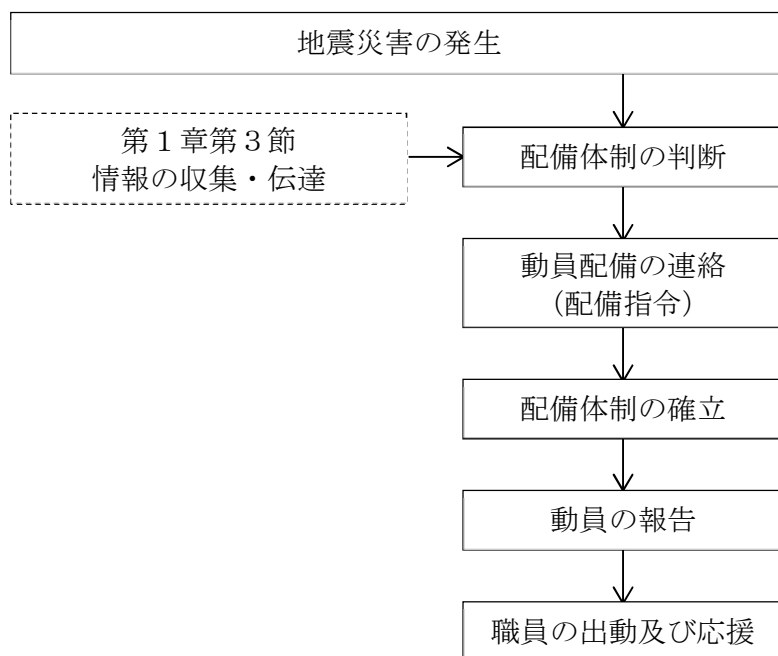
各部・関係機関

《対策の体系》

動員体制

- 第1 動員人員
- 第2 動員方法
- 第3 福利厚生

■ 応急対策の流れ



第1 動員人員

職員の動員は、次のとおりとする。

| 部 | 動員区分班名 | 地震災害警戒体制 | 災害対策本部 | |
|-------|--------|----------|--------|------|
| | | 警戒配備 | 1号動員 | 2号動員 |
| 総務部 | 総務班 | 課長以上 | 係長以上 | 全員 |
| | 情報班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 調査班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 住民福祉部 | 救護厚生班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 救助物資班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 建設環境部 | 建設産業班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | 環境整備班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上下水道部 | 水道班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 教育委員会 | 教育班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 議会事務局 | 議会班 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 消防団 | 消防分団 | 〃 | 〃 | 〃 |

※地震災害警戒体制の警戒配備において、各部の所管する施設管理は必要に応じた体制を整える。

※休日・夜間等地震初動配備指定職員は、3名（拠点避難所ごと）があらかじめ指名される。

第2 動員方法

1 出動指令の決定

県域に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合、あるいは町域に震度5強以上の地震が発生した場合の出動指令は、自動発令とする。

出動指令については、以下のとおり行う。

(1) 警戒配備

警戒配備についての事務は次のとおりとして、総務部総務課において行う。

ア 警戒配備発令のための準備は、情報の収集、関係部関係課との協議などである。

イ 警戒配備の発令

総務部長は、配備動員を発令するとともに、町長にこれを報告し、総務部総務課は警戒配備の発令を各部庶務担当課に伝達する。

ウ 被害報告等のとりまとめ

エ 被害報告等のとりまとめの結果、1号動員ないし2号動員の必要がある場合は、町長にこれを報告し、その指示により町災害対策本部会議を招集する。

(2) 1号動員及び2号動員

ア 1号動員又は2号動員は、本部長（町長）が発令する。町長は、必要と認めた場合は、本部会議を経ずして、発令することができる。

なお、本部長（町長）が不在のときは副本部長（副町長又は教育長）がこれを代行する。

イ 各部長は、動員が決定された場合は、直ちに各班長に連絡しなければならない。

連絡を受けた各班長は、所定の動員を行うとともに動員した人員、その他必要な事項を総務部総務班（総務課）に連絡しなければならない。

(3) 休日・夜間等地震初動配備

県域に震度5弱以上の地震が夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合、休日・夜間等地震初動配備指定職員（あらかじめ指名する職員）は、指定の拠点避難所に自主参集する。

2 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

各部への連絡は、総務部総務班（総務部総務課）が電話及び伝令によって行う。

(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

3 勤務時間外の動員方法

(1) 招集

勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合、Jアラートと連動し自動でメール・電話による招集を行い、これ以外の場合にあっては、当直者は直ちに総務部総務課長を通じて町長に状況を報告し、その指揮を受けて招集する。

なお、職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階に対応する動員区分により自主的に参集する。

特に、警戒配備及び休日・夜間等地震初動配備の各指定職員は、県域に震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに所定のとおり参集する。

(2) 非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、メール・電話等による。

4 動員状況の報告及び連絡

(1) すべての職員は参集後、総務部総務班に参集を報告する。

(2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告する。

(3) 各部長は、各班の参集状況を総務部総務班へ報告する。

(4) 総務部総務班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

5 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と大淀町災害対策本部との連絡にあたる。

6 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

7 人員の確保

(1) 警戒配備の場合

災害警戒活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、出動班を増やし対応する。

(2) 1号動員の場合

各部長は、各部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部総務班へ報告する。

(3) 2号動員の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の

派遣を行う。

8 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

9 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、動員区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

10 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼等の被害を受けた場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

総務部情報班は、住民福祉部救助物資班と協議の上、災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。

なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

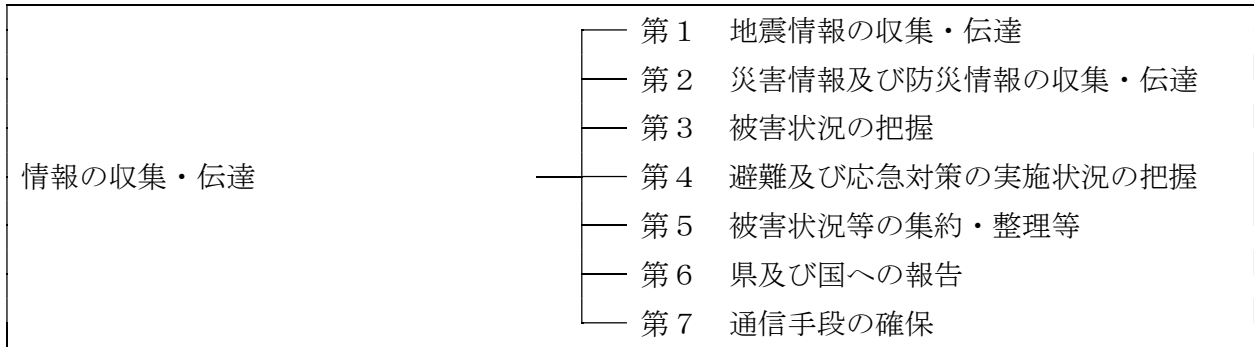
第3節 情報の収集・伝達

地震発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、ただちに防災行政無線や県防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

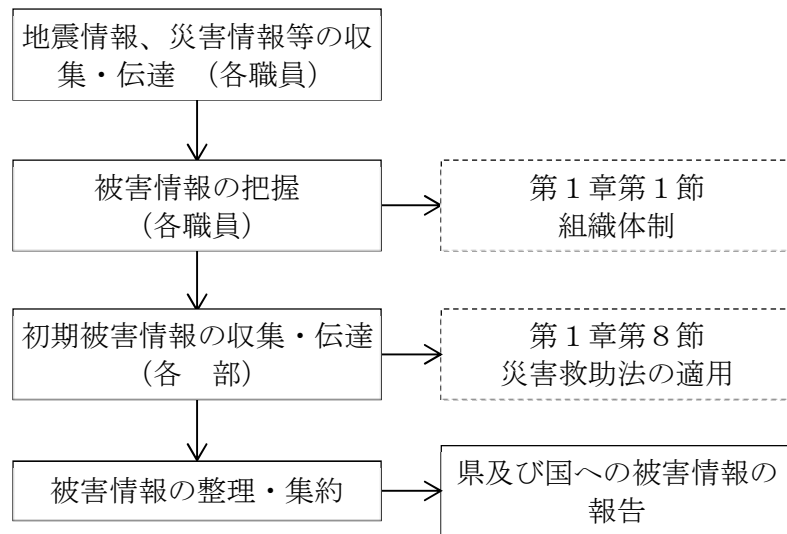
《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・総務部調査班・関係各部班・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 地震情報の収集・伝達

総務部総務班は、地震発生後、直ちに奈良県震度情報ネットワークや気象庁（奈良地方气象台）から発表される地震情報の収集・伝達を行い、奈良県広域消防組合等の防災関係機関と情報の共有を図り、二次災害の防止など適切な応急対策の実施に備える。

1 地震情報の種類

(1) 地震に関する情報の種類

| 種類 | 発表基準 | 内容 |
|------|--------|--|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 |

| 種類 | 発表基準 | 内容 |
|----------------------|---|---|
| 震源に関する情報 | ・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度 1 以上 | 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度 5 弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度 3 以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20~30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 |
| 遠地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表 |
| 奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 | ・震度 1 以上 | 奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度 1 以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、震度発表される。 |

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度 3 以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度 1 以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

| 情報名 | 情報発表条件 |
|---------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報 | ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります |

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します

| 発表時間 | キーワード | 各キーワードを付記する条件 |
|---------------------|--------|---|
| 地震発生等から 5～30分程度 | 調査中 | 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |
| 地震発生等から 最短で2時間程度 | 巨大地震警戒 | ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※48.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| | 巨大地震注意 | ○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※47.0以上の地震※3が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| | 調査終了 | ○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

2 庁内における伝達方法

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

町へは、県から県防災情報システム等により、町、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

町その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

(2) 勤務時間内

震度4以上の地震情報、緊急地震速報、その他重要なものについては、あわせて電話又は伝令で行う。

電話及び伝令は、警戒配備指定職員及び災害対策本部本部員となる各部長等に対して行うが、部長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

(3) 勤務時間外

ア 職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階に対応する配備基準により自主的に参集する。

イ 電話連絡が可能な場合は、宿直担当者が総務部長に対し電話で連絡する。部長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

ウ その他の警戒配備指定職員に対する連絡は、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

エ Jアラートと連動している情報にあつては、動員指定職員及び災害対策本部本部員に対し、自動メール・電話により伝達される。

3 住民への周知

住民への周知は、災害広報活動による。

4 気象庁による震度階級関連解説表

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|-----------|---|--|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | — | — |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | — | — |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | — |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |
| エレベーターの停止 | | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 | |

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第2 災害情報及び防災情報の収集・伝達

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達システムを確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 有線放送、電話、携帯電話、FAX、大淀あらかしテレビ等の通信手段
- (3) 車、バイク、自転車等を用いた伝令

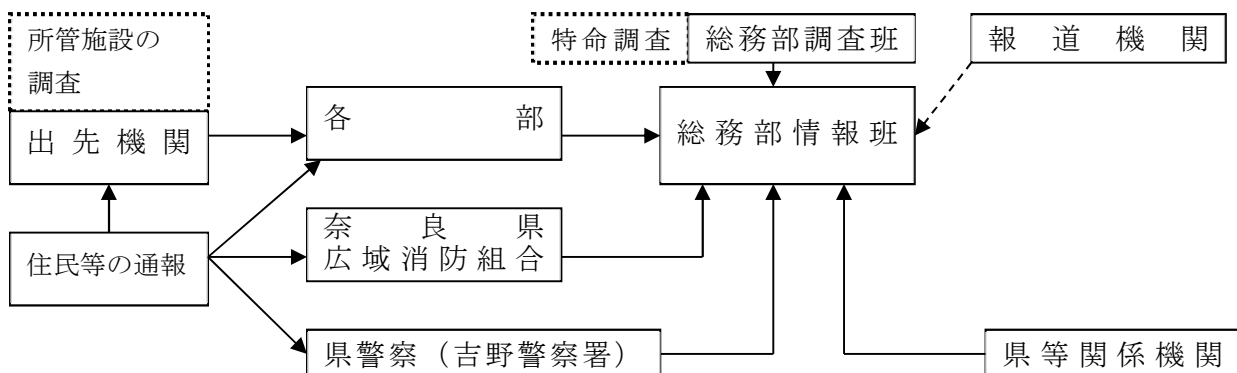
2 情報収集・伝達系統

各部は、地震発生後ただちに所管施設の被害の有無・活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、総務部情報班に報告する。

総務部情報班は、県、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）等関係機関から情報を収集し、火災・危険物施設等被害の発生状況・危険性の有無、建物倒壊等被害の発生状況・危険性の有無（可能ならば人的被害を含めて。）、活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

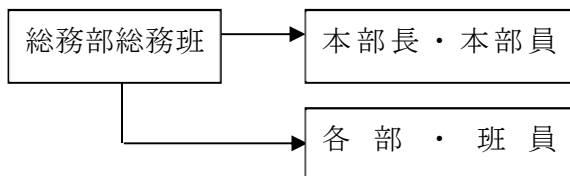
情報収集を情報のとりまとめにあたる総務部を中心とした情報収集系統及び情報伝達系統は以下のとおりである。

(1) 情報収集系統

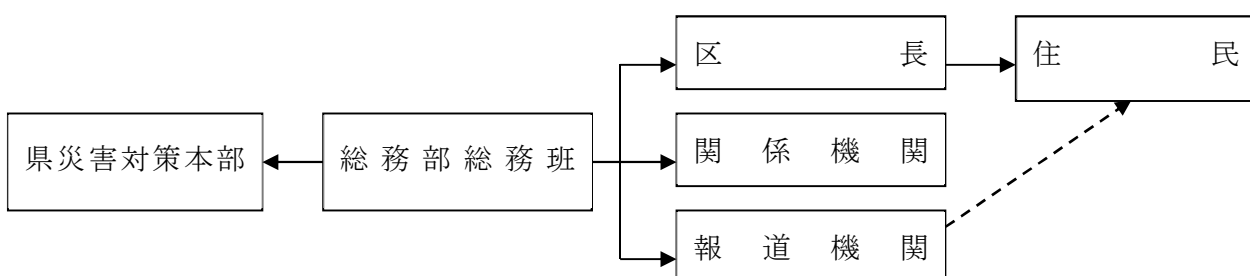


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、地震発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

1 被害概況の把握

(1) 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し総務部情報班に報告する。

なお、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

ア 人的被害の発生状況

イ 建物被害の発生状況

ウ 火災・危険物施設等被害の発生状況、危険性

エ 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

オ 避難の状況、住民の動向

カ 信号・標識被害、倒木その他による通行障害等道路交通の状況

キ 公共交通機関（電車・バス）の状況

ク ライフラインの被害状況、供給等の停止状況

ケ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

ア 防災行政無線を用いる。

イ 電話、携帯電話、FAX等を用いる。

ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

2 被害概況の集約

総務部情報班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

全壊、大規模半壊、半壊、全焼・半焼等の状況

(3) 公共土木施設等の被害

ア 道路、橋梁の状況

イ 河川、水路、ため池の状況

ウ 土砂災害の状況

エ 道路交通、公共交通機関（電車・バス）の状況

オ ライフラインの状況

(4) その他

ア 消火・人命救助活動の状況

イ 医療活動の状況

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定の状況

エ その他必要な情報

資料編：18-1 応急被災状況報告書

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部情報班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

| 調査事項 | 調査機関 | 主たる応援協力機関 |
|--|-----------|-----------|
| 1 人・住家の被害 | 町 | |
| 2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数) | 町 | |
| 3 福祉関係施設被害 | 町(県) | |
| 4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害 | 町(県) | 吉野保健所 |
| 5 水道施設被害 | 町 | |
| 6 農業生産用施設 | 町 | 県農林振興事務所 |
| 7 畜産被害 | 町 | 県家畜保健衛生所 |
| 8 水産被害 | 町 | |
| 9 農地、農業用施設被害 | 町 | 県農林振興事務所 |
| 10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害 | 町 | 県農林振興事務所 |
| 11 林産物、林産施設被害 | 町 | 県農林振興事務所 |
| 12 商工関係被害 | 町(県) | |
| 13 公共土木施設被害 | 町(県) | 県土木事務所 |
| 14 都市施設被害 | 各施設 | 県土木事務所 |
| 15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く) | 県 | 町 |
| 16 文教関係施設被害 | 町(県)教育委員会 | |
| 17 文化財被害 | | |
| 18 警察関係被害 | 警察本部、警察署 | 町 |
| 19 生活関連施設被害 | 指定公共機関等 | 町 |

4 被災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、被災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

| 把握する内容 | | 実施担当 |
|--------|--------------|------------|
| 被災状況 | 被災世帯数、被災者数 | 総務部調査班 |
| 被害金額 | 公共文教施設の被害金額 | 教育部教育班 |
| | 農林業施設の被害金額 | 建設環境部建設産業班 |
| | その他公共施設の被害金額 | 各所管部 |
| | 農林、商工の被害金額 | 建設環境部建設産業班 |

資料編：3-6 災害報告取扱要領

資料編：3-7 被害認定統一基準

資料編：3-8 大規模半壊世帯の設定基準

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務部情報班に報告する。

総務部情報班は、報告をとりまとめ本部長に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

| 把握する内容 | | 実施担当 |
|--------|---------------|------------|
| 避難の状況 | 所管施設の避難状況 | 各部庶務担当班 |
| | 避難所の状況 | 住民福祉部救護厚生班 |
| | 避難行動要支援者の避難状況 | 住民福祉部救護厚生班 |

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部情報班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

| 把握する内容 | | 実施担当 |
|-----------|---------------------------|--------------------------|
| 応急対策の実施状況 | 応急給水 | 上下水道部水道班 |
| | 給食の状況 | 教育部教育班 住民福祉部救護厚生班 |
| | 救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等 | 住民福祉部救護厚生班 住民福祉部救助物資班 |
| | 防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況 | 総務部総務班 |

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務部情報班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日付消防防第111号）に従い、基本的に県に対して実施する。

この場合、県防災統括室への報告は総務部総務班が、県事業担当課への報告は各部事業担当班が行う。

また、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

1 報告すべき災害の基準

次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 町又は県が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- エ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- キ 地震が発生し、区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- ク 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- シ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 直接報告基準

町は、町域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告する。

2 総務部総務班による県防災統括室への報告

総務部総務班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、奈良県防災情報システム等により、次の報告区分及び要領により県防災統括室への報告を行う。

(1) 報告区分

| 区分 | 内容 | 様式 |
|--------|---|--------------------------------------|
| 災害概況即報 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲(例えば死傷者の有無、火災の発生の有無等)で災害に関する第1報を報告 ・「第3 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して(第4号様式(その1))により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告する | 第4号様式(その1) *可能であれば、併せて被害状況報告様式も報告 |
| 被害状況即報 | <ul style="list-style-type: none"> ・「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。 ・但し、知事が定時報告を必要と認めた場合は、その指示に従う | 被害状況報告様式 |
| 災害確定報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策終了後、14 日以内に「被害状況即報」と同じ様式により報告 | 第4号様式(その2) |
| 災害年報 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1月1日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況を翌年3月 10 日までに報告 | 第3号様式(災害年報) |

(2) 報告を行うことができない場合

町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣(窓口：総務省消防庁)に変更する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

【連絡先】

| 奈良県防災統括室への連絡先 | | | |
|---------------|-----------------------|---------------|--------------|
| 勤務時間中の連絡先 | | 休日・夜間の連絡先 | |
| 代表電話 | 0742-22-1101 内線 2275 | NTT電話 | 0742-27-8944 |
| 直通電話 | 0742-27-8425 (ダイヤルイン) | NTTFAX | 0742-23-9244 |
| NTTFAX | 0742-23-9244 | 奈良県防災行政無線 | TN-111-9071 |
| 奈良県防災行政無線 | TN-111-9071 | 奈良県防災行政無線 FAX | TN-111-9210 |
| 奈良県防災行政無線 FAX | TN-111-9210 | | |

| 消防庁への報告先 | | | |
|------------------|--------------------------|---------------------|---------------------|
| 区分 回線別 | 平日(9:30~17:45) ※応急対策室 | | 左記以外 ※宿直室 |
| | NTT回線 | 電話 | 03-5253-7527 |
| FAX | | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 地域衛星通信 ネットワーク | 電話 | 19-048-500-90-49013 | 19-048-500-90-49102 |
| | FAX | 19-048-500-90-49033 | 19-048-500-90-49036 |

※TNは地上系 13、衛星系 19

3 各部各班による県事業担当課への報告

各部各班は、担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、県の所定の様式により、県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って、遅滞なく調査事項ごとに県の各事業担当課へ報告する。

第7 被災者の安否情報

1 安否情報の提供等

(1) 安否情報の提供

総務部は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人等、被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

エ 県、町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意範囲内で、または公共上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、町は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 被災者台帳の作成

被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあつての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各部班で共有するとともに、被災者支援システムに入力し応急対策に活用する。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

資料編：3-12 災害広報文例

第4節 通信手段の確保

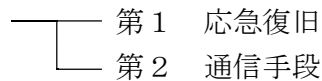
地震発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・関係機関

《対策の体系》

通信手段の確保



第1 応急復旧

総務部総務班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

第2 通信手段

災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第57条）

1 災害時優先電話・通信取扱責任者の指定等

(1) 災害時優先電話

災害時優先電話は、災害時においてその機能が発揮できるように、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため専任の通信取扱責任者を指定する。

通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部情報班は、西日本電信電話に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 優先利用

総務部情報班は、必要に応じて西日本電信電話に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災行政無線を利用して行う。また必要に応じて消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務部情報班は、関係機関に対し、連絡要員の町本部への派遣及び所属機関との連絡用無線

機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総務部情報班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合又は県警察（吉野警察署）に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

総務部情報班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア 県警察（吉野警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ アマチュア無線等

4 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

5 無線通信の統制

地震発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

資料編：3-4 非常通信経路

資料編：3-5 防災行政無線一覧表

第5節 災害広報・広聴対策

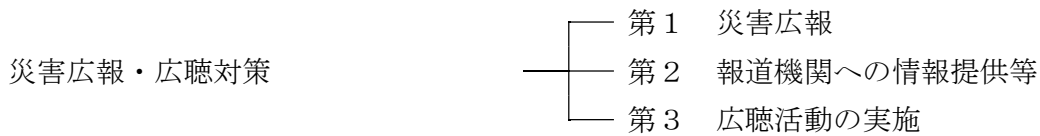
情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人ひとりが漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、災害相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

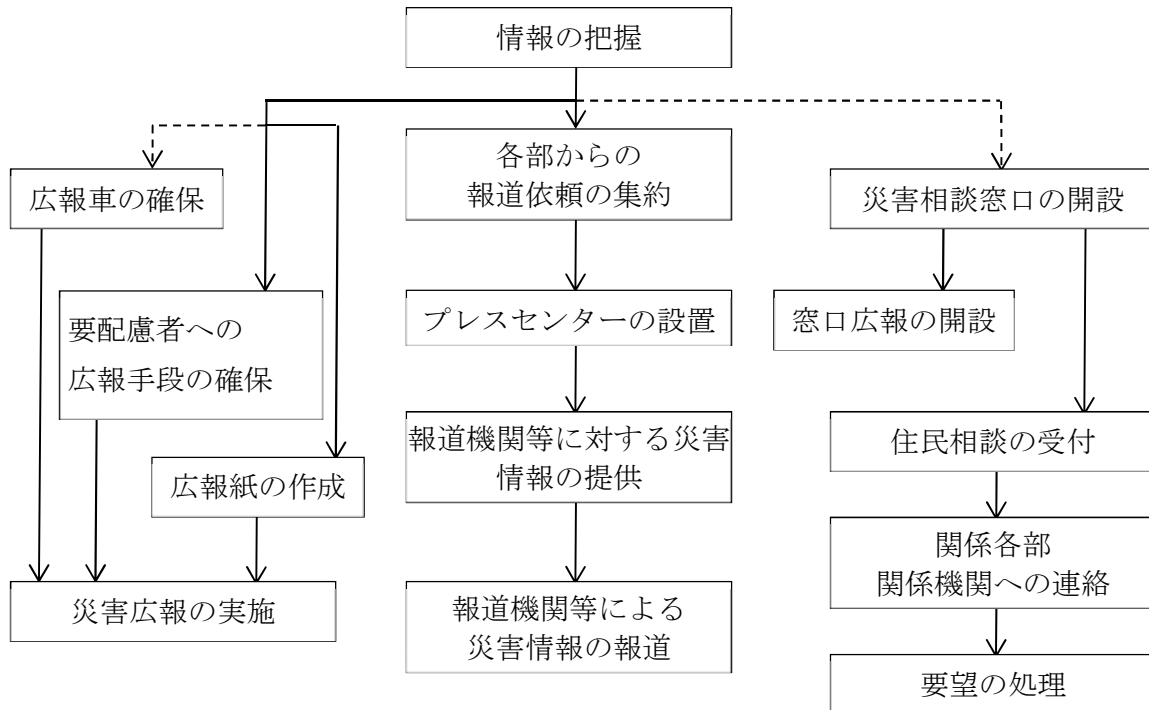
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救助物資班・関係各部班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 災害広報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報、並びにその後の状況に応じた災害広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、総務部総務班は、関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努めるとともに、重複をいとわず繰り返し行う。

(1) 地震発生直後の広報

地震発生後の状況に応じ、二次災害防止に重点を置き、以下の事項について広報を行う。

- ア 出火防止、出火時の初期消火への呼びかけ（火気使用注意）
- イ 建物倒壊のある場合の屋外退避等二次的災害危険防止のための呼びかけ
- ウ 要配慮者への支援及び人命救助等の協力の呼びかけ
- エ 電話混雑回避のための緊急以外の電話使用自粛協力の呼びかけ
- オ 緊急車両交通確保のためのマイカー利用自粛協力の呼びかけ

(2) その後の広報

地震発生後の状況に応じて、上記の項目に加え、以下の事項について広報を行う。

- ア 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- イ (ア) 気象予報・警報に関する情報（その他気象庁（奈良地方気象台）より発表される情報（気象情報等））
(イ) 地震情報（その他気象庁（奈良地方気象台）より発表される情報（地震の規模等））
- ウ 二次災害に関する情報
- エ 避難に関する情報
- オ 公共交通機関の被害及び運行状況
- カ 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- キ 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- ク 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- ケ 医療救護所・医療機関等の開設状況
- コ 給食、給水に関する情報
- サ 生活必需品等の供給状況
- シ 県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- ス その他必要と認められる情報
 - (ア) 被災状況とその後の見通し
 - (イ) 被災者のために講じている施策
 - (ウ) 義援物資等の取り扱い及びボランティアの受入れ等
 - (エ) 教育及び福祉関連情報

2 広報の方法

- (1) 町防災行政無線による広報
- (2) 大淀あらかしテレビによる広報
- (3) 町ホームページによる広報
- (4) 広報車、携帯マイク等による現場広報
- (5) 広報紙の掲示、配布等による広報
- (6) 避難所への職員の派遣による広報
- (7) 有線放送等の住民組織による地区広報
- (8) 報道機関による広域報道
- (9) モバイルメール、SNS

3 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、拡大文字、ボランティアなどの協力による手話、点字、録音、外国語等によるよう努める。

また、文字放送やFAX、テレフォンサービスやインターネット等のメディアを活用する。

第2 報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携し住民への総合的な災害情報提供に努める。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、総務部総務班で取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県（広報広聴課）を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを災害対策本部とは別の施設又はフロアに設置し、広報担当者が報道機関に対し、資料配布・掲出及び本部長記者会見設定等により適宜情報の発表を行う。

なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

また、報道機関が独自に行う取材活動について協力する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令状況
- (5) 住民に対する協力呼びかけ及び注意喚起事項
- (6) 支援施策に関する事

第3 広聴活動の実施

地震によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 災害相談窓口の開設

住民福祉部救助物資班は、被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に災害相談窓口を開設する。

2 相談内容

災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 土地、建物の登記に関する事。
- (2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関する事。
- (3) 町税等の減免、徴収猶予等に関する事。
- (4) 要配慮者対策等の福祉に関する事。
- (5) 災害弔慰金等の支給に関する事。
- (6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。
- (7) 罹災証明の発行に関する事。

- (8) 上水道・下水道の修理に関すること。
- (9) 中小企業及び農林業関係者の支援に関すること。
- (10) その他生活再建に関すること。

3 実施体制

- (1) 各部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙等で住民へ周知する。
- (3) 相談窓口には専用電話及び専用FAXを備える。

4 要望の処理

- (1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 災害相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

5 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

- (1) 総務部総務班は、担当職員を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
- (2) 総務部総務班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第6節 応援の要請・受入れ

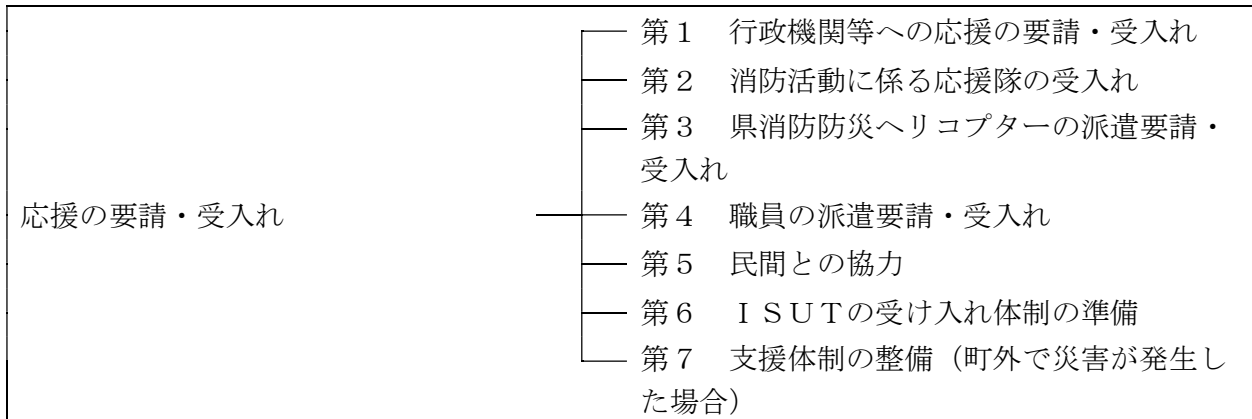
各部は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

なお、要請については、総務部総務班が窓口となり実施する。

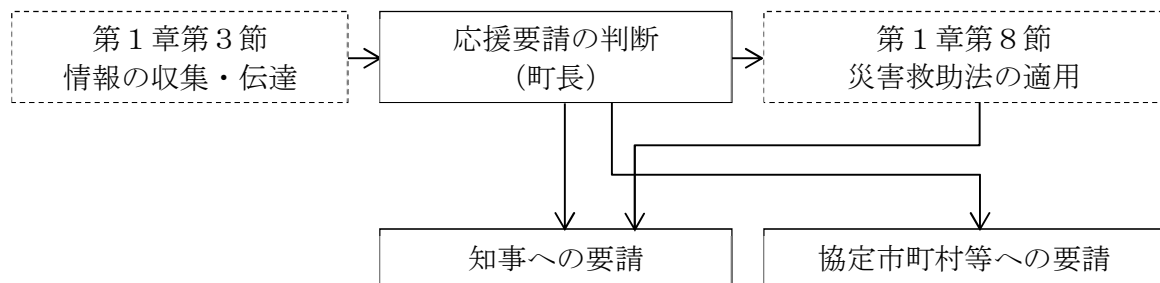
《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・関係各部班・関係機関

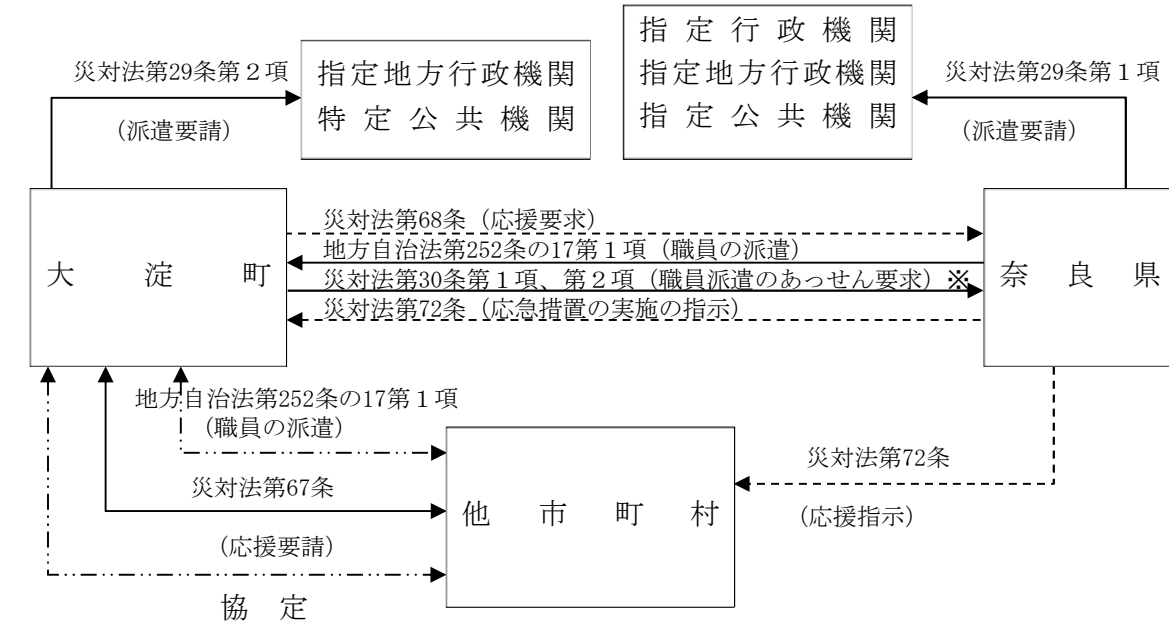
《対策の体系》



■応急対策の流れ



■法律、協定に基づく応援協力の要請系統



- - - - - ▶ 全般的な相互応援協力要請
 - - - - - ▶ 応急措置の応援要求、指示
 ———▶ 職員のパ遣要請、派遣、派遣のあっせん要求

※奈良県（知事）に職員のアっせんを要求する対象
 災対法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関
 災対法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関
 （災対法：災害対策基本法）

第1 行政機関等への応援の要請・受入れ

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、知事及び他の市町村の長に応援を要請する。

なお、要請に関する窓口業務及び受入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、総務部総務班及び総務部情報班が行う。

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。

2 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。

なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき、その他の市町村の長に応援を要請する。

3 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はFAXによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要事項

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、派遣を要請した各部署は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

資料編：4-1 災害協定一覧表

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第2 消防活動に係る応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は町と連携し、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

資料編：4-2 消防相互応援協定一覧表

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第3 県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ

1 県消防防災ヘリコプターの支援要請

陸上輸送が困難なとき又は相当時間を要すると想定される時及び火災、山崩れ等で地上での応急活動が困難であると想定される時、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

要請に関する窓口業務及び受入れについては、総務部総務班が行う。

2 県消防防災ヘリコプターの受入れ

県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、町及びヘリポートとなる施設の管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

(1) 受入れ体制

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

(2) 発着場の開設

- ア ヘリポートに紅白の吹き流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ 離着陸地点には、**(H)**記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。
- ウ ヘリポート周辺への一般人の立ち入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布又は赤布等を縛り付ける。
- オ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。
- カ 離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第4 職員の派遣要請・受入れ

町長は、町の職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

1 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定に基づき、指定行政機関、地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はFAXによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

2 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第 30 条に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣あっせんに要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又は F A X によって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣あっせんに要請する理由
- (2) 派遣あっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条、同施行令 17、18、19 条に定めるところによる。

4 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合、派遣を要請した各部は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

なお、受入れに伴う宿舍の確保等後方支援業務については、総務部情報班が行う。

- (1) 派遣職員であることの住民への周知、広報上の配慮を行う。
- (2) 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第 5 民間との協力

応援要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、ハローワーク（公共職業安定所）に供給あっせんに依頼するほか、各団体・組織等の協力、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し要員の確保に努める。

なお、災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

1 ハローワーク（公共職業安定所）へのあっせん依頼

所轄のハローワーク下市に対して必要な労働者の供給あっせんに依頼する。

2 要員等の強制従事

緊急時に対応するため、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を交付する。

なお、その種類、執行者及び対象者、並びに公用令書は、次のとおりである。

(1) 強制命令の種類と執行者

| 対策作業 | 種類 | 根拠法令 | 執行者 |
|----------------------------------|--------------|--|----------------------|
| 災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置) | 従事命令 協力命令 | 災害対策基本法 71 条 | 知事、知事より委任を受けた町長 |
| 災害救助作業 (災害救助法に基づく救助) | 従事命令 協力命令 | 災害救助法 7 条 " 8 条 | 知事 |
| 災害応急対策事業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 災害対策基本法 65 条 1 項 " " 2 項 " " 3 項 | 町長 警察官 自衛官 |
| 災害応急対策作業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 警察官職務執行法 4 条 第 1 項 | 警察官 |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法 29 条 5 項 | 消防職員 消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法 24 条 | 水防管理者 水防団長 消防長 |

(2) 命令対象者

| 命令区分(作業対象) | 対象者 |
|---|--|
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業) | 1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職、 5 土木、建築等の業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者 |
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業) | 当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 災害対策基本法による町長、警察官の従事命令(災害応急対策全般) | 当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般) | その場に居合わせた者、その物件の管理者 |
| 消防法による消防職員、消防団員の従事命令(消防作業) | 火災の現場付近にある者 |
| 水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令(水防作業) | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |

(3) 従事内容

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(4) 公用令書の公布

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を公布する。

(5) 実費弁償

町長が災害対策基本法第 82 条の規定に基づいて発した従事命令により、害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

(6) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、法令又は町条例に基づきその損害を補償する。

資料編：4-3 従事命令・協力命令の対象作業、執行者等

資料編：18-3 公用令書

3 民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

(1) 協力要請

総務部総務班は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、区・自主防災組織、日赤奉仕団、防犯協会、民生委員・児童委員協議会などの団体、並びに災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、消防、建設、交通、郵便、商業等）に対し、協力要請を行う。

(2) 協力内容

- ア 地域内の被害状況等の通報
- イ 本部と地域との連絡
- ウ 避難誘導及び避難所業務の補助
- エ 救助物資等の配給の補助
- オ 炊出し
- カ 医療救護の協力
- キ その他応急救助実施の協力

第6 ISUTの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成される ISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

町は県と連携して、必要に応じて派遣される ISUTとも連携し、対応に当たる。

第7 支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）

1 被災地への人的支援

災害時における応援協定、全国町村会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

2 避難者の受け入れ対応

町は、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など、生活全般について「親切に対応」する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

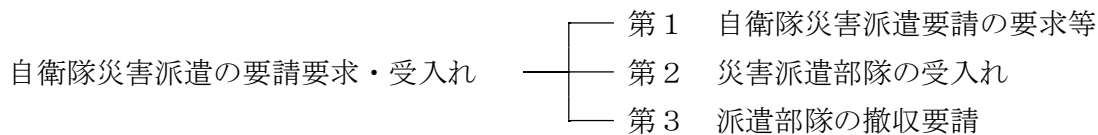
第7節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

本部長（町長）は、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊災害派遣要請を要求するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

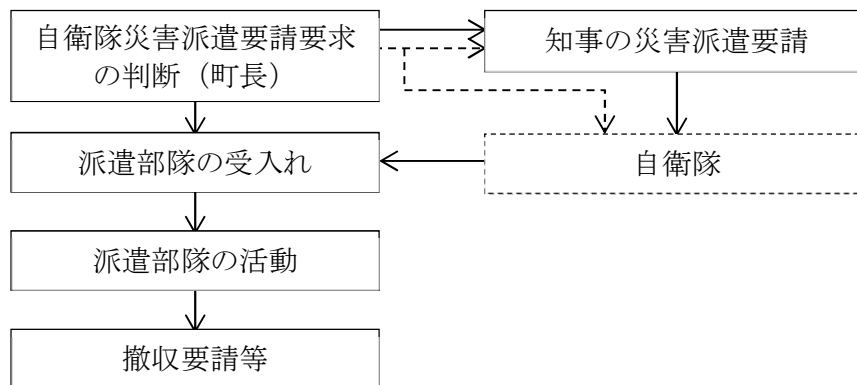
《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 自衛隊災害派遣要請の要求等

自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。
なお、自衛隊災害派遣要請を要求した場合は、その旨吉野警察署長にも通知する。

1 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

2 派遣要請要求手続

(1) 派遣要請の要求

自衛隊派遣要請依頼要求は、総務部総務班が行う。

(2) 派遣要請の通知

知事への要請要求ができない場合は、直接自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。

自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

町長は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。

(3) 派遣要請の上申

災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して本部長(町長)へ上申する。

(4) 要請内容

派遣要請の要請は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

3 災害派遣要請手続

(1) 知事に対する連絡先(奈良県防災統括室)

奈良県防災統括室(災害対策本部総務情報班)への連絡先

| | |
|-------------------|----------------------|
| 代表電話 | 0742-22-1101(内線2288) |
| 直通電話 | 0742-27-8425 |
| NTTFAX | 0742-23-9244 |
| 奈良県防災行政無線(衛星系) | 81-III-9010 |
| 奈良県防災行政無線FAX(衛星系) | 81-111-9210 |
| 夜間等代表電話 | 0742-22-1001 |
| 宿直室(夜間等) | 0742-27-8944 |

(2) 知事に依頼できない場合の自衛隊への連絡

○ 陸上自衛隊第4施設団長(主として陸上自衛隊等に関する場合)

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

NTT電話 0774-44-0001

通信相手 第4施設団本部第3科総括班(内線236, 235, 239)

夜間 第4施設団本部付隊当直(当直室)(内線223)

NTTFAX 0744-44-0001(交換切替、内線233)

奈良県防災行政無線(衛星系)

81-571-11

81-571-12(当直室)

奈良県防災行政無線FAX(衛星系)

81-571-21

○ 航空自衛隊奈良基地司令(主として航空自衛隊に関する場合)

奈良市法華寺町 1578 幹部候補生学生

NTT電話 0742-33-3951(内線211)

NTTFAX 0742-33-3951(交換切替、内線403)

(3) 報告

県は災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

| |
|--|
| 自衛隊奈良地方協力本部 奈良市高畑町552 NTT電話 0742-23-7001 |
|--|

(4) 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請を行う。

| |
|--|
| 陸上自衛隊 第3師団長(主として陸上自衛隊等に関する場合) 兵庫県伊丹市広畑1-1 通信先 第3師団 第3部 防衛班 NTT電話 0727-81-0021 (内線3734) NTTFAX 0727-81-0021 (交換切替、内線3724) |
|--|

資料編：18-4 災害派遣要請要求等に関する様式

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、各自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

なお、指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、連絡を受けた知事は、ただちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

- (1) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- (2) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- (4) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第2 災害派遣部隊の受入れ

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。なお、受入れに伴う宿舍施設の確保等後方支援業務については、総務部情報班が行う。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (3) 派遣部隊及び県連絡員、関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

- (4) 派遣部隊が到着した際は知事に報告する。
- (5) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (6) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
- (7) 派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料等の活動に要する経費については、原則として町が負担する。

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第3 派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなると判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対して撤収要請を要求する。

なお、事後速やかに以下の事項を記載した依頼文書を提出する。

- ア 撤収要請日時
- イ 派遣人員等及び従事作業の内容
- ウ その他参考となるべき事項

資料編：18-4 災害派遣要請要求等に関する様式

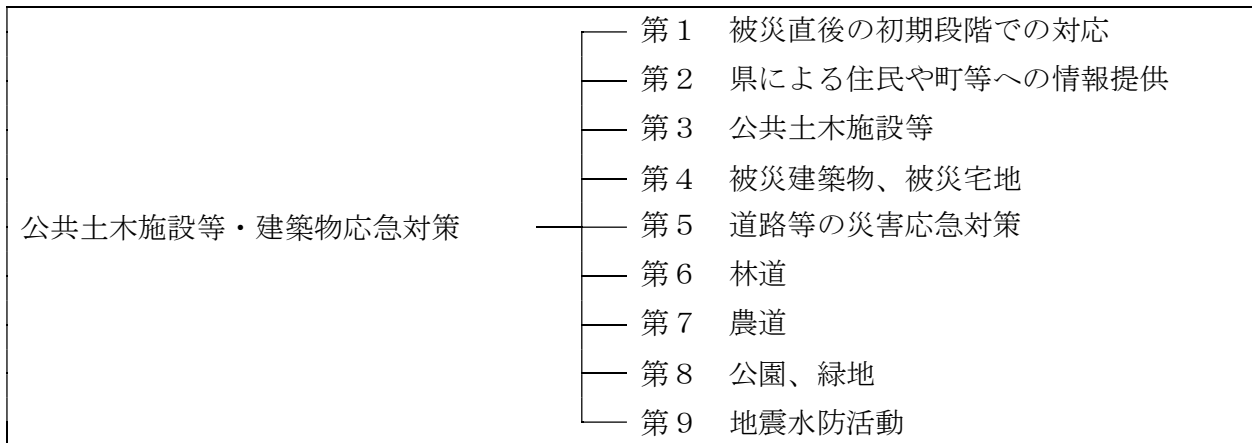
第8節 公共土木施設等・建築物応急対策

地震発生後の洪水、土砂災害などによる被害拡大を防止するため、地震による被害状況を速やかに把握し、関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

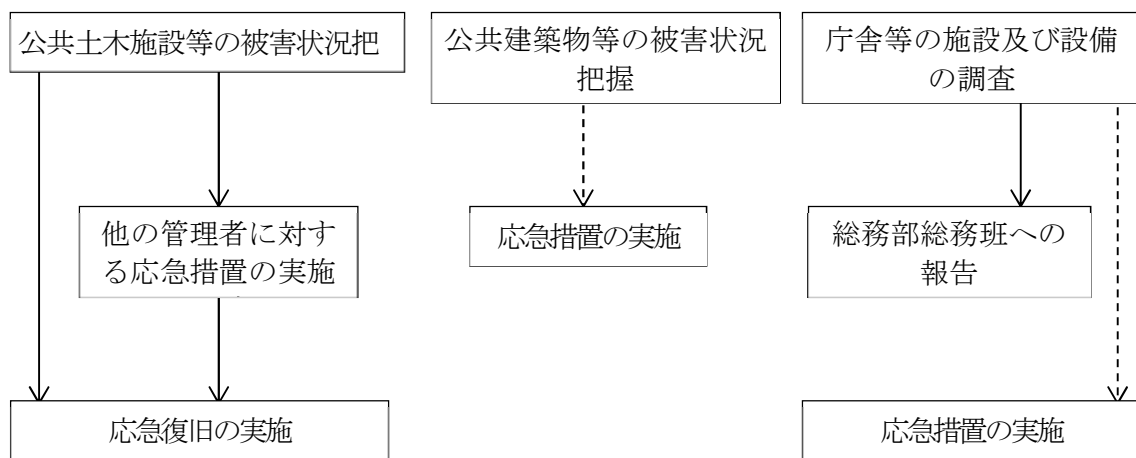
《担当部・機関》

総務部総務班・建設環境部建設産業班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 被災直後の初期段階での対応

1 県との連携

町は、県が実施する以下の（１）～（４）等のために必要な情報の収集及び被害状況の把握に努め、県との情報の共有化を図る。

- （１）現地の被害情報の収集
- （２）緊急対応に必要な資機材の提供
- （３）河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- （４）被害箇所状況調査

なお、国〔国土交通省〕は、重要物流道路及びその代替・補完路について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で

町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 県による情報収集と応急対策の検討への協力

- (1) 道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。
- (2) 一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。
- (3) 被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- (4) 被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
- (5) 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査（地すべり）を実施する。

第2 県による住民や町等への情報提供

町は県から以下の情報提供を受けるとともに、住民に対して情報提供を行う。

- (1) 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- (2) 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を町のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く周知を行う。
- (3) 県との連携を図り、町内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- (4) 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として県から提供を受ける。

第3 公共土木施設等

公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、施設の損壊の状況に応じて、応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

建設環境部建設産業班は、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路指定路線となる道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。

- (1) 被害状況の把握
道路、橋梁、アンダーパス区間等の被害状況、通行障害の状況を把握する。
必要に応じて、指定路線以外の道路の被害状況、並びにその他危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 他の道路管理者への通報
町道以外の道路が浸水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務部総務班を通じて当該道路管理者（吉野土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。
- (3) 道路交通の確保
危険箇所を発見した場合は、直ちに県警察（吉野警察署）に連絡のうえ、通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。
- (4) 避難及び立入制限
著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報するとともに、必要に応じて、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (5) 道路占用施設の被災
上下水道、電気、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。

また、緊急時には当該施設管理者は、現場付近への立入禁止、避難誘導等、付近住民の安全確保の措置をとり、応急復旧を実施する。

(6) 応急措置

被害を受けた町道について、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開道路）やライフライン事業者の被災状況を考慮して応急復旧の優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待つとまのなない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

(7) 林道

県及び森林組合と連携して、地震災害発生後、速やかに林道施設の被害状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講じるとともに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

(8) 農道

農道管理者と連携して、被害状況を早期に把握し県に報告するとともに、必要に応じ応急措置を行う。また、著しい被害を生じる恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立ち入り制限を実施する。

さらに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

(9) 応援要請

町単独での道路の応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県（吉野土木事務所）に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池

建設環境部建設産業班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、施設の損壊の状況に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

河川管理施設が決壊したときは、直ちにその旨を吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総務部総務班を通じて当該施設管理者（吉野土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

(5) 応急要請

町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

3 土砂災害危険箇所等

建設環境部建設産業班は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

- (1) 被害状況の把握
危険箇所等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険箇所に対する点検を速やかに実施する。
- (2) 砂防ボランティア（斜面判定士等）の要請
土砂災害の危険箇所等において、危険の程度を判定する必要がある場合は、県砂防ボランティア協会に砂防ボランティア（斜面判定士等）の派遣を要請し、危険度の判定を行う。
- (3) 関係機関への通報
所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、総務部総務班を通じて県（吉野土木事務所）、県警察（吉野警察署）、隣接行政機関、近畿日本鉄道、奈良交通などの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。
- (4) 避難及び立入制限
著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (5) 災害発生時の報告
土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を県（吉野土木事務所）に対して行う。
- (6) 応急措置
危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。
また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

第4 被災建築物、被災宅地

本部長（町長）は、大規模地震により被災した建築物の倒壊又は宅地擁壁の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、必要な応急対策を実施する。

1 公共建築物

各部は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備、並びに所管する公共建築物の被害状況について、被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定によりを速やかに把握し、総務部情報班へ報告するとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物の使用禁止、又は立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

総務部総務班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示し、県等関係機関庁舎等の被害状況を速やかに把握する。

なお、庁舎等について防災上の機能に支障がある場合、応急的補強等緊急措置を講じる。

2 民間建築物

建設環境部建設産業班は、被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

(1) 大淀町被災建築物危険度判定実施本部の設置

大規模地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、庁内に大淀町被災建築物危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置し、県が設置する奈良県被災建築物危険度判定支援本部と連携し、実施計画を作成の上、被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施する。

被災建築物が膨大な数になり、被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）が不足する場合は、県を通じて、建築関係団体、他都道府県等へ被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

(2) 応急危険度判定作業

ア 判定実施本部は、判定士、判定コーディネーターの支援を含む必要支援事項の検討を行い、必要に応じ、県へ要請する。また、地元判定士等の参集連絡・調整を行う。

イ 判定実施本部は、応急危険度判定に係る調整を実施する。

ウ 判定実施本部は、判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急危険度判定の広報

判定実施本部は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、住民に理解を得るための広報を総務部総務班に依頼する。

3 宅地

被害状況を県に報告するとともに、二次災害防止のため、建設環境部建設産業班は、概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎や避難施設等の防災上重要施設が立地する宅地においては、被災宅地危険度判定士等により速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(1) 被災宅地の応急危険度判定作業の準備

ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画

イ 被災宅地危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 調査の体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

(3) 応援要請

町単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第5 道路等の災害応急対策

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

(1) 道路施設の点検

建設環境部建設産業班は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）及び協定業者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設等（道路・橋梁、信号機）の被害状況及び安全性の点検を行う。

2. 町管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

町は、管理施設である道路等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

町は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

(2) 参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合、または災害の発生が予想される場合に、自宅から勤務地へ参集する職員は、参集途上において可能な限り町管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。

(3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

(4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため日頃より、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。

3 県への点検結果の報告等

総務部総務班は、緊急輸送道路等の点検結果を県（吉野土木事務所）及び県警察（吉野警察署）に報告するとともに、町域にアクセスするその他の緊急輸送道路の状況について、県（道路管理課）から情報を収集する。

なお、総務部総務班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示する。

* 緊急輸送道路の指定路線（p. 2-50 参照）

* 緊急輸送道路ネットワーク図（p. 2-51 参照）

4 情報発信

町は県と連携し、災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

(1) 住民に対する広報の内容

- ア 道路等の土木施設の被害状況
- イ 交通規制の状況
- ウ 迂回の方法
- エ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- オ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ア 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
- イ 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
- ウ 防災放送による地域住民への周知。
- エ 報道機関への情報提供。
- オ 町ホームページへの掲載。
- カ メール配信システムの活用。
- キ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供。
- ク 国、警察との連携による広域情報発信。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」(昭和54年3月1日締結)に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送(株)に放送を依頼する。

5 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため町は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確認する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

(2) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

第6 林道

1 応急措置

町、県及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

町・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

第7 農道

町及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

町及び農道管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

第8 公園、緑地

1 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報収集に努める。

公園・緑地は、震災時の避難場所・避難路としての使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

2 応急対策

(1) 公園、緑地 公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材の利用等を考慮して、速やかに応急対策を実施する。特に、避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

(2) 占用施設 上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置を取り、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

第9 地震水防活動

大規模地震後における河川、水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、適切な地震水防応急対策を実施する。

1 監視警戒活動

本部長（町長）は、大規模地震発生後、市街地延焼火災の危険が回避された場合は、河川・ため池等の管理者と連携し、直ちに区域内の河川、水路、ため池等の監視警戒活動を行う。

巡視の結果、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講じるよう求める。

ただし、緊急を要する場合は、その他適宜に水防活動を行う。

2 応急警戒復旧

地震時に実施する水防上の応急措置としては、特に河川・ため池の護岸等の応急補強などが想定されるが、必要な応急措置を実施する。

(1) 建設環境部建設産業班は、ため池等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

(2) 町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。

(3) 地震により護岸等が被害を受け危険と考えられる場合は、水防工法等により応急措置を講じる。

(4) 本部長（町長）は、水防法第21条に基づき水防のため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講じるとともに、県警察（吉野警察署）

に対して警察官又は警察職員の出動を求める。

3 水防に必要な資機材の点検整備等

総務部総務班及び建設環境部建設産業班は、それぞれ所管する水防倉庫の備蓄資機材の点検整備を行うとともに、協力団体・業者との応援調達ルートの確保を行う。

資料編 2-2 重要水防区域（水防警報指定河川）

資料編 2-4 水防警報指定河川以外の河川

資料編 2-5 ため池要整備箇所

資料編 5-3 水防倉庫一覧

第9節 ライフライン等の確保

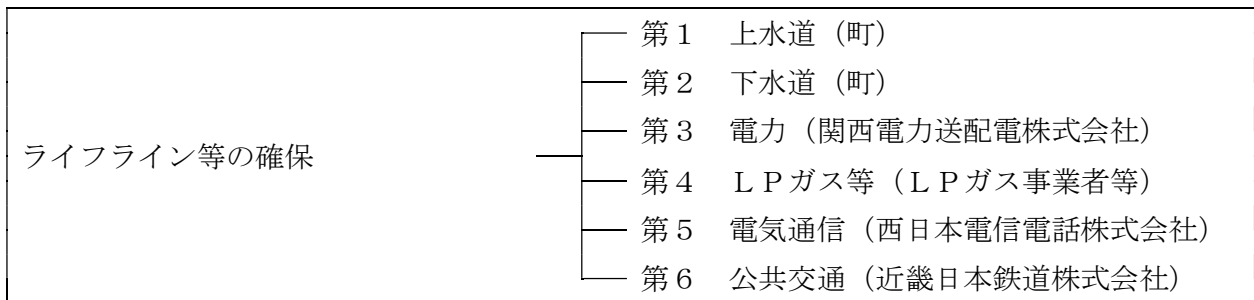
ライフライン・公共交通に関わる事業者は、地震災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

また、災害によって途絶したライフライン施設、公共交通については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《担当部・機関》

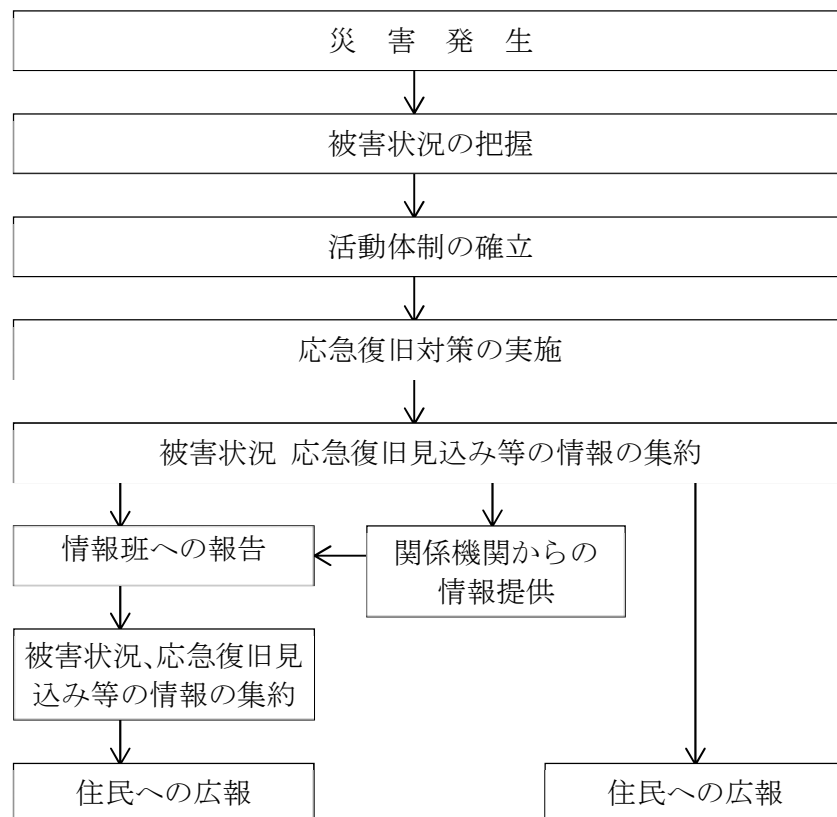
上下水道部水道班・関係機関

《対策の体系》



資料編：3-11 防災関係機関連絡先（ライフライン等連絡先）

■応急対策の流れ



第1 上水道（町）

1 活動体制

上下水道部水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じ、県、他の市町村等に応援を要請する。

2 応急措置

上下水道部水道班は、地震が発生した場合、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不相当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、総務部総務班を通じて、県（消費・生活安全担当課）、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）への通報、並びに付近住民への広報を行う。

3 応急復旧の方針

- (1) 施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒剤等を調達して復旧体制の確保を図り、避難所、病院、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。
- (2) 作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。
- (3) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (5) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、県と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (6) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (7) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

4 住民への広報

- (1) 上下水道部は、総務部総務班を通じて、水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。
- (2) 防災行政無線、町ホームページ、大淀あらかしテレビ、広報車等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに節水に努めるよう広報する。

第2 下水道（町）

1 応急復旧

上下水道部水道班は、被災した公共下水道・特定環境保全公共下水道施設の応急復旧をおおむね以下のとおり実施する。

- (1) 被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。
- (2) 原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。

- (3) 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。
- (4) 他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

2 住民への広報

上下水道部水道班は、総務部総務班を通じて、被害状況、復旧状況及び今後の見通しに関する広報を行うとともに、生活水の節水に努めるよう協力を要請する。

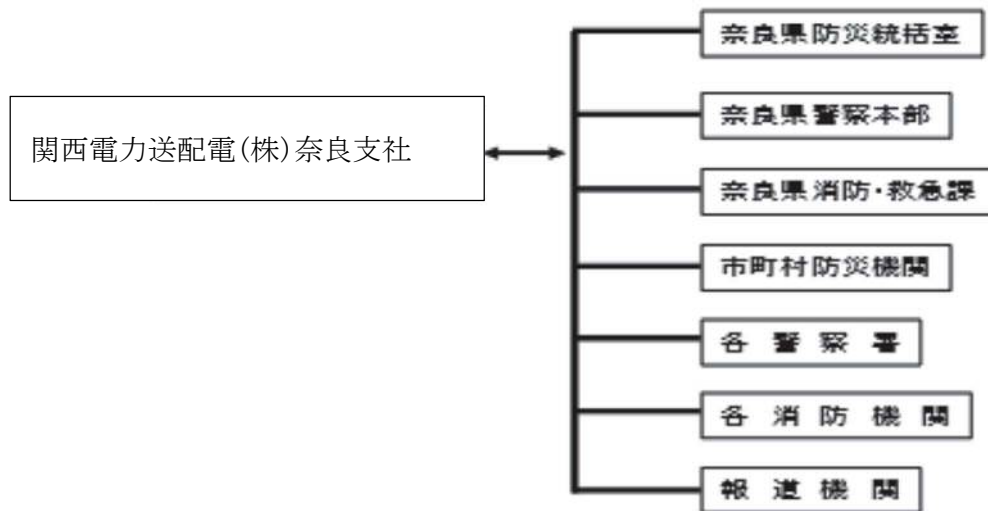
第3 電力（関西電力送配電株式会社）

地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地震情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

10 復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧応援要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食料等の手配
- キ その他必要な対策

11 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

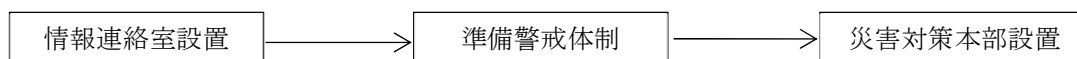
第4 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

1 発生直後の対応

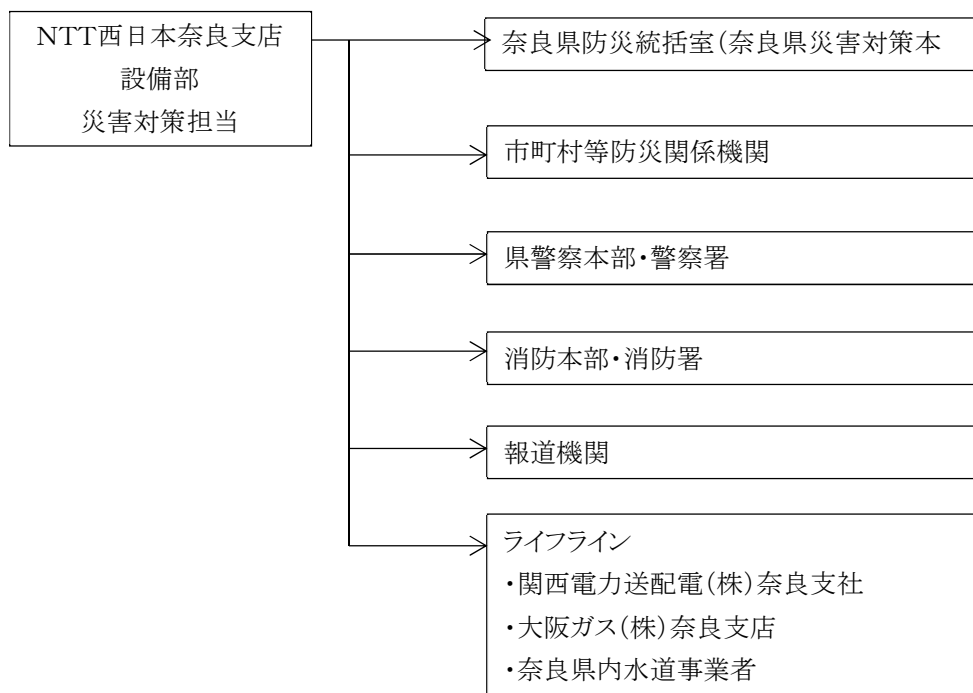
(1) 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。



(2) 災害対策情報の連絡体制

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。



(3) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ア 気象状況、災害予報等
- イ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- ウ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- エ 被災設備、回線等の復旧状況
- オ 復旧要員の稼働状況
- カ その他必要な情報

(4) 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

- ア 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- イ 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- ウ 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

(5) 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

2 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- (1) 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- (2) 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- (3) 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

- (4) 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- (5) 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

3 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

| 順位 | 復旧回線 |
|------|--|
| 第一順位 | 次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 <input type="checkbox"/> 気象機関 <input type="checkbox"/> 水防機関 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 災害救助機関 <input type="checkbox"/> 警察機関 <input type="checkbox"/> 防衛機関 <input type="checkbox"/> 輸送確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 通信確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 電力供給の確保に直接関係ある機関 |
| 第二順位 | 次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 <input type="checkbox"/> ガス供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 水道供給の確保に直接関係ある機関 <input type="checkbox"/> 選挙管理機関 <input type="checkbox"/> 新聞社、放送事業または通信社の機関 <input type="checkbox"/> 預貯金業務を行う機関 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関(第一順位となるものを除く) |
| 第三順位 | 第一順位及び第二順位に該当しないもの |

4 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

5 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

6 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

7 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

第5 LPガス等（LPガス事業者等）

LPガス事業者及び簡易ガス事業者は、地震発生地域のLPガス等施設による地震災害を最小限に止め、LPガス等の消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

1 LPガス事業者

(1) 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

ア LPガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつLPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校、病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ 確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ 確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

エ 震度6弱以上の地震が発生した地域では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

(2) 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のLPガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

ア 安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備、並びに震度6弱以上の地震が発生した地域及びLPガス設備が浸水した地域のLPガス設備全てとする。

イ 安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

ウ 安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

2 簡易ガス事業者

LPガス事業者に準じて、行う。

3 広報

(1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第6 公共交通（近畿日本鉄道株式会社）

1 応急措置

(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）に通報し、出動を要請する。

(3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

2 応急復旧の方針

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

3 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを町及び関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

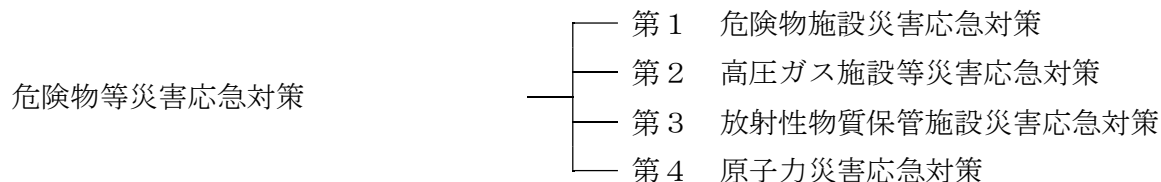
第10節 危険物等災害応急対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《担当部・機関》

総務部総務班・奈良県広域消防組合

《対策の体系》



第1 危険物施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 施設の管理者が実施する対策

(1) 関係防災機関への通報

火災の場合は、奈良県広域消防組合に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、奈良県広域消防組合のほか関係市町村、吉野保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ア 発生日時及び場所
- イ 通報者及び原因者
- ウ 下流での水道水源の有無
- エ 現状及びその時点での対応状況

(2) 消火活動及び被災者の救出救助

(3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 県及び奈良県広域消防組合が実施する対策

(1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報

(2) 立入禁止区域の設定及び交通規制

(3) 避難誘導及び群衆整理

(4) 消防活動及び被災者の救出救助

(5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

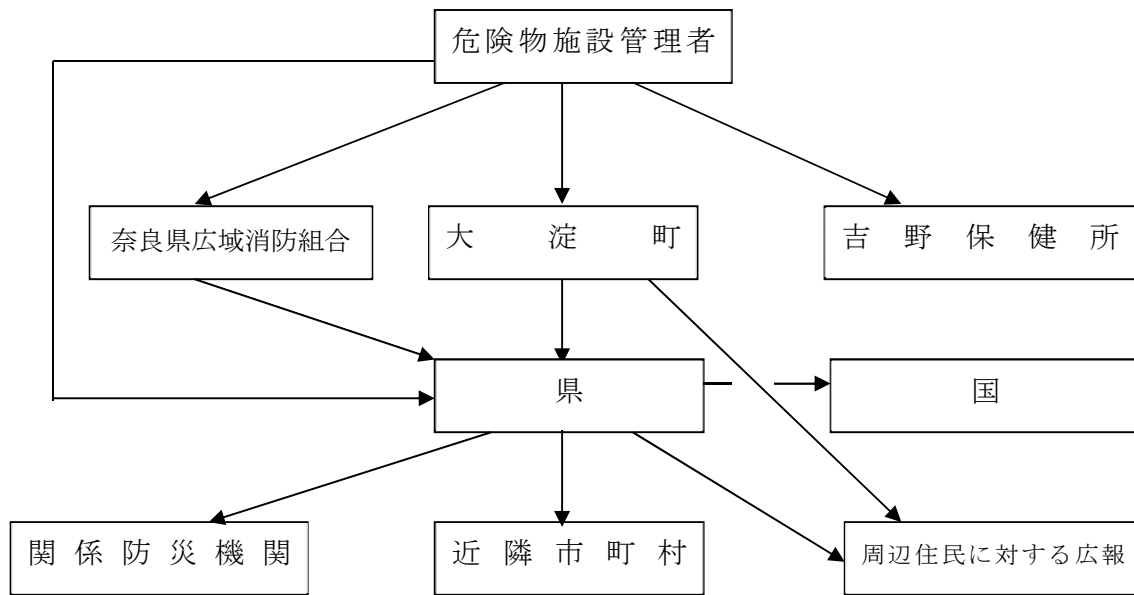
(6) 周辺住民への広報

3 危険物等輸送車両災害応急対策

(1) 奈良県広域消防組合は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物輸送車両による事故が発生した場合は、県警察（吉野警察署）等関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。

(2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物施設等災害応急対策に準じて行う。

■危険物施設災害応急対策に係る情報系統図



資料編 2-13 危険物施設等一覧表

第2 高圧ガス施設等災害応急対策

奈良県広域消防組合は、高圧ガス・LPガス貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 高圧ガス施設等の管理者が実施する対策

(1) 関係機関への通報

高圧ガスによる災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の保安関係団体に通報し、密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

(2) 施設が危険な状態になったときの作業の中止及び関係者以外の退避指示

(3) 発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して指定された防災事業所への応援活動の要請

(4) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置及び災害の拡大防止措置

(5) 周辺地域住民の避難誘導

2 LPガス施設等事業者が実施する対策

(1) LPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び地域住民の安全を確保するため、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）、県及び奈良県高圧ガス保安協会等の県内LPガス保安関係団体に通報し、密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

(2) 被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処

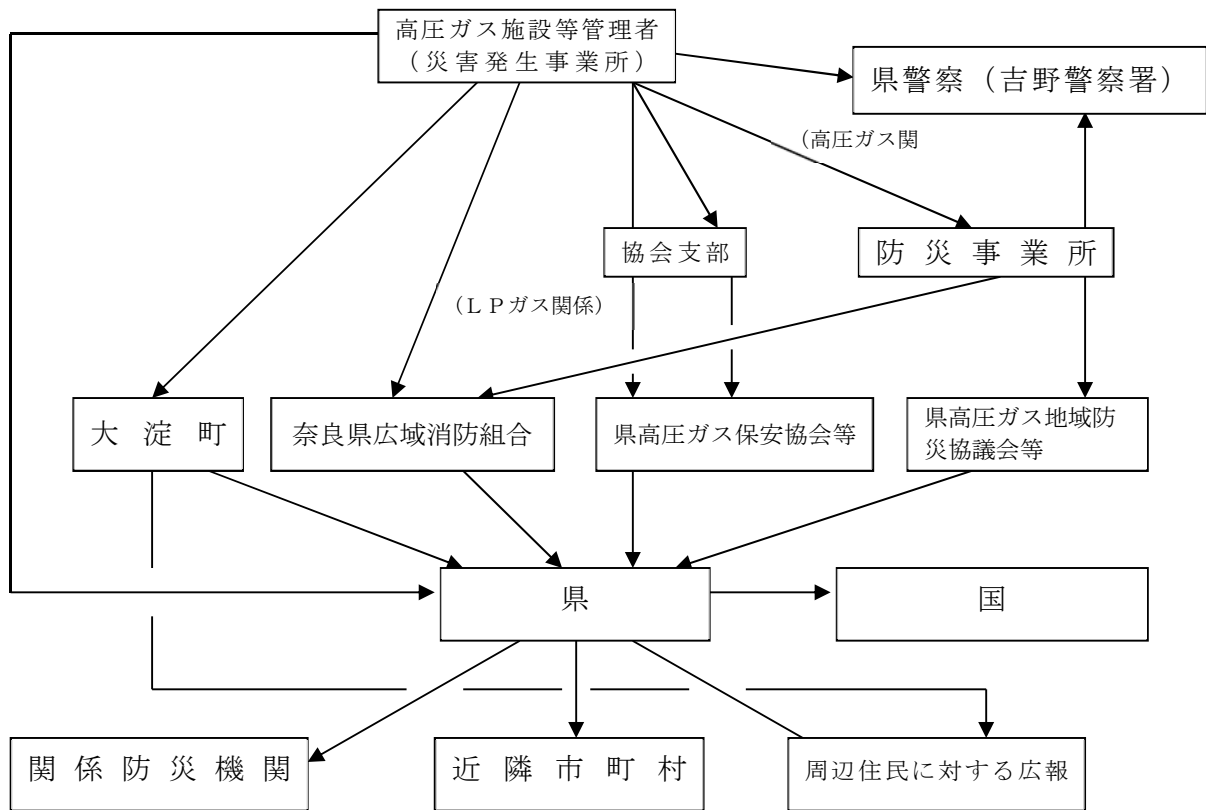
(3) 必要に応じて、支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供要請

(4) 必要に応じて周辺地域住民の避難誘導

3 県及び奈良県広域消防組合が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び近隣地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 周辺住民への広報

■高圧ガス・LPガス貯蔵施設災害応急対策に係る情報系統図



第3 放射性物質保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

- (1) 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。
- (2) 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。

1 応急対策の内容

- (1) 関係防災機関への通報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定

- (4) 立入禁止制限及び交通規制
- (5) 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- (6) 被ばく者等の救出救助
- (7) 周辺住民に対する広報
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

第4 原子力災害応急対策

町は、県より原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく原子力事業者からの特定事象発生の特報があった旨、及び同法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、法令、奈良県地域防災計画及び本町地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり災害応急対策を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な応急対策を実施する。

1 町の活動体制

本部長（町長）は、災害対策本部を設置する。

2 県初動体制の確立

県は、原子力事業者からの特定事象発生の特報を受けた場合、直ちに、被害状況の把握、応急対策実施のための情報収集活動を行う。また、関係周辺市町村など防災関係機関へ情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

さらに、オフサイトセンターを立ち上げ、関係者は直ちにオフサイトセンターへ参集する。

3 災害時の広報

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における県民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできるかぎり少なくするため、県民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

4 被害状況等の調査報告

県は、以下の事項について、調査報告を行う。総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力する。

(1) 農産物等

ア 被害情報の提供

農産物等の放射能汚染に関する正確な情報を、県民や農業者等に提供し、風評被害の防止に努める。

イ 被害状況の調査報告

野菜、牛乳等の放射能による汚染レベルについて調査、監視し、その結果を報告する。

(2) 物価の動向

物価について、消費者物価指数の動きを提供する。

(3) 大気等汚染

降水、大気浮遊塵、降下物の放射能による汚染レベルについて、文部科学省に調査結果を照会し、提供する。

(4) 水道施設汚染

水道事業体が行う浄水場原水・浄水の放射線量の測定結果、監視状況について、情報の収集に努める。

(5) 医療情報

原子力安全委員会、国の緊急被ばく医療派遣チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。

5 避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について町に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

町は、県等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるよう努める。

また、町は、県と連携して、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

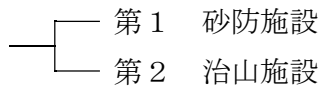
第11節 地盤災害応急対策

《担当部・機関》

総務部総務班、建設環境部建設産業班

《対策の体系》

地盤災害応急対策



第1 砂防施設

1 応急措置

(1) 砂防施設

① 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

② 被災地域の巡視等危険防止のための監視

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(2) 地すべり防止施設

① 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

② 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

③ 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

④ 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

① 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその恐れが生じた場合には、各施設管理者は危険な箇所が存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

② 警戒避難の助言

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

③ 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害

害の発生を防止するため、各施設管理者は巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 二次災害の防止活動計画

町は県と連携し地震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険個所の点検を行う。その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行う。

4 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度5強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。

第2 治山施設

地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、町（山地防災ヘルパー）は県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査、危険度に応じて関係機関に連絡、通報すると共に復旧対策を講じる。また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。

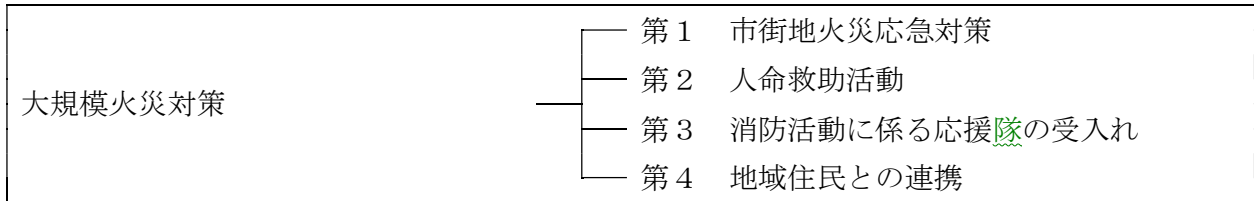
第12節 大規模火災対策

奈良県広域消防組合本部は、関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《担当部・機関》

総務部総務班・奈良県広域消防組合・消防団

《対策の体系》



第1 市街地火災応急対策

奈良県広域消防組合は、地震発生後に市街地火災が発生した場合、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防ぎょ活動の原則

(1) 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等防ぎょを行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎょする。

(3) 市街地火災防ぎょ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょにあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎょを優先する。

第2 人命救助活動

奈良県広域消防組合は、県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

総務部総務班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 活動の方針

(1) 奈良県広域消防組合は、県警察（吉野警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。また、必要に応じて奈良県消防相互応援協定締結市町村、広域航空消防、緊急消防援助隊、自衛隊等に総務部総務班を通じ協力を要請する。

- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 県警察（吉野警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。
- (4) 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージを実施し、効果的な救急活動を実施する。
- (5) トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (6) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第3 消防活動に係る応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は町と連携し、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

資料編：4-2 消防相互応援協定一覧表
資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第4 地域住民との連携

区等の地域住民は、奈良県広域消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、奈良県広域消防組合は、必要に応じて区等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

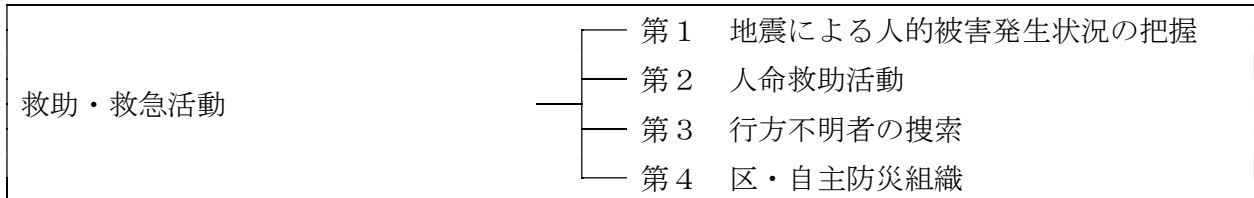
第13節 救助・救急活動

住民、区・自主防災組織、県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

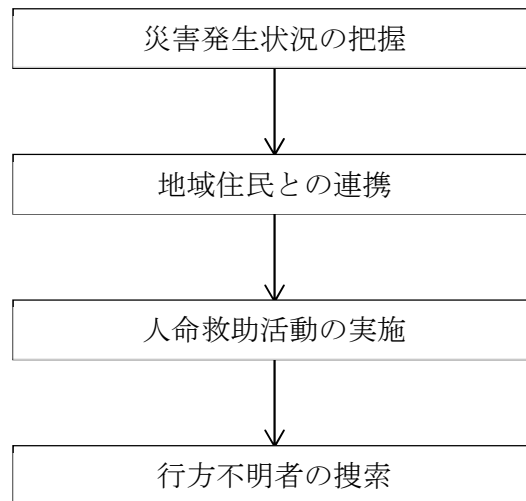
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救助物資班・消防団・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 地震による人的被害発生状況の把握

総務部総務班は、地震発生に際しては、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、全町域に関して人的被害発生、又は発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。

そのため、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示する。

また、奈良県広域消防組合及び消防団は、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して地震災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第2 人命救助活動

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

(1) 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

- (2) 奈良県広域消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関等と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (3) 奈良県広域消防組合は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (4) 奈良県広域消防組合及び消防団は、県警察（吉野警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出及び救急搬送にあたる。
また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務部総務班を通じ協力を要請する。道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには県と連携してヘリコプターによる救急搬送を実施する。
- (5) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (6) 県警察（吉野警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。
- (7) 奈良県広域消防組合及び消防団、県警察（吉野警察署）、消防応援隊、自衛隊等が災害現場に到着するまでの間、地域住民が救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

2 活動の要領

- (1) 救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

資料編：10-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

第3 行方不明者の搜索

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び県警察（吉野警察署）等関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

なお、住民福祉部救助物資班は、町本部への通報・届出、及び各々が収集した情報をもとに要搜索者名簿を作成する。

また、遺体の収容は、住民福祉部救助物資班が町本部における連絡窓口となる。

- (1) 地震の規模等の状況を勘案して、県警察（吉野警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- (2) 行方不明者の搜索期間は、地震災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長（町長）の指示によって継続して実施する。
- (3) 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第4 各関係機関の相互応援

(1) 消防防災関係機関

町及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第 42 条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

(2) 区・自主防災組織

地域住民による区・自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関と連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

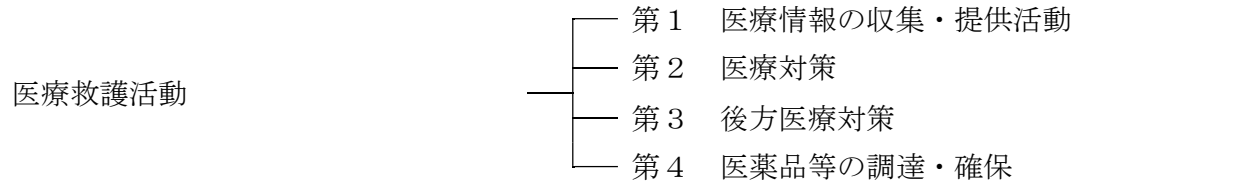
第14節 医療救護活動

医療機関と連携のもと、地震災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

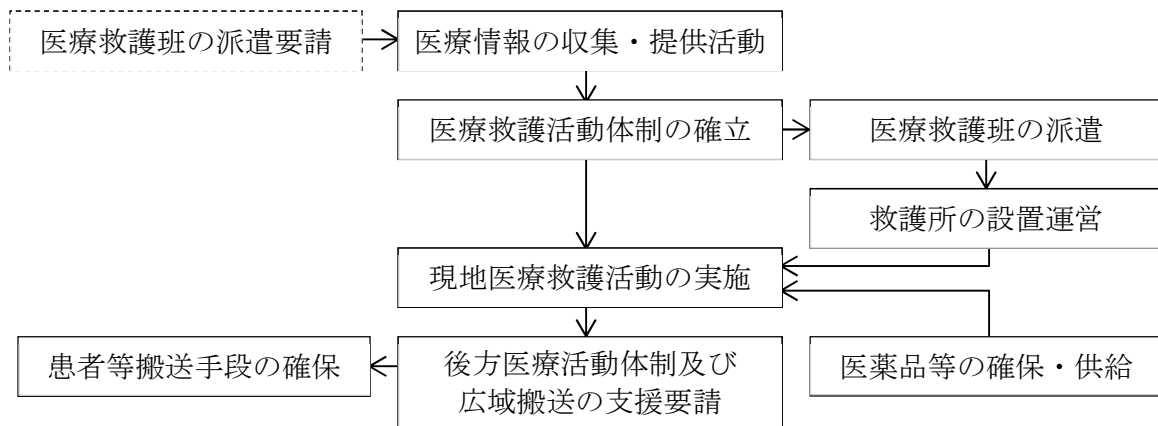
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・南奈良総合医療センター・奈良県広域消防組合
・関係機関

《対策の体系》



■応急対策の流れ



第1 医療情報の収集・提供活動

住民福祉部救護厚生班は町内医療機関と連携し、奈良県広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうへ、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに総務部情報班に報告する。

- (1) 町は、被災状況に応じて、地区医師会または医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 町は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 町は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、吉野保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。
- (5) 町は、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 医療対策

住民福祉部救護厚生班は町内医療機関と連携し、被災住民に対し現地医療活動を実施するため、

必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

(1) 医療救護所の設置・運営

医療救護所の設置・運営は、住民福祉部救護厚生班が南奈良総合医療センターと連携し、吉野郡医師会の協力を得て行う。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨町ホームページ等により住民に広報するとともに、当該施設の見やすいところに標識を掲示する。

ア 医療救護所の設置

(ア) 設置基準

- a 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数のため、現地におけるトリアージを行い、町内外医療機関の網羅的な活用により対応する必要がある場合
- c その他被災地域に救護所を設置する必要がある場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医薬品、医療用資機材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食料、飲料水の確保
- (カ) 医療ニーズの把握
- (キ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

住民福祉部救護厚生班は、医療救護所が設置された場合、吉野郡医師会に医療救護班の派遣を要請する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護婦2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、地震災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、吉野郡医師会に医療救護班の派遣を要請する。

それでもなお、不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に緊急医療班の派遣を要請する。

緊急医療班の中には、地震災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

住民福祉部救護厚生班は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。

なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- (1) 負傷者の重症度の判定（トリアージの実施）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 搬送困難な傷病者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (5) 被災地の巡回診療
- (6) 助産救護
- (7) 被災者等の健康管理
- (8) 死亡の確認
- (9) 遺体の検案（死因その他医学的検査）等の協力（状況に応じて）
- (10) その他状況に応じた処置

資料編：7-1 町内医療機関一覧

第3 後方医療対策等

医療救護所では対応できない重症傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、南奈良総合医療センターに搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

奈良県広域消防組合は、医療救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

- (1) 受入れ病院の選定

奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

- (2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、奈良県広域消防組合が所有する車両で実施する。

なお、救急車が確保できない場合は、総務部総務班が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。

この場合、総務部総務班は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

2 広域の後方医療活動

住民福祉部救護厚生班は、救護所及び南奈良総合医療センターでの傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

3 個別疾病（要継続的医療支援者）対策

住民福祉部救護厚生班は、人工透析患者、人工呼吸器使用者など継続的な医療支援が必要となる患者については、吉野保健所と連携して、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及び要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに県保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

4 保健師等による健康管理

住民福祉部救護厚生班は、吉野保健所と連携して、保健師等により、避難所での健康管理や集団指導、被災家庭や仮設住宅等への訪問による健康相談、保健指導、心身のケア等、必要な保健活動を行う。その際は以下の事項に留意する。

- (1) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- (2) 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- (3) 町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

5 在宅難病患者への支援

住民福祉部救護厚生班は、吉野保健所と連携して、安否及び孤立状況が確認された在宅難病患者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

6 精神障がい者対策及びメンタルヘルス対策

住民福祉部救護厚生班は、県（吉野保健所）と連携して、安否及び健康状態が確認された在宅精神障がい者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

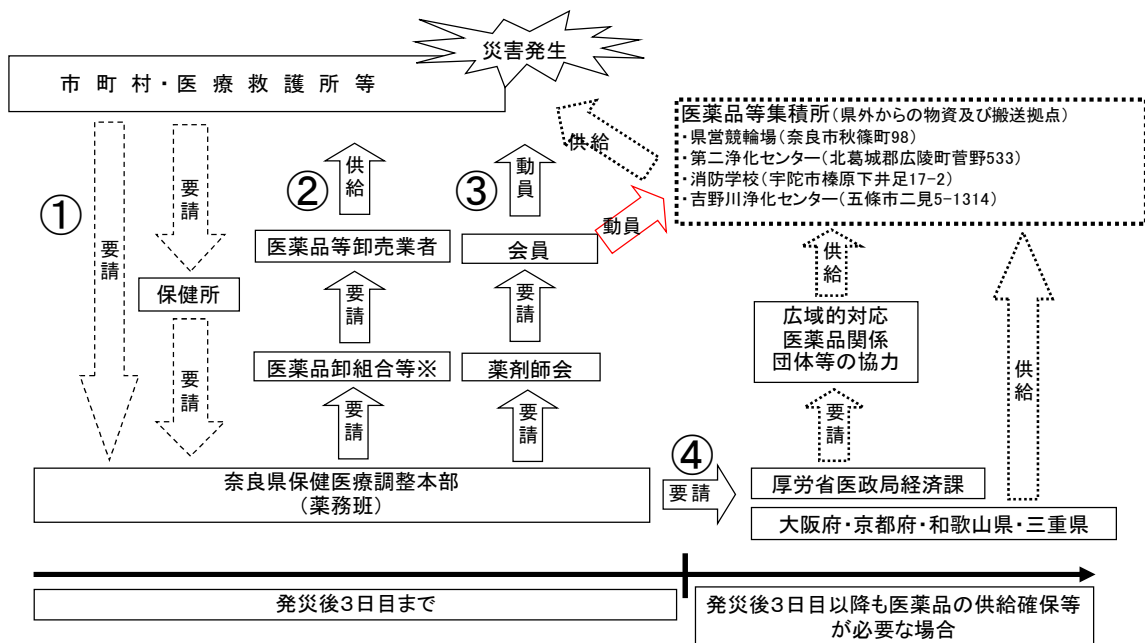
また、社会復帰施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能な施設の活用について検討する。

第4 医薬品等の調達・確保

住民福祉部救護厚生班は、奈良県赤十字血液センター、吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会、吉野郡薬剤師会の町内会員及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

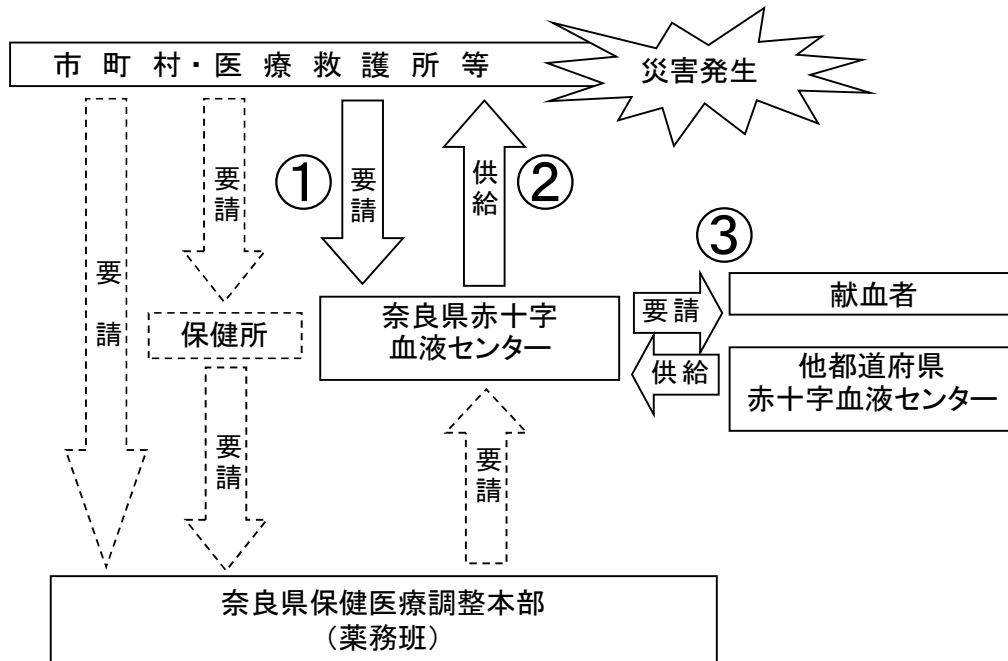
また、不足が生じる場合は、吉野保健所に対して供給の要請を行う。

■医薬品、医療機器、医療用ガス等の要請・供給フロー



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

■血液製剤の要請・供給フロー



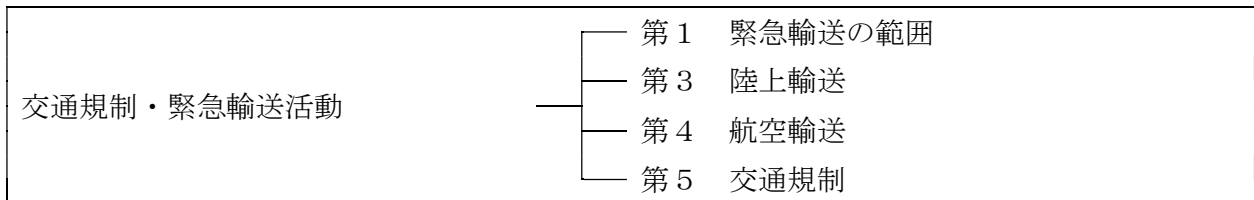
第15節 交通規制・緊急輸送活動

救助・救急、医療活動及び避難の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

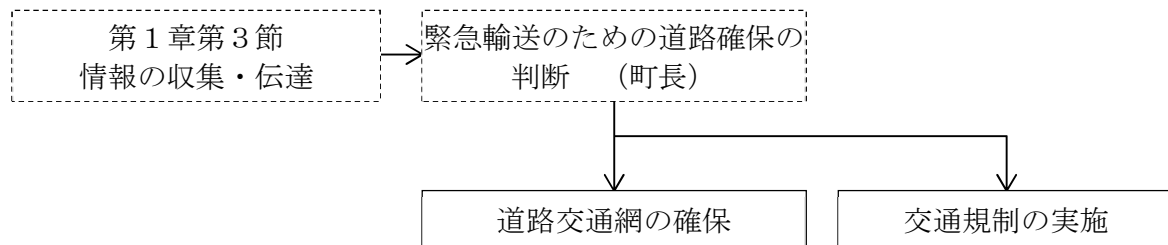
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救助物資班・建設環境部建設産業班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、災害対策要員並びに物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等の生命維持に必要な物資
- (7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- (8) 被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

2 第2段階

- (1) 上記1の続行
- (2) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3 第3段階

- (1) 上記2の続行

- (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

第2 陸上輸送

道路啓開によって緊急交通路を確保するとともに、輸送手段を確保し、住民の避難、災害応急対策要員の移送、救援・救助のための資機材、その他緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急輸送道路の決定と確保

(1) 緊急輸送道路の決定

建設環境部建設産業班は、県（道路管理課）、県警察（吉野警察署）、吉野土木事務所と協議の上、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

(2) 緊急輸送道路の道路啓開

建設環境部建設産業班は、緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、町道の啓開作業を行う。

また、吉野土木事務所が行う道路啓開作業に協力する。

2 緊急輸送道路の周知

(1) 関係各部及び関係機関への連絡

総務部総務班は、使用可能な緊急輸送道路について、関係各部及び関係機関に連絡する。

(2) 住民への周知

総務部総務班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、住民へ周知する。

3 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 総務部総務班は、町が所有する全ての車両の集中管理を行う。（ただし住民福祉部、建設環境部、上下水道部の車両を除く）。

イ 車両が不足する場合は、町内輸送業者の車両を借り上げる。

ウ なお不足する場合は、県災害対策本部に対して、輸送内容その他必要条件を明示して応援を要請する。

(ア) 輸送区間及び借上期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集結場所及び日時

(オ) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

(カ) その他必要事項

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

総務部総務班は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるよう取りまとめに当たる。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借り上げ等によって調達した車

両については、総務部総務班が直ちに自動車検査証等の必要書類を県警察（吉野警察署）に持参し、緊急通行車両としての申請を行うよう取りまとめに当たる。

(3) 車両の運用

- ア 総務部総務班は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。
- イ 総務部総務班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。
- ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 広域応援・災害派遣部隊等受入れ拠点、物資集積場の確保

総務部総務班及び住民福祉部救助物資班は、関係各部・関係機関の協力を得て、それぞれ広域応援・災害派遣部隊等受入れ拠点、物資集積場を確保する。

5 緊急輸送の実施

(1) 住民福祉部救助物資班は、緊急輸送道路の道路状況、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

(2) 緊急輸送の対象及び順位は次のとおりとする。

ア 緊急輸送の対象

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、資機材等
- (イ) 消防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等
- (ウ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (エ) 応急対策に必要な人員、資機材等
- (オ) 食料、飲料水及び生活必需品等
- (カ) その他災害復旧に必要な人員、資機材等

イ 緊急輸送の順位

- (ア) 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (イ) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (ウ) 上記以外の災害応急対策のために必要な輸送

*緊急輸送道路の指定路線 (p. 2-50 参照)

*緊急輸送道路ネットワーク図 (p. 2-51 参照)

資料編：18－5 緊急通行車両確認に関する様式

第3 航空輸送

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 総務部総務班は、奈良県広域消防組合と協議の上、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと(コンクリート、芝生が最適)
 - イ 地面斜度が6度以内のこと
 - ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
 - エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
 - オ 車両等の進入路があること
 - カ 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること
- <必要最小限度の地積>
- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
 - ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
 - ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 総務部総務班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。

(3) 総務部総務班は、県、県警察（吉野警察署）、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

住民福祉部救助物資班は、県と連携するとともに、県警察（吉野警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第4 交通規制

建設環境部建設産業班は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

また、道路管理者として管理する道路について災害時における危険箇所及び回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

| 区分 | 実施責任者 | 範囲 | 根拠法 |
|--|--------------------|--|--------------------|
| 道路管理者 | 国土交通大臣 知事 町長 | 1 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合 | 道路法 第46条第1項 |
| 警察 | 公安委員会 | 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められる場合 | 災害対策基本法 第76条第1項 |
| | | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合 | 道路交通法 第4条第1項 |
| | 警察署長 | 道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合 | 道路交通法 第5条第1条 |
| | 警察官 | 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 | 道路交通法 第6条第2項 |
| 道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合 | | 道路交通法 第6条第4項 | |

1 道路管理者による交通規制

県警察（吉野警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

(1) 町の管理道路

道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、建設環境部建設産業班は、総務部総務班を通じて吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 県の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は、制限を実施する。

(3) 国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

2 県公安委員会、県警察（吉野警察署）による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

3 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じることができる。措置命令に従わないとき、又は所有者等が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両及び緊急車両の通行のため、同様の措置を講じることができる。

■通行禁止区域における措置命令

| 実施責任者 | 範囲 | 根拠法 |
|-------------|--|---------------|
| 警察官 | 1. 通行禁止区域等において緊急車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命じることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は、相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。 | 災害対策基本法第76条の3 |
| 自衛官 消防吏員 | 警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急車両のみについて行うことができる。 | |

4 相互連絡

建設環境部建設産業班は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

5 放置車両等への対応

- (1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、(1)の措置のため、やむを得ない必要がある時は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- (3) 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに(1)の措置を実施する。

6 う回路の確保

通行禁止や制限を行ったときには、周辺道路の混乱を避けるために関係機関が協議のうえ適切なう回路を選定・確保する。

7 交通規制の標識等の設置

建設環境部建設産業班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

8 広報

総務部総務班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、県警察（吉野警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

9 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第16節 緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

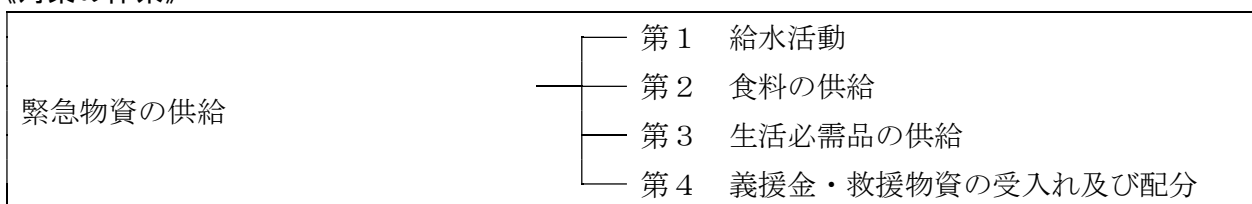
また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

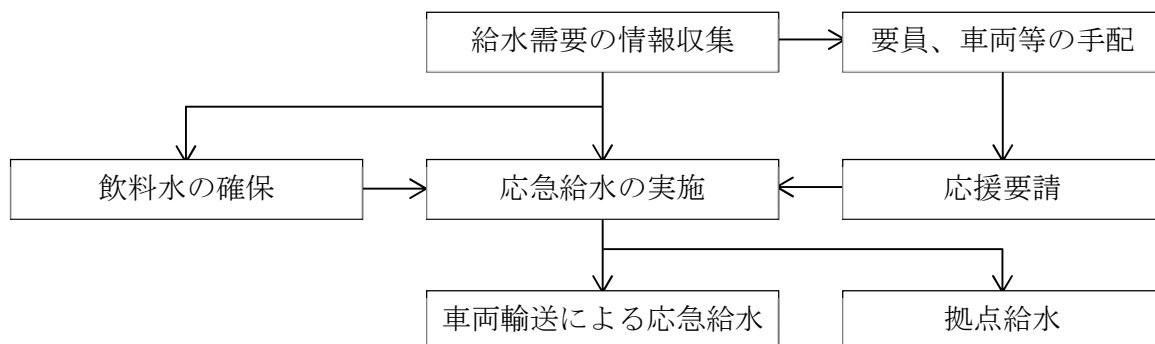
《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・住民福祉部救助物資班・上下水道部水道班

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、地震災害発生当初は自らの備蓄（1週間分）により対応する事を基本とする。

1 情報の収集

上下水道部水道班は、地震災害発生後、関係各部と連携し、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 浄水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
- (3) 医療機関、福祉施設、避難所等優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

上下水道部水道班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

なお、地震災害の規模により、1戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き

渡るようにする。

(1) 目標量

地震災害発生から3日以内は、被災者1人あたり1日3リットルを供給し、応急復旧の進捗にあわせ、以下のとおり順次供給量を増加し、できる限り速やかに被災前の水準に回復させる。

| 災害発生からの日数 | 一人あたり水量 (リットル/日) | 水量の用途内訳 | 主な給水方法 |
|-------------|----------------------|--|--------------------|
| 3日目まで | 3リットル | 飲料等(生命維持に最小限必要) | 耐震性貯水槽 給水車 |
| 4日目～10日目まで | 3～20リットル | 飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要) | 配水幹線付近の仮設 給水栓 |
| 11日目～20日目まで | 20～100リットル | 飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要) | 配水支線上の仮設給 水栓 |
| 21日目～28日目 | 被災前給水量 (約250リットル) | ほぼ通常の生活 | 仮配管からの各戸給 水、共用栓 |

(2) 給水方法

ア 給水拠点における給水

浄水場、配水所を給水拠点として、給水を実施する。

| 施設 | 所在地 |
|--------|----------------|
| 桜ヶ丘浄水場 | 大淀町大字下淵 961 番地 |

イ 給水車による給水

避難所となる学校等の施設で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、浄水場、配水池が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、給水を実施する。

■ 応急給水用機械器具

| 給水タンク | 台数 | コック数 | 総容量 |
|-------|----|------|------|
| 1.0t | 1 | 4 | 3.0t |
| 2.0t | 1 | 4 | |

ウ トラックによる給水

病院、診療所、人工透析医療施設、福祉施設等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、アクアパック等を使用しトラックによる給水を実施する。

エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

(3) 応急給水実施の優先順位

病院、診療所、人工透析医療施設等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者等の要配慮者利用施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(4) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

3 広報

総務部総務班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手段

- ア 防災行政無線
- イ 大淀あらかしテレビ
- ウ 町ホームページ
- エ 広報車
- オ 広報紙
- カ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

(2) 広報内容

- ア 給水時間及び給水場所
- イ 容器持参の呼びかけ
- ウ 断水の解消見込みその他必要な情報

4 応援要請

上下水道部水道班は、町単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

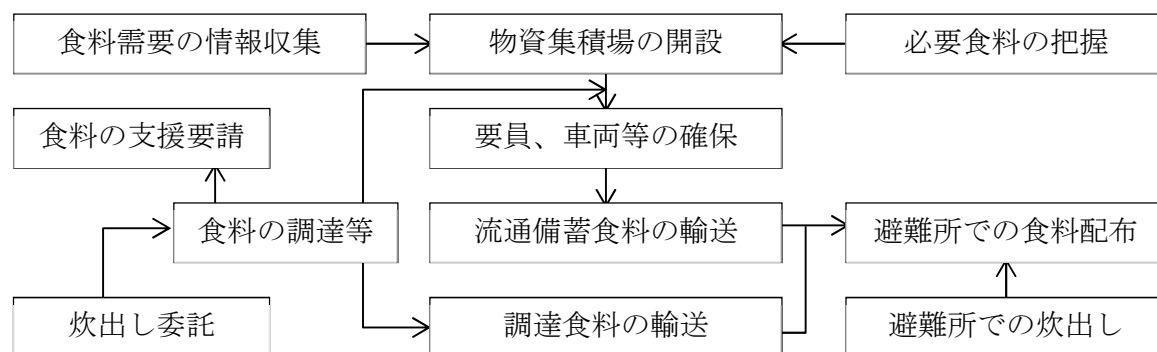
- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- カ その他必要事項

資料編：10-1 上水道施設・能力等
資料編：10-2 応急給水用資機材の現況

第2 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。なお、住民及び事業所等は、地震災害発生当初は自らの備蓄物資（1週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ



1 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者（担当：住民福祉部救護厚生班）
- (2) ライフライン被災によって調理ができない者（※避難所に収容された者に含む。）
- (3) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者（※避難所に収容された者に含む。）
- (4) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者（担当：総務部情報班、各部庶務担当班）

2 必要量の把握

住民福祉部救助物資班は、それぞれ所管する各部から報告された食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、食料供給対象者数のうち、高齢者用食やアレルギー対応食、粉ミルクの必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

3 食料の確保

住民福祉部救助物資班は、供給計画に基づき、流通備蓄食料や調達によって確保する。

(1) 流通備蓄食料

地震災害発生当初は、住民及び事業所等は自らの備蓄物資により対応する。

また、町は、必要に応じて調理を必要としない流通備蓄物資により対応する。

(2) 調達食料

協定業者、奈良県農業協同組合、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、町において食料の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、近畿農政局（奈良地域センター）、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(3) 食料の内容等

被災者に供給する食料は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し食中毒の防止等の衛生面に十分配慮するとともに、臨機に必要な食料を定めて確保する。

| 確保の方法 | 食料の内容 |
|-------|--------------------------------|
| 調達食料 | 精米・即席メン等の主食、野菜・漬け物等の副食等、並びに弁当類 |

4 県への報告と支援要請

(1) 報告

総務部総務班は、食料の調達・供給について、県との緊密な情報交換を行う。

ア 住民等の状況を把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

イ 食料を調達・供給したときは、その状況を速やかに県へ報告する。

(2) 支援要請

町のみでは、食料の提供不足が生じる場合には、知事に対し、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

なお、県と連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して、直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。

この連絡を行った町長（本部長）は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

5 供給方法

流通備蓄食料は、協定業者により避難所等へ輸送する。

また、調達食料は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食料を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

また、在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とするが、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣住民やボランティア等が配布を支援する。

6 炊き出しの実施

住民福祉部救助物資班は、組織体制等が整ってきた段階において、教育委員会教育班の協力により、炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、区・自主防災組織、日赤奉仕団等に協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所に指定される学校給食施設等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

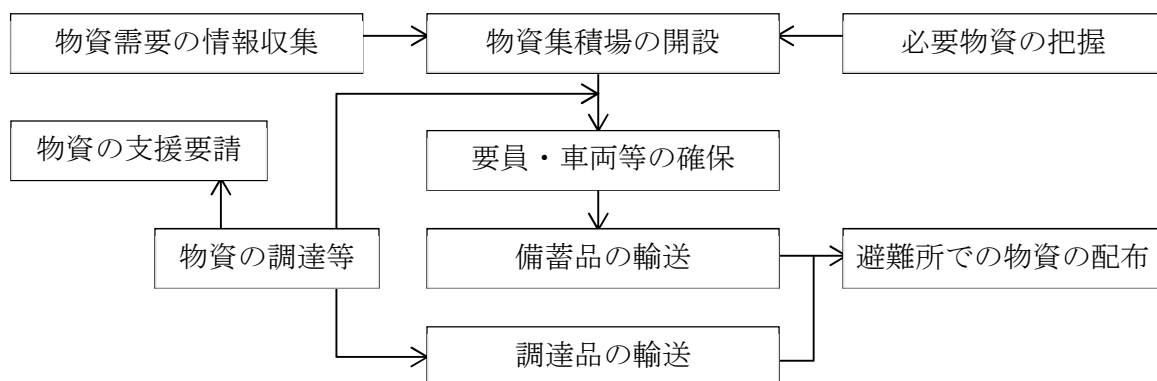
資料編：10－4 町内の給食施設

第3 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（1週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ



1 生活必需品供給の対象者

(1) 避難所に収容された者（担当：住民福祉部救護厚生班）

(2) 住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（※避

難所に収容された者に含む。)

2 必要量の把握

住民福祉部救助物資班は、生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、生活必需品対象者数のうち哺乳瓶、おむつ、女性用衛生用品等、老若男女のニーズの違い、及び要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

3 生活必需品の確保

住民福祉部救助物資班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

(1) 備蓄品

地震災害発生当初は、各避難所に備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

(2) 調達品

協定業者、奈良県農業協同組合、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、レンタル業者その他の業者からも調達する。また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(3) 生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮するとともに、老若男女のニーズ、要配慮者のニーズ等被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

| 確保の方法 | 生活必需品の内容 |
|-------|--|
| 備蓄品 | 紙おむつ(新生児用、S・M・L)、毛布 |
| 調達品 | ※不足する場合の上記のものに加え 被服(肌着等)、炊事用具(食器類を含む)、ほ乳瓶、衛生用品、光熱用品、タオル、石鹸・歯ブラシ等日用品、要援護高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具、その他必要なもの |

4 供給方法

備蓄品は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

また、在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とするが、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣住民やボランティア等が配布を支援する。

資料編：10－3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

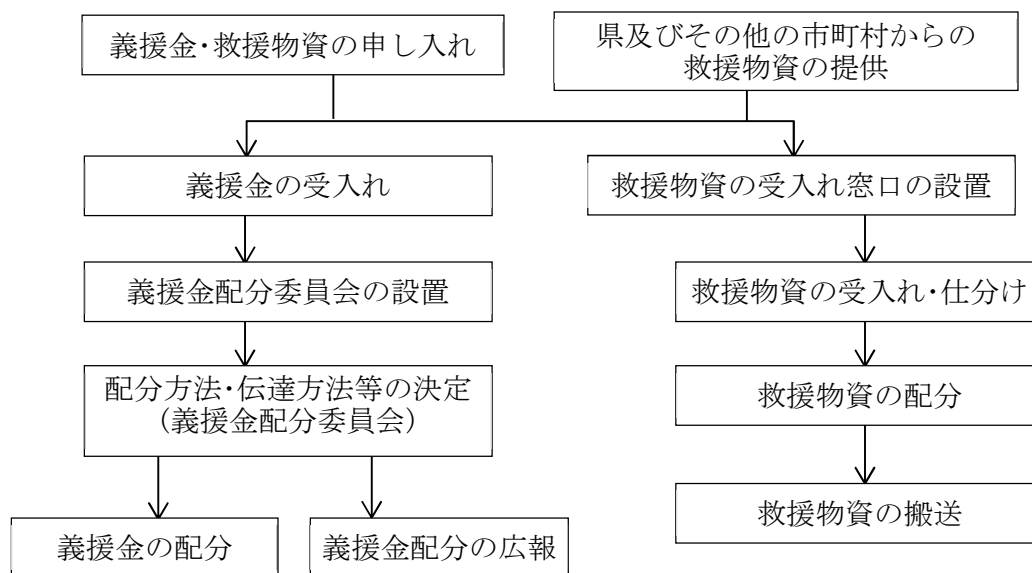
5 物資集積場所

緊急物資の集積場所は、「平畑体育館」とする。

第4 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

■ 応急対策の流れ



1 義援金の受入れ及び配分等

(1) 受入れ

総務部情報班は、義援金の受入れ窓口を開設し、町としての受入れ業務を行う。

受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該地震災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、各部長を構成員とする義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(4) 日本赤十字社等の義援金募集に関する広報

総務部総務班は、日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等が行う義援金の受入れ・管理等について、防災行政無線、町ホームページ、広報紙等により広報活動その他必要な支援を行う。

2 救援物資の受入れ及び配分

住民福祉部救助物資班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ただし、大規模地震発生により町の受入れ体制が整わないと判断される場合は、救援物資の受入れが困難であり、当面の受付は義援金に限る旨の本部長（町長）声明を町ホームページに掲載するとともに、報道機関に対して周知協力を要請する。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の

必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

(ア) 受入品目の限定（必要物資、不要物資、当面必要でない物資）

(イ) 救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること

(ウ) 複数の品目を梱包しないこと

(エ) 腐敗する食料は避けること

(オ) 近隣で協力者がある場合は、その方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること

(2) 保管

救援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、実施する。

(4) 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

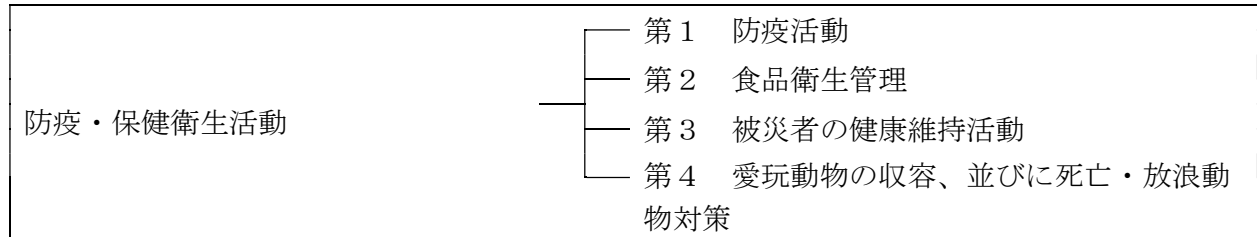
第17節 防疫・保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

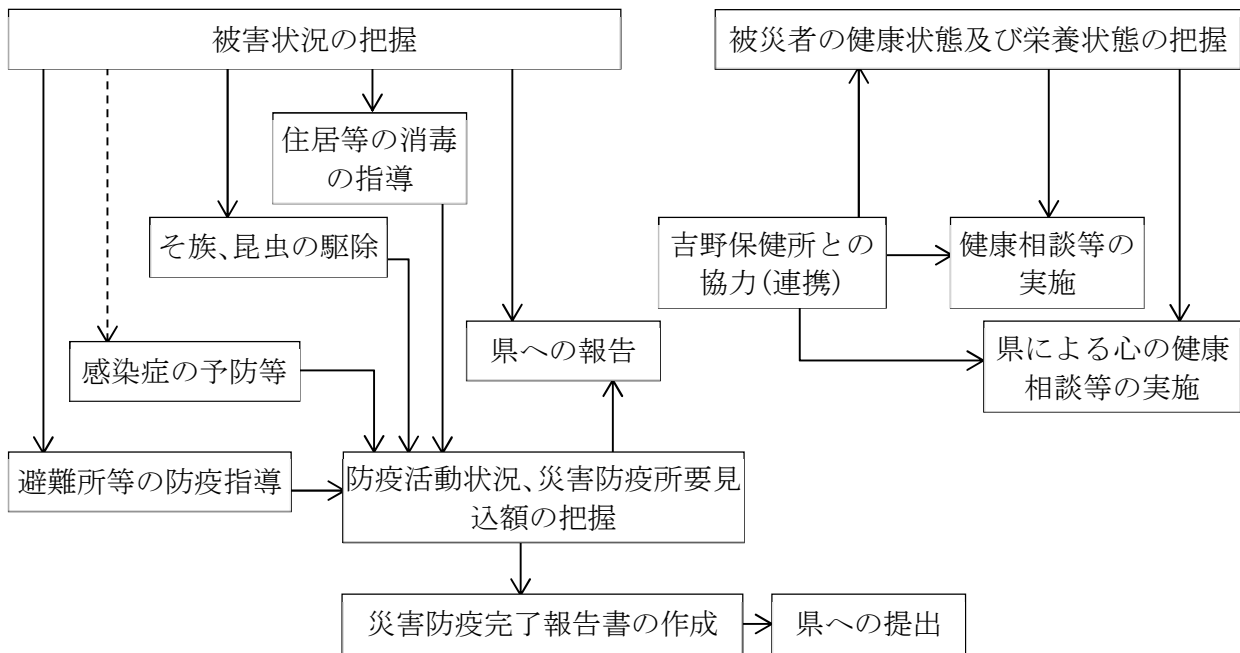
《担当部・機関》

住民福祉部救護厚生班・建設環境部環境整備班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 防疫活動

1 実施責任者

住民福祉部救護厚生班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）並びに災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、吉野保健所の指導、指示に基づいて、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫措置を講じる。

また、町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、吉野保健所に協力を要請する。それでもなお、吉野保健所内においても実施が困難な場合は、県福祉医療部医療政策局疾病対策課に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 防疫措置の指示命令

感染症予防上必要がある場合、県の指示、命令により災害の規模、態様に応じた、範囲、期間を定めて次の事項について消毒等を行う

- (1) 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- (2) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- (3) 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- (4) 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

3 避難所等の防疫指導

吉野保健所の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努める。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

また、旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、吉野保健所の指導、指示のもとに、ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止、レジオネラ感染症等の発生予防対策として、清掃・消毒の徹底に努める。

4 県への協力要請

町単独での防疫活動の実施や、資機材の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じ県に協力を要請する。

5 報告

吉野保健所を経由して、県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

6 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務部総務班及び吉野保健所を経て県に提出する。

- ※一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱）
- ※二類感染症（ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。））
- ※三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

第2 食品衛生管理

住民福祉部救護厚生班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、吉野保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

吉野保健所は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について、現地指導の徹底によって食中毒の発生を防止する。

- (1) 炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査
- (2) 食品取扱者の衛生指導及び健康診断（検便）
- (3) 飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
- (4) 食品保管庫・食品器具の衛生指導及び検査

2 食中毒発生時の対応方法

住民福祉部救護厚生班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

なお、被害の拡大が懸念される場合、速やかに県へ連絡するとともに、状況により県に支援を要請する。

第3 被災者の健康維持活動

住民福祉部救護厚生班は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、吉野郡医師会等関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配について、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 吉野保健所は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、町に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 地震災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 愛玩動物の収容、並びに死亡・放浪動物対策

建設環境部環境整備班は、吉野保健所に協力して、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、愛玩動物の収容、並びに死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

1 放浪動物の保護収容

被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、県、動物愛護団体等関係機関と連携・協力して行う。

具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

- (1) 被災地域における動物の保護・収容
飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、建設環境部環境整備班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。
- (2) 動物による人等への危害防止
危険な動物(特定動物※)が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがある

あるときに、町（建設環境部環境整備班）、県、県警察（吉野警察署）等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニなど）

2 避難所における動物の適正な飼育

建設環境部環境整備班は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。
- (2) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。
- (4) ペット同行避難者の受け入れ

①同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

②避難所におけるペットの飼養スペース

避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。

避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

③災害に備えた事前準備

飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

- ・少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日以上）
- ・予備の食器と首輪、リード
- ・ケージ補修などに使うガムテープ
- ・トイレ用品

飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

- ・ケージに慣れる
- ・無駄ぼえをさせない
- ・決められた場所でトイレができる

3 死亡動物の処理

地震災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、建設環境部環境整備班が関係各部、関係機関と協力して、以下のとおり行う。

- (1) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。
- (2) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

4 愛玩動物飼育者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

5 特定動物の逸走対策

※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：ワニ、クマ等) 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、吉野保健所に協力して、警察への通報や付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

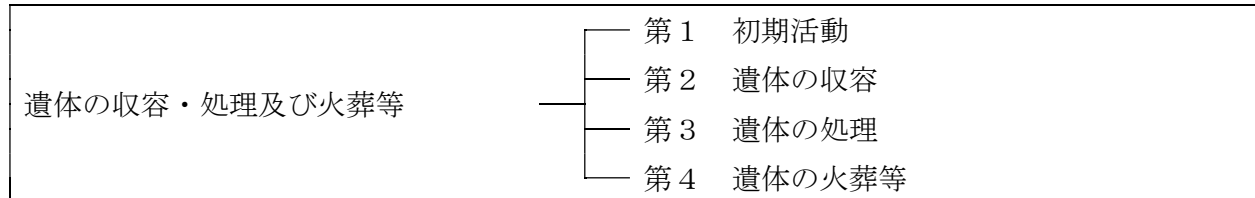
第18節 遺体の収容・処理及び火葬等

県警察（吉野警察署）と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

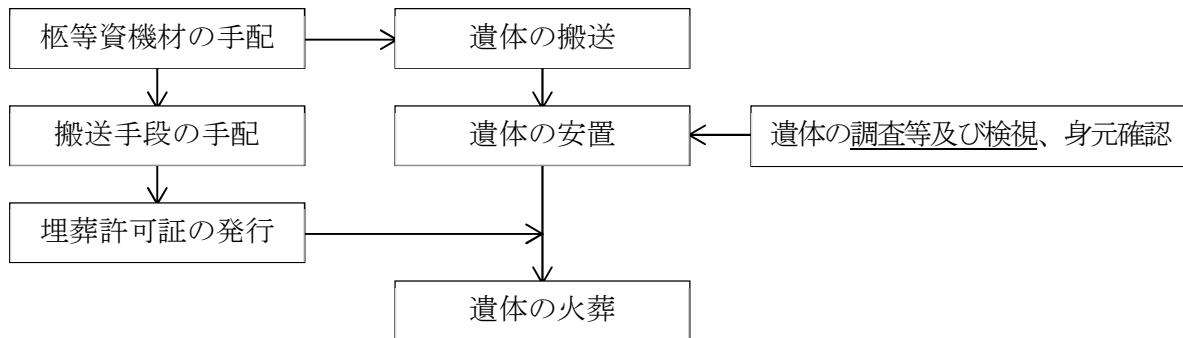
《担当部・機関》

住民福祉部救助物資班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 初期活動

住民福祉部救助物資班は、地震災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により、全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数及び予測数についても把握する。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を把握する。

第2 遺体の収容

住民福祉部救助物資班は、遺体を発見した場合は、関係各部及び県警察（吉野警察署）、消防団、吉野郡医師会等関係機関と連携し、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

なお、多数の死者が想定される大規模地震発生直後においては、生存者救出を最優先として、行方不明者の捜索を行う。

1 遺体を発見した場合の措置

(1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに県警察（吉野警察署）に連絡する。

(2) 県警察（吉野警察署）は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は住民福祉部救助物資班）に引き渡す。

2 遺体の収容

住民福祉部救助物資班は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

(1) 遺体収容所の開設

遺体収容所は、大規模災害等によって多数の遺体を収容しなければならない場合に備え、公共施設や葬儀業者等の中からあらかじめ遺体収容所を選定しておき、災害状況に応じて適宜施設管理者と協議して開設する。

(2) 検視及び検案

警察官による遺体の調査等及び検視、医師の検案は、現場、医療救護所及び遺体収容所において行う。

(3) 収容

警察官による遺体の調査等及び検視、医師の検案を終えた遺体及びその必要がある遺体は、住民福祉部救助物資班及び県警察（吉野警察署）その他関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

第3 遺体の処理

住民福祉部救助物資班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、吉野郡医師会等関係機関の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存

(2) 資機材等や車両の調達

- ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。
- イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

- ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- イ 身元不明の遺体については、県警察（吉野警察署）、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引き渡し

- ア 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として地震災害発生の日から10日以内とする。

ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を作成する。

- (1) 遺体処理台帳
- (2) 遺体処理支出関係書類

第4 遺体の火葬等

住民福祉部救助物資班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の火葬等を

行う。

1 遺体の火葬等方法

- (1) 対象者は、原則として地震災害によって死亡した者とするが、地震災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- (2) 町内の火葬場で対応できない場合は、総務部総務班を通じて県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務部総務班が確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、本部長（町長）の判断に基づき住民福祉部救助物資班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。
なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

2 火葬等の期間

遺体の火葬等の期間は、原則として地震災害発生の日から10日以内とする。

ただし、現に遺体を火葬等する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 火葬等に関する書類

火葬等を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 埋葬・火葬台帳
- (2) 埋葬・火葬支出関係書類

4 大規模地震発生時の広域火葬の実施要請

住民福祉部救助物資班は、大規模地震により多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の火葬が速やかに実施できるよう、総務部総務班を通じて、県に対し、県内他市町村、又は近隣市町村の火葬受入れによる広域火葬を要請する。

住民福祉部救助物資班は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

資料編：13-1 火葬場施設一覧表

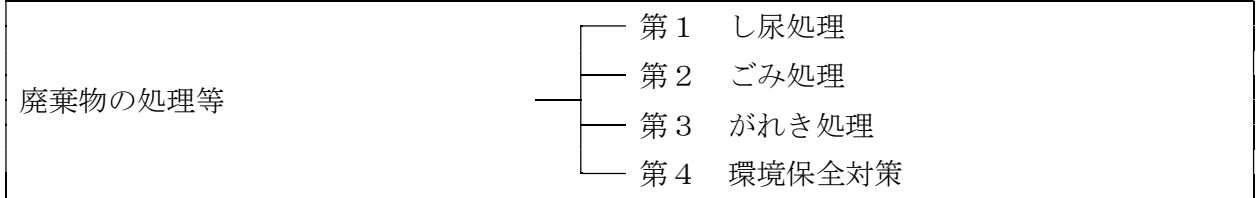
第 19 節 廃棄物の処理等

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な地震災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

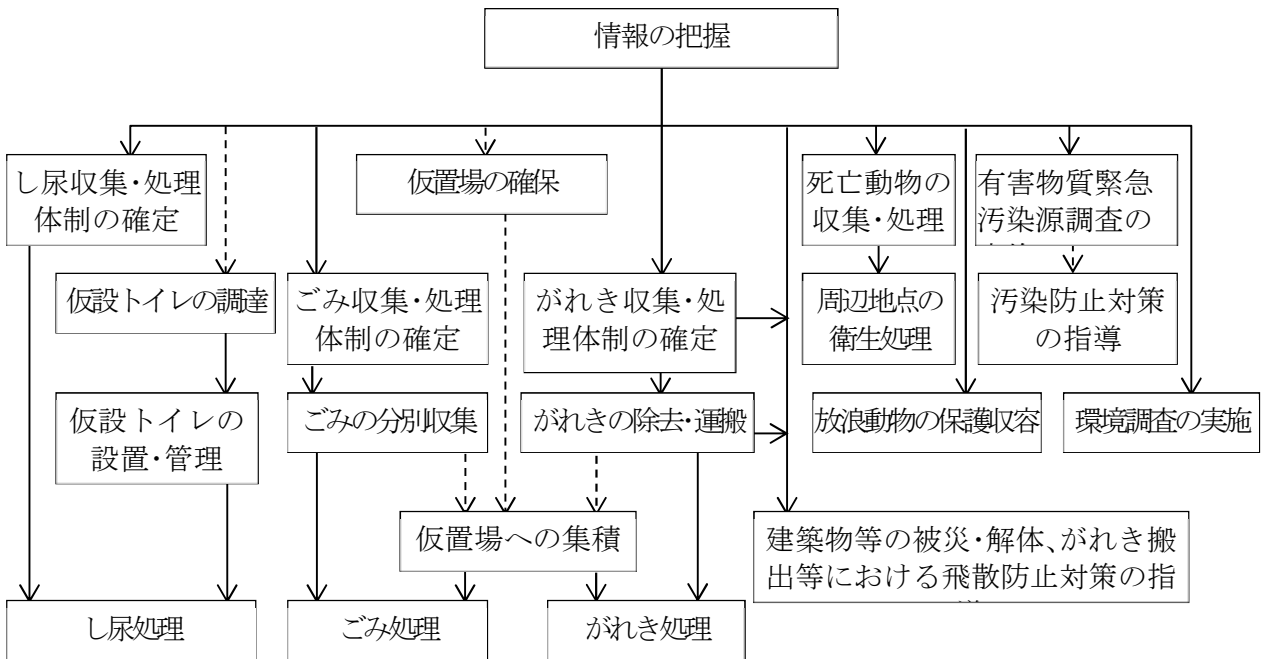
《担当部・機関》

建設環境部建設産業班・建設環境部環境整備班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第 1 し尿処理

建設環境部環境整備班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

し尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量及び仮設トイレの必要数を把握するとともに、県に報告する。

- (1) 建設環境部環境整備班は、所管するし尿処理・下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2) 建設環境部環境整備班は、上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

- (3) 建設環境部環境整備班は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障がい者向けに配慮した仮設トイレ等の必要数を把握する。
- (4) 倒壊・焼失家屋等を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 災害時応急処理体制の確立

- (1) 必要に応じて民間事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。
- (2) 現有体制で対応できない場合は、民間事業者に協力を要請するほか、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請して実施する。

3 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

- (1) 仮設トイレ設置の基準
 - 仮設トイレを次の基準をめやすとして設置する。
 - 仮設トイレ設置台数：1台/100人、地震災害発生直後の初動期は1台/250人
- (2) 仮設トイレの調達
 - 仮設トイレの必要数を確保するために業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務部総務班を通じ県に協力を要請する。また、同時に次の手配も行う。
 - ア トイレットペーパー
 - イ 清掃用品
 - ウ 屋外設置時の照明施設
- (3) 仮設トイレの設置
 - ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。
 - イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。
 - ウ 男女別及び障がい者への配慮を行う。
- (4) 設置期間
 - 上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

4 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (3) 設置場所の管理者及び区等の住民に対して、使用上の注意事項の徹底及び日常の清掃等を要請する。

5 処理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確定する。

なお、浸水等が発生した地域を優先的にかつ迅速な応急くみ取りを実施する。

■資機材の管理主体、資機材名、数量

| | | |
|-------------|-----------------|----|
| 委託業者、許可業者所有 | し尿収集運搬車(バキューム車) | 7台 |
|-------------|-----------------|----|

6 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

県への支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに

報告する。

- ア 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）
- イ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- ウ その他必要な事項
- エ 連絡責任者

資料編：14-1 ごみ・処理施設一覧表

資料編：14-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者

第2 ごみ処理

建設環境部環境整備班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

ごみ処理に必要な情報を把握し、県に報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ焼却施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。

支障を発見した場合は、稼働できるよう措置を講じる。

2 ごみ収集体制の確立

- (1) 被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・搬送を行う。

収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。

- (2) 効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。
- (3) 収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借上げにより短期間に作業を完了させる。

3 処理対策の実施

- (1) ごみの一時集積

ごみ焼却施設での処理能力を上回るごみが発生したときは、周辺の環境に留意し、総務部総務班と調整のうえ、公有地等をごみの臨時集積所として確保・指定する。

この場合、飛散等による生活環境に影響を及ぼさないよう場所の選定を行う。

また、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積所については定期的な消毒を実施する。

- (2) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

ア ごみは、平時の分別区分による収集を実施する。

イ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。

ウ 地震災害により、道路に排出された廃棄物は、臨時集積場に塵芥車両を適宜配車して、収集・搬送する。

エ 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。

■資機材の管理主体、資機材名、数量

| | | |
|-----|---------|-----|
| 町所有 | ごみ収集運搬車 | 10台 |
|-----|---------|-----|

(3) ごみの処理

ア ごみ処理は、ごみ焼却施設で行う。

イ 塵芥、汚泥は町の最終処分場への埋め立て、若しくはごみ焼却施設で焼却する。

ウ 町単独でごみの処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

エ 最終処分は、町の最終処分場にて行う。

■一般廃棄物処理施設(南和広域美化センター)

| 種別 | 所在地 | 処理能力 |
|--------|-----------|---------|
| ごみ焼却施設 | 大淀町芦原 185 | 40t/16H |

4 応援要請

ごみ焼却施設が被災のため使用困難な場合、その他町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

特に、最終処分場及び仮置場の確保については、大規模な地震被害の場合不足することが明らかのため、速やかに県に対し、協力支援を要請する。

5 住民への広報

地震発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに以下の事項について、必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 町の問い合わせ窓口

資料編：14-1 ごみ・処理施設一覧表

資料編：14-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者

第3 がれき処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

建設環境部環境整備班は、関係各部及び関係機関からがれき処理に必要となる情報を把握し、がれき発生量を県に報告するとともに、応急的な収集処理計画を策定する。

- (1) 河川施設被害、道路交通障害、被災家屋調査結果等をもとに、がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが必要な場合、総務部総務班と調整のうえ、周辺の環境に留意し公有地等を仮置場として選定・確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 がれき処理・収集体制の確立

建設環境部環境整備班は、関係各部及び関係機関と連携し、がれき処理・収集体制を確立する。

(1) 住宅関連のがれき処理

建設環境部建設産業班は、住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理に伴い発生したのがれきについて仮置場又は処理施設まで搬送する。

なお、町が公費により被災住宅の解体を行った場合は、同様に行う。

(2) 道路上のがれき処理

建設環境部建設産業班は、町所管の道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている障害物(がれき)について仮置場又は処理施設まで搬送する。

(3) 河川関係のがれき処理

建設環境部建設産業班は、地震災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去し、仮置場又は処理施設まで搬送する。

(4) 鉄軌道上のがれきの処理

鉄軌道上のがれき処理及び処分は、鉄道施設管理者が行う。

(5) 所管の不明ながれき処理、並びにがれきの処分

建設環境部環境整備班は、所管の不明ながれきについて、仮置場又は処理施設まで搬送するとともに、収集されたがれきの処分を行う。

なお、被災家屋の解体、撤去、運搬は、原則として被災者生活再建支援金等により、その所有者が行うが、必要に応じて関係事業者を被災者にあっせんする。

また、関係事業者等と連携して、町内の被災家屋の解体、撤去、運搬状況を把握する。

3 がれきの処理・処分の基本方針

建設環境部環境整備班、関係各部及び関係機関は、がれきの処理・処分に当たっては、以下のとおり行う。

- (1) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (3) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。
- (5) 仮置場に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の最小化・円滑化を図る。
- (6) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (7) 道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。そのため必要な措置を講じる。

4 応援要請

建設環境部環境整備班は、町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- (1) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- (2) 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) その他必要な事項
- (5) 連絡責任者

また、地震災害の状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し特別の

措置を要請する。

5 住民への広報

建設環境部環境整備班は、総務部総務班を通じて、がれきの処理・処分方法（特に分別の厳守）、道路、公園、河川等への不法投棄防止への協力について、住民の理解を得るため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、必要な情報を広報する。

資料編：14-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者

第4 環境保全対策

建設環境部環境整備班は、被災地域の環境保全のため、県と連携し、大気、水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 初期対応

被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査、その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

地震が発生した場合の環境調査については、そのつど国・県・関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

建築物の被災、解体に伴い環境保全対策については、以下のとおり行う。

(1) 有害物質等の漏洩防止対策

建設環境部建設産業班と連携し、建築物の被災及び解体作業における有害物質等の漏洩防止対策を指導する。

(2) 粉塵飛散防止対策

建設環境部建設産業班と連携し、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

(3) アスベスト飛散防止対策

建設環境部建設産業班と連携し、建築物の被災及び建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を以下のとおり指導する。

なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導する。

ア 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、飛散防止対策を講じるよう指導する。

また、工事完了後の報告を求める。

(4) がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第20節 ボランティア等自発的支援の受入れ

住民福祉部救護厚生班及び総務部総務班は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報班・住民福祉部救護厚生班・住民福祉部救助物資班・関係機関

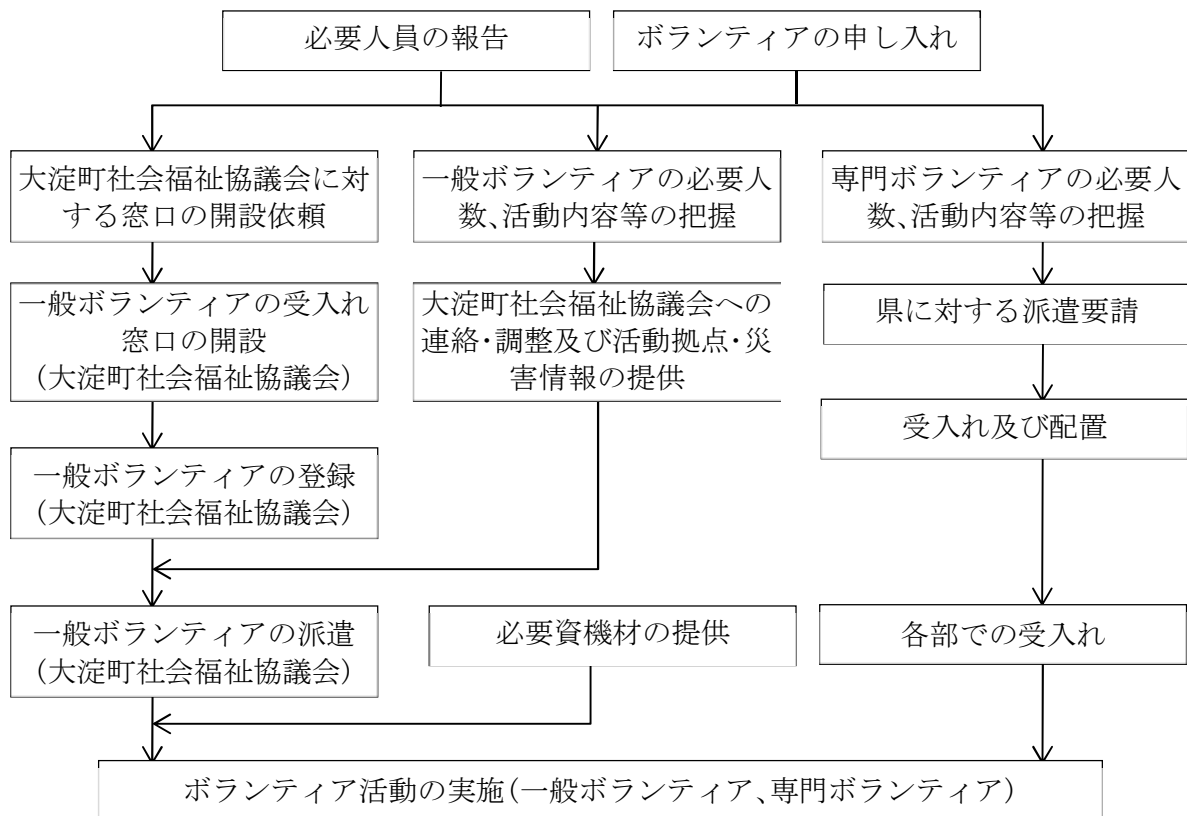
《対策の体系》

ボランティア等自発的支援の受入れ

- 第1 ボランティアの受入れ
- 第2 海外からの支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

■ 応急対策の流れ



県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県社会福祉協議会、大淀町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、県が運営しているボランティア・NPO活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等を活用し、必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

関係各部は、各部が所管する応急対策の実施に当たっては、次のような活動内容のボランティ

アの協力を得る。

また、そのために必要な情報（ボランティアの活動場所、活動内容、人数等）をとりまとめ、住民福祉部救護厚生班に連絡する。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障がい者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者のニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

住民福祉部救護厚生班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、大淀町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

住民福祉部救護厚生班は、大淀町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

(4) ボランティア保険への加入

大淀町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

住民福祉部救護厚生班は、大淀町社会福祉協議会が設置する町ボランティアセンターをはじめとして、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

住民福祉部救護厚生班は、大淀町社会福祉協議会が設置する町ボランティアセンターとの連絡・調整にあたり、ボランティア関係団体に対して地震災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

3 専門的なボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や建築物の応急危険度判定、ボランティア活動の調整、無線通信、通訳等の災害応急対策において、町単独では人材が不足すると住民福祉部救護厚生班が判断した場合、総務部総務班は、各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

専門的なボランティアは次のとおりである。

- ア 医療分野（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産婦等）
- イ 被災建築物応急危険度判定士、一級建築士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティアコーディネーター
- オ アマチュア無線技師
- カ 通訳（外国語、手話）
- キ 特殊車両等の操縦、運転の資格者等

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部総務班が行う。

第2 海外からの支援の受入れ

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

なお、海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

1 連絡調整

総務部総務班は、海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

総務部総務班は、各部、県等関係機関と連携し、海外からの支援の受入れを以下のとおり行う。

(1) 次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地域のニーズと受入れ体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

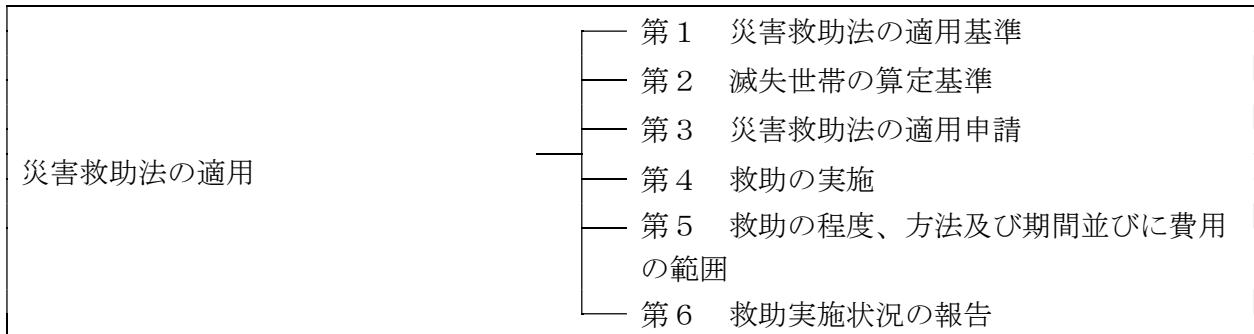
第 21 節 災害救助法の適用

知事は、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

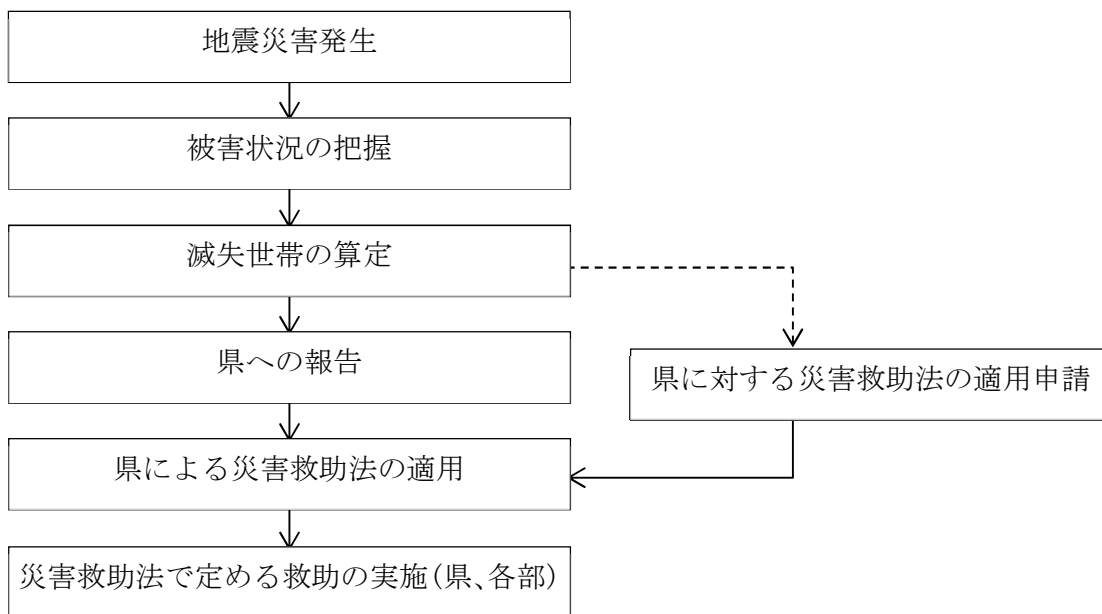
《担当部・機関》

総務部総務班・住民福祉部救護厚生班・関係機関

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第 1 災害救助法の適用基準

人口が 30,000 人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、地震災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という）が、50 世帯以上の場合
- (2) 県域の滅失世帯数が 1,500 世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が 25 世帯以上の場合
- (3) 県域の滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町域の被害世帯数が多数の場合であって、内

閣府令で定める基準に該当するとき

- (4) 地震災害が隔絶した地域に発生したものである等、地震災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、滅失世帯が多数である場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。

なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定基準

| | | | |
|--------------------------------|--------|---|----------|
| 全壊(全焼・流失) | 世帯 1世帯 | = | 滅失世帯 1世帯 |
| 半壊(半焼)等著しく損傷した世帯 | 2世帯 | = | 滅失世帯 1世帯 |
| 床上浸水、土砂の堆積等によって 一時的に居住困難な世帯 | 3世帯 | = | 滅失世帯 1世帯 |
| (注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。 | | | |

第3 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

- (1) 本部長(町長)は、町の地震による被害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。

なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- (2) 災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっている。

なお、災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、本部長(町長)は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

報告を必要とする地震災害は、以下のとおりである。

- ア 災害救助法の適用基準に該当するもの
- イ その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- ウ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- エ 地震災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- オ その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、本部長(町長)はこれを補助する。

ただし、地震災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、本部長(町長)は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、本部長(町長)が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

| 救助の種類 | 実施機関 |
|--|-------------------|
| 1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被災者の救出 4 埋葬 5 遺体の捜索及び処理 6 応急仮設住宅の給与 7 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 8 医療及び助産 9 被災した住宅の応急修理 10 学用品の給与 11 地震災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | 知 事 及 び 町 長 |

第5 救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

また、救助の実施時期について、「災害救助法」による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、長雨等で被害が漸増し、一定期間を経た後、初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてさしつかえない。

資料編：15－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第6 救助実施状況の報告

1 発生報告

地震災害発生直後に報告する。

町長（本部長）は、委任された救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告する。

2 中間報告

当該地震災害にかかる法適用の指定が完了した後から報告を開始する。

救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

3 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

4 報告に当たりの留意事項

- (1) 緊急を要するもの又は特に指示した事項については、中間報告にかかわることなく、速やかに報告する。
- (2) 緊急の報告手段としては電話又はFAXとする。ただし、有線電話が途絶した場合は、無線又は口頭による。

第22節 応急教育等

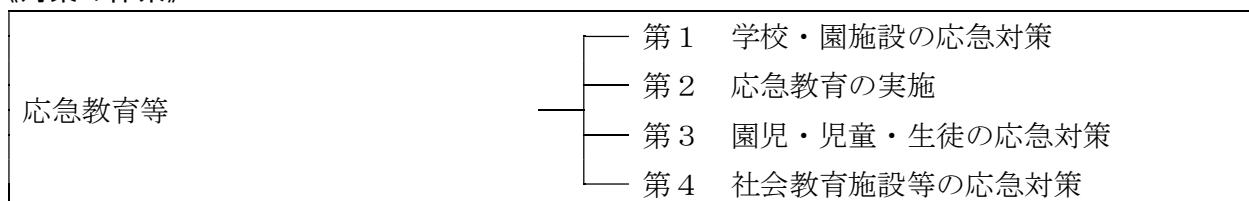
町（教育委員会）は、震度6弱以上の地震が発生した場合、あるいはそれ以下の地震に際しては本部長（町長）の指示があった場合、幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、学校教職員、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

なお、高校その他の教育施設については、各関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町の幼稚園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

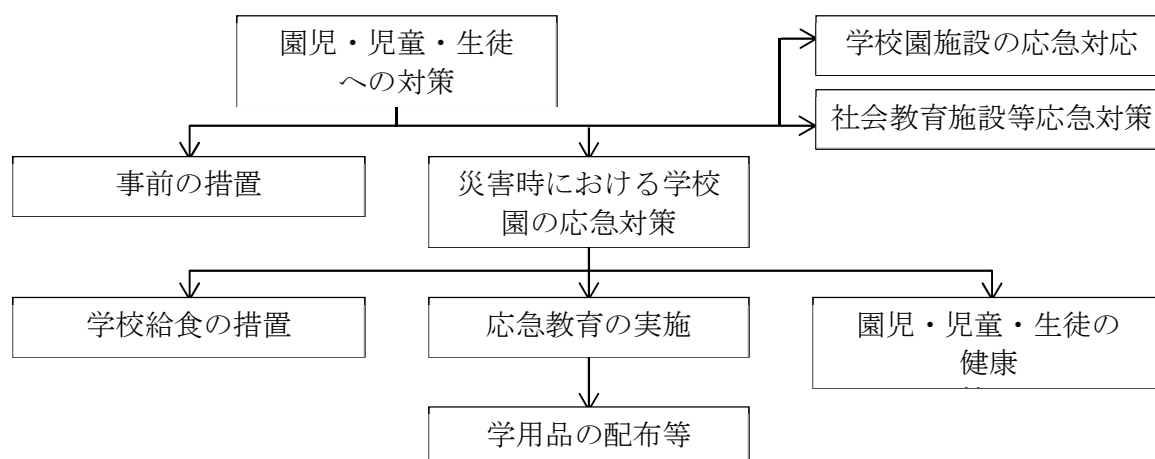
《担当部・機関》

教育委員会教育班

《対策の体系》



■ 応急対策の流れ



第1 学校・園施設の応急対策

教育委員会教育班は、各学校長・園長等と連携し、以下のとおり地震災害発生後の応急対策を行う。

1 園児・児童・生徒の安全確保

幼稚園、小中学校の各学校長・園長等は、地震の発生に際しては、以下のとおり行う。

- (1) 在園・在校時間中に地震が発生した場合は、園児・児童・生徒、教職員自身の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育委員会教育班に連絡報告する。
- (2) 通学園路の安全が確認された場合は、学校・園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。

ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校・園内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

- (3) 学校行事（校外）において災害が発生した場合は、現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を行い、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保するとともに、保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するため、窓口対応を一本化する。
- (4) 夜間・休日等に地震が発生した場合は、教職員は地震災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき、所属の学校・園に参集し、園児・児童・生徒の安否確認を行うとともに、町が行う災害応急・復旧対策への協力、並びに応急教育の実施及び校・園舎の管理のための体制の確立に努める。

2 施設の被害状況の把握・報告

- (1) 幼稚園、小中学校の管理責任者は、以下の項目について、調査・把握し、教育委員会教育班に速やかに連絡報告する。なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び教職員の参集状況について把握している限りを報告する。
 - ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
 - イ 教職員の被災状況
 - ウ 学校・園施設の被害状況
 - エ 応急措置を必要と認める事項
- (2) 教育委員会教育班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、直ちに総務部情報班に被害状況を報告するとともに、必要に応じて速やかに県教育委員会に報告する。
 - ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
 - イ 教職員の被災状況
 - ウ 学校・園施設の被害状況
 - エ その他教育施設等の被害状況
 - オ 応急措置を必要と認める事項

3 避難所等の開設及び運営への協力

避難所等災害対策活動拠点となる園・小中学校では、その開設及び運営に積極的に協力する。

4 応急復旧対策

教育委員会教育班は、地震発生後、以下のとおり速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業の実施体制を整える。

- (1) 地震による被害の軽易な復旧は、学校・園長に委任する。
- (2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校・園舎等の建設を検討する。
- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ア 隣接学校・園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
 - イ 学校・園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

第2 応急教育の実施

教育委員会教育班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

地震によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の、被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- (1) 臨時休校
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

3 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

- (1) 不足教職員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
- (2) 当該学校内で操作できない場合は、教育委員会教育班において操作する。
- (3) 教育委員会教育班で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、立入禁止区域の設定等安全対策を講じるとともに、園児・児童・生徒に対して危険防止に関する指導の徹底を図る。

5 転校措置

児童・生徒の転校・園手続き等の弾力的運用を図る。

第3 園児・児童・生徒の応急対策

教育委員会教育班は、各学校長・園長等及び関係各部・機関と連携し、学校給食の早期再開、園児・児童・生徒の健康管理に万全を尽くすとともに、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 学校給食の措置

地震災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合

- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

2 園児・児童・生徒の健康管理

- (1) 被害の状況を勘案し、学校・園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
- (2) 被災地域の園児・児童・生徒に対して、吉野保健所、学校医及び住民福祉部救護厚生班と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- (3) 被災した園児・児童・生徒に対しては、吉野保健所等専門機関との連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努め、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。
- (4) 被災状況に応じて、吉野保健所及び住民福祉部救護厚生班と緊密な連絡をとり被災学校・園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

3 就学援助等に関する措置

教育委員会教育班は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

4 学用品の支給

教育委員会教育班は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

第4 社会教育施設等の応急対策

教育委員会教育班は、震度6弱以上の地震が発生した場合、あるいはそれ以下の地震に際しては本部長（町長）の指示があった場合、所管する中央公民館、町立図書館等社会教育施設の利用者の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに施設の再開等を迅速に行うため、以下のとおり必要な措置を講じる。

1 利用者の安全確保

施設の管理者は、地震発生時には、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止するなど状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設の利用者、職員の安全を確保する。

2 避難誘導

施設の管理者は、施設利用者の来館時にあつては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 その他の応急措置

- (1) 施設の管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講じる。
- (2) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急を実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。
- (3) 施設の管理者は、以下の項目について、教育委員会教育班に速やかに連絡報告する。
 - なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び職員の参集状況について把握している限りを報告する。
 - ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況
 - イ 職員の被災状況
 - ウ 施設の被害状況

エ 応急措置を必要と認める事項

(4) 教育委員会教育班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、総務部情報班に被害状況を報告する。

ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況

イ 職員の被災状況

ウ 社会教育施設の被害状況

エ 応急措置を必要と認める事項

第 23 節 文化財応急対策

教育委員会教育班は、震度 5 強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の地震発生時については、必要と認めた場合、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。

また、県教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

《担当部・機関》

教育委員会教育班

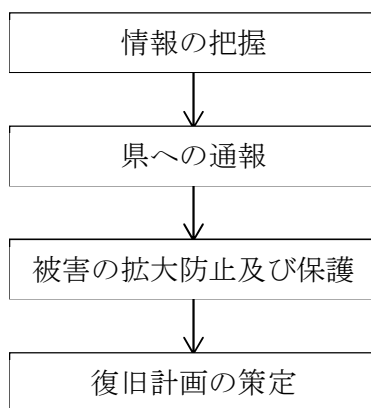
《対策の体系》

文化財応急対策

第 1 地震災害発生のお知らせ

第 2 被害状況の調査・復旧対策

■ 応急対策の流れ



第 1 地震災害発生のお知らせ

- (1) 教育委員会教育班は、地震災害が発生したときは、直ちに町指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。
- (2) 指定文化財の所有者又は管理者は、地震災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに教育委員会教育班を通じて、県教育委員会へ通報する。
- (3) 県教育委員会は、通報を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。

資料編：17-1 指定文化財一覧表

第 2 被害状況の調査・復旧対策

- (1) 教育委員会教育班は、被害調査後、判明した状況から町指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
- (2) 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。
なお、現地調査の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 県教育委員会は、被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。

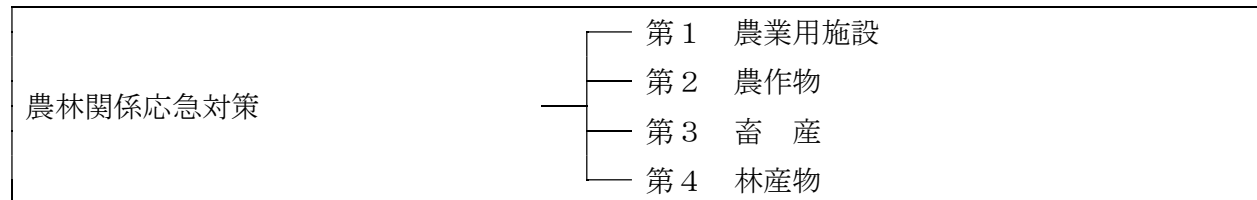
第 24 節 農林関係応急対策

地震災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

《担当部・機関》

建設環境部建設産業班・関係機関

《対策の体系》



第 1 農業用施設

建設環境部建設産業班等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。建設環境部建設産業班は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。

第 2 農作物

1 災害対策技術の指導

建設環境部建設産業班は、県及び奈良県農業協同組合との協力のもと、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

2 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

建設環境部建設産業班は、必要に応じて、県に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんでんを依頼し、その確保を図る。

第 3 畜産

建設環境部建設産業班は、地震災害発生時に急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。さらに国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

第 4 林産物

建設環境部建設産業班は、県との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第 25 節 社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

《担当部・機関》

総務部総務班・関係機関

《対策の体系》

社会秩序の維持

- 第 1 警備活動
- 第 2 住民への呼びかけ
- 第 3 物価の安定及び物資の安定供給

第 1 警備活動

県警察（吉野警察署）は、公共の安全と秩序を維持するため、町と連携し、区・自主防災組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

第 2 住民への呼びかけ

総務部総務班は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第 3 物価の安定及び物資の安定供給

総務部総務班、県及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

総務部総務班は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、心理的パニックの防止に努めるとともに、消費者の利益を守る。

2 生活必需品等の確保

総務部総務班は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3 物価の監視

総務部総務班は、他市町村と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

第 26 節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

《担当部・機関》

総務部総務班

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（平成 25 年 6 月改正災害対策基本法）

内閣総理大臣により、大淀町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第 86 条の 2 から第 86 条の 5 までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第 86 条の 2 から第 86 条の 5 までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の 2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の 3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第 4 章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例（第 86 条の 4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第 5 条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例（第 86 条の 5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。